

なるも農業兼業者五十二戸（肥料販賣業）中の利益を商業兼業者の利益中に算入したる類の如し。而して是等兼業者の利益は實際に於て、専業者の利益中に計上せざる方相當なるべし。又庶業者の負擔として計上したる諸税諸負擔の大部分も亦農業兼業者の負擔に計上するを相當となすべし、斯く爲すときは農業者の損失倍々増大を感すべきなり。

本村産業の概況斯の如し、而して本村の最も主要とする所の農業經濟に於ける状態は、實に憂慮に堪へざるなり。苟も本村の農業者たる者大に意を茲に注ぎ、奮勵努力、以て一面生産額の増加を圖ると同時に、一面生産費の節約を努むるにあらざれば、將來本村は農村として其獨立を維持すること能はざるに至るべし。今收穫に於て、少くも一割を増加し、又一方生産費に於ても、一割を節約すること爲さむか、即ち年々収入に於て金參萬千五百九拾圓を増加し、支出に於て金參萬參百八拾圓を減殺し、之れが收支を計上すれば金六萬千九百七拾圓の剩餘と爲り、一戸平均金百拾圓八拾六錢の收入を見ること、爲るも、未だ前記の利息を控除する能はざるのみならず、尙ほ貳萬參千四百參拾六圓の損失を免れざる勘定なり。農業の改良、豈に忽諾に附して可ならむや。

之を要するに、農業經濟の根本義は、少費多穫に在り、而して少費多穫の捷徑は、産業組合の設立と耕地の整理とに在る者と爲す。産様組合の設立は年來の宿望にして、未だ之を果さざるは、頗る遺憾と爲す所、抑々産業組合の設置は獨り農業者に止まらず、工商業者、亦其の必要を感ずるを以て、一日も早く之を設立し、以て産業の發達を圖らざるべからず。耕地整理の必要たる亦

言ふを竣たざる所なれども、本件に付ては本編施設事業の章中、曲金耕地整理實施の概況に於て、詳説したれば、爰に贅せず。

第一項 農業收入 (大正四年調)

一、米麥菽生産額

| 種別 | 作付段別                  | 一段歩收量                 | 總收量                    | 單價                    | 總價額                     |
|----|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 粳米 | 三六九〇 <small>石</small> | 二〇〇 <small>石</small>  | 七、三八〇 <small>石</small> | 一圓二付 <small>石</small> | 九二、二五〇 <small>円</small> |
| 糯米 | 四二二三                  | 一、九〇                  | 八〇四                    | 〇七五                   | 一〇、七二〇                  |
| 小麥 | 八一                    | 一、八〇 <small>石</small> | 一四六                    | 二五〇 <small>石</small>  | 五八四                     |
| 大豆 | 九八                    | 〇、九四 <small>石</small> | 九三                     | 一〇五 <small>石</small>  | 八七三                     |
| 雜穀 | 八七                    | 一、六八 <small>石</small> | 一四六                    | 二五〇 <small>石</small>  | 五八四                     |
| 小計 | 四三七九                  | —                     | 八、五六八                  | —                     | 一〇五、〇一一                 |

二、蔬菜其他の生産額

| 種別 | 作付段別                  | 一段歩平均額              | 總生産價額                   | 重なる栽培地の大字名 |
|----|-----------------------|---------------------|-------------------------|------------|
| 漬菜 | 七二六 <small>前段</small> | 五〇 <small>円</small> | 三六、三〇〇 <small>円</small> | 曲金、奥戸新田    |
| 茄子 | 三三四                   | 七〇                  | 三三、三六〇                  | 上小松、下小松    |

| 種別    | 作付段別 | 一段歩平均<br>出産額 | 總生産價額   | 重なる栽培地の大字名        |
|-------|------|--------------|---------|-------------------|
| 於多福大根 | 三〇三  | 六五           | 一九、六九五  | 曲金、奥戸、奥戸新田        |
| 菜豆    | 二四一  | 七五           | 一八、〇七五  | 上下小松、鎌倉新田、奥戸、奥戸新田 |
| 小松菜   | 二〇七  | 四〇           | 八、二六〇   | 上平井               |
| 枝豆    | 一八四  | 三五           | 六、四四〇   | 曲金、奥戸新田           |
| 京菜    | 一九七  | 六五           | 一二、八〇五  | 下小松、奥戸            |
| 白瓜    | 二二、五 | 四〇           | 八、六〇〇   | 奥戸新田、上下小松、下小松     |
| 胡瓜    | 一三七  | 七〇           | 九、五九〇   | 上下小松、鎌倉新田、細田      |
| 甘藍    | 一三〇  | 六五           | 八、四五〇   | 曲金、細田、奥戸、鎌倉新田     |
| 葱     | (ワタ) | 六五           | 七、〇八五   | 分葱、鎌倉新田           |
| 藤豆    | 一〇、九 | 六〇           | 七、二六〇   | 葱、曲金、奥戸新田         |
| 蕪菁    | 一三、一 | 四〇           | 四、二二〇   | 奥戸新田、細田           |
| 蓮芋    | 一〇、三 | 七〇           | 五、四六〇   | 鎌倉新田、細田           |
| 里芋    | 七、八  | 七〇           | 一、五〇〇   | 上下小松、下小松、奥戸、奥戸新田  |
| 胡蘿蔔   | 七、五  | 七〇           | 一、五〇〇   | 各大字               |
| 馬鈴薯   | 四、五  | 五〇           | 二、二五〇   | 細田、鎌倉新田           |
| 其他    | 三、八  | 三〇           | 七、六〇    | 各大字               |
| 其茶    | 三、〇  | 三〇           | 九、〇〇    | 各大字               |
| 製菓    | 三、〇  | 三〇           | 一、五〇    | 奥戸、細田、奥戸新田        |
| 實(其他) | 宅地内  | 三〇           | 六、五〇    | 各大字               |
| 小計    | 三三七八 | —            | 一八一、七五〇 |                   |

三、畜産収入

| 種別 | 數量       | 單價   | 總收入額  | 摘                      | 要 |
|----|----------|------|-------|------------------------|---|
| 鶏  | 一、六七七羽   | 五〇〇  | 八三六   | 飼養農家一戸平均三羽             |   |
| 家鴨 | 一〇〇      | 六〇〇  | 六〇    | 飼養戸凡二十                 |   |
| 鶏卵 | 一五九、八〇〇個 | 〇、二五 | 三、九九五 | 雌一、三四二羽一羽に付平均一箇年産卵一九九餘 |   |
| 小計 | —        | —    | 四、八八三 |                        |   |

備考  
外に牛十頭馬七頭あり牛は乳牛搾取營業の部に出づ馬は七頭中二頭は荷積馬車用、五頭は春季耕耘用使役終れば他の地方へ寄託す。

四、副業収入

| 種別  | 數量                | 單價               | 總收入額  | 摘                    | 要 |
|-----|-------------------|------------------|-------|----------------------|---|
| 草履  | 八〇〇〇〇             | 大小平均一把七錢         | 五、六〇〇 | 一把は十束を稱す太拾錢細四錢平均七錢   |   |
| 草鞋  | 一萬足               | 平均一足貳錢           | 二〇〇   | 專業者なく副業なり            |   |
| 注連飾 | 牛蒡締三萬本<br>外に輪飾ガサ等 | 牛蒡締四尺六尺<br>込十本壹圓 | 五、二〇〇 | 鎌倉新田、下小松専ら製造す其戸數ハ約百戸 |   |
| 同業  | 二百回分              | 一回貳圓五拾錢          | 五〇〇   | 農業者にして二人分            |   |

| 種別   | 數量   | 單價  | 總收入額  | 摘 | 要             |
|------|------|-----|-------|---|---------------|
| 荷積馬車 | 四百日分 | 二〇〇 | 八〇〇   |   | 農業者二人にして一頭挽馬二 |
| 貸馬仲立 | 九十頭分 | 一五〇 | 一三五   |   | 頭分農業者二人分手数料   |
| 小計   |      |     | 一、四三五 |   |               |

五、肥料其他の收入

| 種別 | 數量     | 單價 | 總收入額  | 摘 | 要                |
|----|--------|----|-------|---|------------------|
| 人糞 | 二〇、八〇〇 | 一兩 | 三、三二〇 |   | 五、七五一人の排出高一日五十七荷 |
| 生草 | 八〇〇〇   | 十兩 | 一、〇〇〇 |   |                  |
| 乾草 | 八、〇〇〇  | 十兩 | 一、〇〇〇 |   |                  |
| 米糠 | 一、五〇〇  | 一兩 | 九〇〇   |   |                  |
| 藁灰 | 六、〇〇〇  | 一兩 | 一、五〇〇 |   | 約半額は村内の燃料        |
| 其他 | 四、三三六  | 一兩 | 三、三三八 |   | 藁類其他の藪芥          |
| 小計 |        |    | 一、二七九 |   |                  |
| 合計 |        |    | 三、五八三 |   |                  |

第二項 工業收入

| 職業別   | 本業戸數 | 兼業戸數 | 計  | 總生産額  | 一戸當   | 生産額より生産費を差引たる一戸當殘額 |
|-------|------|------|----|-------|-------|--------------------|
| 大工    | 一〇   | —    | 一〇 | 四、八六〇 | 四四三   | 二、五五〇              |
| 左官    | —    | —    | —  | 三六〇   | 三六〇   | 二〇〇                |
| 石工    | —    | —    | —  | 八五〇   | 八五〇   | 三五〇                |
| 疊工    | —    | —    | —  | 三〇〇   | 三〇〇   | 二五〇                |
| 建具    | 三    | —    | 三  | 三六〇   | 一二〇   | 三六七                |
| 指物    | 一    | —    | 一  | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三五〇                |
| 鋳物    | —    | —    | —  | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 二八〇                |
| 鍛冶    | 四    | —    | 四  | 二、八五〇 | 七一二   | 二七八                |
| 鐵皮    | 四    | —    | 四  | 五〇〇   | 一二五   | 二五〇                |
| 桶     | 五    | —    | 五  | 二、〇〇〇 | 四〇〇   | 二二六                |
| 箸     | 二    | —    | 二  | 八五〇   | 四二五   | 二五〇                |
| 傘袋    | 一    | —    | 一  | 七五〇   | 七五〇   | 二七三                |
| 足袋    | 一    | —    | 一  | 六〇〇   | 六〇〇   | 二五〇                |
| 下駄    | 四    | —    | 四  | 六、八〇〇 | 一、七〇〇 | 三三五                |
| 絲瓜細工  | —    | —    | —  | 二〇〇   | 二〇〇   | 一五〇                |
| 自轉車修繕 | —    | —    | —  | 三三〇   | 三三〇   | 二〇〇                |
| 染物    | 二    | —    | 二  | 三三〇   | 一、六五〇 | 四〇〇                |
| 形付物   | 一    | —    | 一  | 五〇〇   | 五〇〇   | 三〇〇                |

| 職業別   | 本業戸数 | 兼業戸数 | 計  | 總生産額    | 一戸當    | 生産額より生産費を差引たる一戸當殘額 |
|-------|------|------|----|---------|--------|--------------------|
| 綿打    | 1    | 1    | 2  | 1,100   | 1,100  | 250                |
| 木綿晒   | 1    | 1    | 2  | 1,600   | 800    | 375                |
| 襪晒    | 1    | 1    | 2  | 1,000   | 500    | 350                |
| 菓子種製造 | 1    | 1    | 2  | 1,500   | 1,500  | 300                |
| 布海苔製造 | 1    | 1    | 2  | 100,000 | 41,667 | 688                |
| 精米    | 1    | 1    | 2  | 4,684   | 4,684  | 1,054              |
| 萱屋根膏  | 1    | 1    | 2  | 540     | 60     | 50                 |
| 植木    | 1    | 1    | 2  | 1,500   | 375    | 200                |
| 井掘    | 1    | 1    | 2  | 270     | 285    | 200                |
| 理髮    | 1    | 1    | 2  | 196     | 245    | 209                |
| 髮結    | 1    | 1    | 2  | 840     | 210    | 190                |
| 仕立    | 1    | 1    | 2  | 700     | 350    | 290                |
| 計     | 7    | 5    | 12 | 157,354 | 21,033 | 536                |

備考  
 一戸當りは本業兼業の總戸数に割當て、合計額の一戸當りは、本業戸数のみに割當てたるものなり。第三項商業の部亦同じ

第三項 商業收入

| 營業別    | 本業戸数 | 兼業戸数 | 計  | 總收入     | 一戸當    | 生産額より生産費を差引たる一戸當殘額 |
|--------|------|------|----|---------|--------|--------------------|
| 酒類小賣   | 2    | 8    | 10 | 16,560  | 872    | 261                |
| 油類小賣   | 1    | 3    | 4  | 1,095   | 1,095  | 330                |
| 雜品小賣   | 6    | 3    | 9  | 4,285   | 476    | 150                |
| 白米販賣   | 1    | 4    | 5  | 5,576   | 5,576  | 1,150              |
| 白米販賣   | 1    | 4    | 5  | 20,160  | 4,032  | 282                |
| 煎餅小賣   | 2    | 1    | 3  | 836     | 756    | 37                 |
| 煎餅小賣   | 8    | 1    | 9  | 4,500   | 173    | 69                 |
| 煎餅小賣   | 2    | 1    | 3  | 1,500   | 500    | 100                |
| 魚賣     | 2    | 1    | 3  | 3,500   | 1,750  | 167                |
| 牛乳賣    | 2    | 1    | 3  | 1,000   | 333    | 43                 |
| 取販     | 1    | 1    | 2  | 3,500   | 1,750  | 100                |
| 飲食店    | 1    | 1    | 2  | 1,500   | 750    | 250                |
| 吳服太物   | 1    | 1    | 2  | 9,000   | 3,000  | 300                |
| 古著     | 1    | 1    | 2  | 2,500   | 833    | 333                |
| 金錢貸付   | 1    | 1    | 2  | 2,711   | 904    | 753                |
| 質屋     | 1    | 1    | 2  | 1,500   | 500    | 300                |
| 陶器小賣   | 1    | 1    | 2  | 500     | 500    | 200                |
| 紗繩卸小賣  | 1    | 1    | 2  | 8,500   | 500    | 165                |
| 草履草鞋仲買 | 1    | 1    | 2  | 800     | 400    | 150                |
| 計      | 27   | 44   | 71 | 117,354 | 16,527 | 536                |

| 營業別  | 本業戸數 | 兼業戸數 | 計 | 總收入    | 一戸當   | 生産額より生産費を差引たる一戸當殘額 |
|------|------|------|---|--------|-------|--------------------|
| 秣草   | 3    |      | 3 | 1,500  | 500   | 1,670              |
| 瓦土販賣 |      |      |   | 2,850  | 475   | 1,500              |
| 花卉小賣 |      |      |   | 1,100  | 110   | 300                |
| 八百屋  | 1    |      | 1 | 1,500  | 150   | 100                |
| 湯屋   | 1    |      | 1 | 5,280  | 480   | 200                |
| 肥料販賣 | 3    |      | 3 | 3,500  | 600   | 200                |
| 計    | 5    |      | 5 | 19,196 | 2,629 | 537                |

第四項 報酬諸給及雜業收入 △印は兼業以下做之

一、報酬諸給の收入

| 職業別 | 戸數 | 總收入額  | 一戸當   | 摘     | 要 |
|-----|----|-------|-------|-------|---|
| 醫師  | 3  | 3,600 | 1,200 | 療價診察料 |   |
| 產婆  | 1  | 350   | 350   | 報酬謝儀  |   |
| 官吏  | 1  | 476   | 276   | 酬諸給料  |   |
| 職員  | 1  | 300   | 300   | 給料其他  |   |

| 會社 | 員 | 侶 | 計 | 總收入額   | 一戸當 | 摘      | 要 |
|----|---|---|---|--------|-----|--------|---|
| 代辦 | 2 |   | 2 | 1,100  | 100 | 布施同向料  |   |
| 小計 | 3 |   | 3 | 3,100  | 200 | 給料     |   |
|    | 3 |   | 3 | 50     | 25  | 代理店手数料 |   |
|    | 3 |   | 3 | 13,246 | 294 |        |   |

二、雜業收入

| 職業別   | 戸數 | 總收入額   | 一戸當   | 摘            | 要 |
|-------|----|--------|-------|--------------|---|
| 土木請負  | 4  | 10,000 | 2,500 | 一箇年請負收入高     |   |
| 土木工   | 3  | 3,900  | 300   | 同 工事手間賃      |   |
| 勞働者其他 | 6  | 15,250 | 2,500 | 同 勞働賃其他      |   |
| 船乘業   | 2  | 400    | 200   | 同 貨物積賃       |   |
| 雇入口業  | 1  | 150    | 150   | 同 周旋手数料      |   |
| 人力車挽  | 2  | 450    | 225   | 同 挽子賃        |   |
| 漁業    | 2  | 600    | 150   | 同 漁獲物賣却代     |   |
| 農被雇人  | 1  | 536    |       | 年雇一五〇人年給三〇圓  |   |
| 工商被雇人 | 1  | 720    |       | 日雇二七五人日給三〇圓  |   |
| 小計    | 25 | 43,336 | 509   | 工商雇七五人此金二五〇圓 |   |
| 合計    | 25 | 56,566 | 435   | 工雇布海苔精米五〇〇圓  |   |



| 種別 | 種別    | 種別  | 備考                       |
|----|-------|-----|--------------------------|
| 種別 | 種別    | 種別  |                          |
| 小計 | 三、五〇〇 | 一人當 | 一九五、六五〇 <small>円</small> |
| 合計 | —     | 總費額 | 二六、一四二                   |
|    |       | 備   | 農業者戸數五五九人口四、二六五          |

第六項 副業生産費

| 種別   | 數量                    | 單價                    | 總生産費額                 | 摘                             | 要 |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|---|
| 砂履草繩 | 三〇〇〇 <small>把</small> | 平均一東 <small>円</small> | 三〇〇〇 <small>円</small> | 原料砂代(一東ハ小束五把)                 |   |
| 草履草鞋 | 三〇〇〇 <small>把</small> | 六厘七毛                  | 二〇〇                   | 同量代                           |   |
| 注連飾  | —                     | —                     | 一〇〇〇                  | 原料代金五〇〇 <small>円</small>      |   |
| 回漕業  | —                     | —                     | 一三〇                   | 販賣費金五〇〇 <small>円</small>      |   |
| 荷積馬車 | —                     | —                     | 三六〇                   | 船賃借料                          |   |
| 貸馬仲立 | —                     | —                     | 一五                    | 馬一頭ノ飼料一ヶ年一二〇 <small>円</small> |   |
| 計    | —                     | —                     | 四、五二五                 | 外車臺損料                         |   |
|      |                       |                       |                       | 雜支出                           |   |

第七項 工業生産費

一、工業生産費

| 職業別    | 戶數 | 總生産費                  | 一戶當                  | 摘               | 要 |
|--------|----|-----------------------|----------------------|-----------------|---|
| 大工     | 八三 | 二〇五〇 <small>円</small> | 一八六 <small>円</small> | 家大工及船大工職人給及道具損料 |   |
| 左官     | —  | 一六〇                   | 一六〇                  | 職人給及器具損料        |   |
| 石工     | —  | 五〇〇                   | 五〇〇                  | 原料及職人給器具損料      |   |
| 疊具     | —  | 五〇                    | 五〇                   | 針絲其他器具損料        |   |
| 建物     | 三  | 二五〇                   | 八三三                  | 原料其他職工給         |   |
| 指物     | 一  | 八五〇                   | 八五〇                  | 同               |   |
| 鋸冶     | 五  | 二一〇〇                  | 四二〇                  | 同               |   |
| 鍛冶     | 一  | 二一〇                   | 二一〇                  | 原料其他            |   |
| 鐵葉     | 六  | 二五〇                   | 二五〇                  | 鐵葉及亞鉛原料其他       |   |
| 桶職     | 一  | 七〇〇                   | 七〇〇                  | 材料代             |   |
| 箬職     | 一  | 二五〇                   | 二五〇                  | 同               |   |
| 傘袋職    | 一  | 三〇〇                   | 三〇〇                  | 原料代職工賃          |   |
| 足駄職    | 一  | 三三〇                   | 三三〇                  | 原料代             |   |
| 下瓜職    | 一  | 三三〇                   | 三三〇                  | 原料代職工賃          |   |
| 系瓜職    | 一  | 一、三七五                 | 一、三七五                | 原料代職工賃          |   |
| 自轉車修繕業 | —  | 五〇                    | 五〇                   | 系瓜及其他の材料代       |   |
| 染物職    | —  | 一五〇                   | 一五〇                  | 器械其他の材料代        |   |
| 形付物職   | —  | 七〇〇                   | 七〇〇                  | 染料代             |   |
|        | —  | 二〇〇                   | 二〇〇                  | 形付原料代           |   |

| 職業別    | 戸数      | 總生産費   | 平均一戸當  | 摘                                 | 要 |
|--------|---------|--------|--------|-----------------------------------|---|
| 縮打職    | △       | 九五〇    | 九五〇    | 原料代                               |   |
| 木綿晒業   | △       | 八五〇    | 四二五    | 原料代及雇人給                           |   |
| 襪晒業    | △       | 三〇〇    | 一五〇    | 同上                                |   |
| 菓子種製造業 | △       | 一、二〇〇  | 一、二〇〇  | 原料代及雇人給                           |   |
| 布海苔製造業 | △       | 八五、〇〇〇 | 三、五四二  | 七五、〇〇〇圓原料代、一〇、〇〇〇圓賃本金利子雇人給其他器具損料等 |   |
| 精米業    | △       | 三、六三〇  | 三、六三〇  | 器械賃借料及雇人給                         |   |
| 萱屋根茸職  | △       | 九〇     | 九〇     | 道具代一人一〇圓つゝ、                       |   |
| 植木職    | △       | 七〇〇    | 一七五    | 職人給六六〇圓                           |   |
| 井戸堀職   | △       | 五〇〇    | 八五     | 道具代四〇圓                            |   |
| 仕立職    | △       | 二〇〇    | 六〇     | 道具代六〇圓                            |   |
| 理髮職    | △       | 二八八    | 三六     | 器具、器械、化粧品代                        |   |
| 髮結職    | △       | 八〇     | 二〇     | 器具其他                              |   |
| 小計     | △<br>五七 | 一、一六〇五 | 一、五〇七強 | 本行の一戸當は本業戸數による                    |   |

二、生計諸費

| 種別   | 戸数 | 總生計費   | 平均一戸當 | 摘                                    | 要 |
|------|----|--------|-------|--------------------------------------|---|
| 生計諸費 | 七  | 二四、六四〇 | 三、五〇〇 | 一戸の人口農家に比し少數なるを以て一月に付農家より金三〇圓を減して計上す |   |

| 種別  | 戸数 | 總生計費   | 平均一戸當  | 摘         | 要 |
|-----|----|--------|--------|-----------|---|
| 雜支出 | 一  | 二〇〇〇   | 二六弱    | 生計費以外の雜支出 |   |
| 小計  | 一  | 二六、六四〇 | 三、四六弱  |           |   |
| 合計  | 一  | 一四、二六九 | 一、八五三強 |           |   |

第八項 商業費

一、營業諸費

| 營業別      | 戸数 | 資本金額   | 營業諸費   | 平均一戸當 | 摘                             | 要 |
|----------|----|--------|--------|-------|-------------------------------|---|
| 酒類雜品小賣   | △  | 一一、六一〇 | 八七五    | 六一一   | 酒其他商品仕入代及從業者給料                |   |
| 油類小賣     | △  | 八七五    | 二、九三五  | 八七五   | 商品仕入代及器具損料                    |   |
| 雜品小賣     | △  | 二、九三五  | 五、四二六  | 三三六   | 商品仕入代                         |   |
| 精米販賣     | △  | 五、四二六  | 一八、七五〇 | 五、四二六 | 玄米三、六〇〇石買入代（一石十二圓五十錢替）及從業者給其他 |   |
| 白米雜品小賣   | △  | 一八、七五〇 | 三、七五〇  | 三、七五〇 | 玄米一、三〇〇石買入代（一石十二圓五十錢替）及從業者給其他 |   |
| 煎餅、菓子、卸賣 | △  | 五、八一六  | 五三九    | 五三九   | 白米三九六石買入代（一石十四圓替）及炭醬油其他       |   |
| 同小賣      | △  | 二、七〇〇  | 一〇四    | 一〇四   | 菓子煎餅仕入代                       |   |
| 生魚仲買     | △  | 九〇〇    | 三〇〇    | 三〇〇   | 生魚買入代                         |   |
| 魚賣業      | △  | 五〇〇    | 一六七    | 一六七   | 魚仕入代                          |   |



| 營業別    | 戸數 | 資本金額<br>營業經營費 | 平均一戸當 | 摘                        | 要 |
|--------|----|---------------|-------|--------------------------|---|
| 牛乳搾取販賣 | 二  | 二、六四〇         | 一、三三〇 | 乳牛食料一〇頭分其他配達雇人給          |   |
| 飲食店    | 一  | 一、〇〇〇         | 五〇〇   | 原料代及雇人給                  |   |
| 湯屋     | 一  | 四〇〇           | 四〇〇   | 燃料代二〇〇圓其他從業者給            |   |
| 吳服太物   | 三  | 八、一〇〇         | 二、七〇〇 | 商品仕入代及從業者給其他             |   |
| 古著     | 二  | 一、八〇〇         | 九〇〇   | 同                        |   |
| 金錢貸付   | 三  | 四、五〇〇         | 一、五〇〇 | 元金二二、六〇〇圓ニ對する利子金及從業者給    |   |
| 質屋     | 三  | 六〇〇           | 二〇〇   | 轉賣親實利子其他                 |   |
| 陶器小賣   | 一  | 三〇〇           | 三〇〇   | 原料仕入代其他                  |   |
| 紗繩卸小賣  | 一  | 五、七〇〇         | 五、七〇〇 | 八十萬把仕入代其他                |   |
| 草履草鞋仲買 | 一  | 五〇〇           | 五〇〇   | 商品仕入代其他                  |   |
| 株草仲買   | 三  | 一、〇〇〇         | 三三三   | 乾草稻藁買入代                  |   |
| 藁灰商    | 三  | 一、九五〇         | 三三五   | 藁灰買入代其他                  |   |
| 瓦土販賣   | 一  | 九〇〇           | 九〇〇   | 土買入代及運搬人夫賃               |   |
| 花卉小賣   | 九  | 四、五〇〇         | 五〇〇   | 鉢類の買入其他                  |   |
| 八百屋    | 六  | 二、六四〇         | 二四〇   | 商品仕入代及器具損料               |   |
| 肥料販賣   | 五  | 二八、七七五        | 五、三三三 | 一戸當り建金三〇〇圓其他船夫給小遣食料給の賃借料 |   |

小計 △二七 一五、七一九 二、〇九二強 本行の一戸當りは本業戸數による

二、生計諸費

| 種別   | 戸數 | 金額     | 一戸當   | 摘               | 要 |
|------|----|--------|-------|-----------------|---|
| 生計諸費 | 七三 | 二五、五五〇 | 三五〇   | 本章第五項其三の農家の分と同じ |   |
| 雜支出  | 七三 | 三、〇〇〇  | 四一強   | 營業費以外の雜支出       |   |
| 小計   | 一  | 二八、五五〇 | 三九一強  |                 |   |
| 合計   | 一  | 一八、二六九 | 二、四八三 |                 |   |

第九項 報酬諸給及雜業費

一、報酬諸給及雜業諸費

| 種別   | 戸數  | 金額     | 一戸當  | 摘                               | 要 |
|------|-----|--------|------|---------------------------------|---|
| 報酬諸給 | 四五  | 一、五〇〇  | 三三強  | 醫師產婆藥品器械代一、二〇〇圓                 |   |
| 雜業費  | 八五  | 一〇、八八二 | 一二八強 | 會社員代辦業ノ分三〇〇圓                    |   |
| 小計   | 一三〇 | 一二、三八二 | 九五強  | 土木請負及土工労働者ノ分八、三八二圓農工商雇人ノ分二、五〇〇圓 |   |

二、生計諸費

| 種別   | 戸数  | 金額     | 一戸當  | 摘要                                     |
|------|-----|--------|------|--|
| 生計諸費 | 一三四 | 四〇,一〇〇 | 三〇〇  | 農工商家に比し人口少き故一戸當三百圓となせり但無業四戸を含む前記以外の雑支出 |
| 雑支出  | —   | 二,〇〇〇  | 一五弱  |  |
| 小計   | —   | 四二,一〇〇 | 三二五弱 |  |
| 合計   | —   | 五四,五六二 | 四〇七強 |  |

第十項 諸税諸負擔

| 種別    | 總金額       | 一戸當   | 一人當  |
|-------|-----------|-------|------|
| 國稅    | 一三,七六二.四八 | 一六三三  | 二三五  |
| 府稅    | 一〇,八五〇.〇〇 | 一,二一〇 | 一七六  |
| 村稅    | 八,〇八五.五五  | 九,五九  | 一三六  |
| 其他ノ公課 | 二,八三二.五〇  | 三,三六  | 四八   |
| 計     | 三四,九六四.五三 | 四,一四八 | 五,九七 |

支出總計金六拾九萬四千七百七拾壹圓六拾參錢

備考 總戶數八百四十三、總人口五千八百五十三

第十一項 收支對照

| 種別 | 入          |       | 出          |       | 差引増減      |
|----|------------|-------|------------|-------|-----------|
|    | 金額         | 種別    | 金額         | 種別    |           |
| 農業 | 二九一,六五四.五〇 | 農業生產費 | 二七六,一四三.〇〇 | 農業生產費 | 一五,五一四.五〇 |
| 副業 | 一一,四二五.〇〇  | 副業生產費 | 四,五一五.〇〇   | 副業生產費 | 七,九一〇.〇〇  |
| 工業 | 一一,七九三.六〇  | 諸税諸負擔 | 三四,九六四.五三  | 諸税諸負擔 | 二三,一七〇.九三 |
| 商業 | 一五七,三五四.〇〇 | 工業生產費 | 一四二,六九八.〇〇 | 工業生產費 | 一四,六五六.〇〇 |
| 雜業 | 一九一,九六六.〇〇 | 商業生產費 | 一八一,二六九.〇〇 | 商業生產費 | 一〇,六九九.〇〇 |
| 總計 | 七二一,七九一.一〇 | 雜業諸費  | 五四,五八二.〇〇  | 雜業諸費  | 二,〇〇九.〇〇  |
| 總計 | 七二一,七九一.一〇 | 總計    | 六九四,一七二.六三 | 總計    | 二七,六一九.四七 |

備考 本表は農工商雜業の損益計算にして各業とも其調査精細を缺くあるも、其總收支を對照して、大體を知るの便に供す。但し生産費中には生計諸費を含む、生計諸費は一戸平均、農工商等は一ヶ年分參百五拾圓、工業は同金百貳拾圓、雜業は同金參百圓として計上せり。

第十二項 收支戸口當

| 種別   | 金額         | 一戸當    | 一人當     |
|------|------------|--------|---------|
| 收入   | 七二一,七九一.一〇 | 八五六.三二 | 一三三.三弱  |
| 支出   | 六九四,一七二.六三 | 八三三.四五 | 一一八.六〇強 |
| 差引殘高 | 二七,六一九.四七  | 三三.七七  | 五.五九強   |

備考 本表は短期日の調査に係るを以て或は誤謬脱漏等なきを保せず、殊に他町村又は他町村の人民に關はる、小作料及貸借金利子の如きは之が計上を缺きたるを以て、他日再査完全を期すること、せり。

## 第二節 上平井布海苔製造業

## (一) 布海苔製造業の開始

今を距ること凡そ二百餘年前、九州即ち四の人某といへる者(恨むらくは其名を逸す)上平井に來り、留まること數年、此地甚だ布海苔を製造するに適すると爲し、之が製造の法を傳へ、其法普く行はれ、今日の繁盛を致すに迄へり。蓋し其初めに當りては、僅に農事の餘暇を以て、之が製造に従事せしも、漸く歲月を累ぬるに隨ひ、需用者も亦年々に増加し、遂に以て本業と爲し、却て農事を以て副業と爲すの傾向あるに至れり。

## (二) 布海苔製造地と上平井

我が邦布海苔製造地は、大阪其第一位を占め、上平井、其第二位に在りと謂ふ、上平井每一箇年の生産高は、實に拾餘萬圓の巨額に登り、且つ著名の物産と爲れり。之に次々者を伊勢安房、銚子及北海道と爲す。近歲に至りては、千住、茅ヶ崎、四ツ木等、亦之を製造するに至れり。然れども其産出極めて少額にして、未だ製造地を以て之を數ふるに足らず、是れ

上平井の布海苔、獨り名聲を東國に擅にする所以なり。

## (三) 布海苔原料地と上平井

布海苔原料の産地は、遠隔の地を擧ぐれば、南は南海道諸國、北は北海道各地より、仙臺及南部地方、西は紀伊、淡路、四國、西海道、九州及朝鮮近海等にして、最近の地は僅かに、相模、伊豆の間に過ぎず、上平井は是等各産地に於て、採集せる原料を以て、製造する製造地なり、然るに上平井の布海苔として、名聲噴々我邦到る所に供給せられ、諸國人をして上平井を稱すれば布海苔、布海苔を稱すれば、上平井を聯想せしむるに至る所以の者は他なし、布海苔製造業者は、僅々二十四名に過ぎずと雖も規約の下に組合を組織して之が製造に従事し、原料の選擇に精しく製造に注意を拂ふこと深く、銳意粗製濫造を誠むるに努むるを以て、其品質佳良にして其價亦廉なる者あるに因らずむばあらず。

之を要するに、布海苔製造の業たる、殆ど上平井の獨占的にして、永く現今の名聲を維持し、尙ほ一層の信用を高め、益々許多の利益を收めむと欲せば、現在の組合を解散して更に産業組合を組織し、原料の共同購入と製品の共同販賣とに努むるに在るを信じ之を當業者に勸むるものなり。現在の布海苔製造組合員左の如し。

南葛飾郡奥戸村大字上平井布海苔製造組合員

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 鈴木八左衛門 | 町山東作   | 田中早太郎  | 鈴木良藏  |
| 關口金太郎  | 關口久右衛門 | 佐藤倉藏   | 町山光藏  |
| 關口仁助   | 田中銀藏   | 清水金次郎  | 佐藤染藏  |
| 町山サク   | 坂本竹次郎  | 杉浦六左衛門 | 坂本又兵衛 |
| 坂本辰藏   | 町山孫市   | 小島庄次郎  |       |
| 寺島兼松   | 寺島仁之助  | 町山孫右衛門 |       |
| 關口喜助   | 鈴木浦藏   | 坂本新太郎  |       |

第三節 奥戸村農會

農業の振否は、常に一村の經濟上に關するのみならず、實に國家の利害に影響を及ぼすこと大なり。是を以て農事の改良に就ては、當局者に在りても、之を等閑にせず、曩きには、農會法を發布し、尋で農事試驗場其他諸種の施設を爲し、農作物種苗の良否より、耕耘の如何、肥培栽植の得失等に至るまで、幾多の試験を完了せり、其結果に觀て、之を實地に施さば、其の利益實に尠からざるべし。或は其他各種の法令を公布し、以て諸種の便宜を與へられたる者亦少しとせず當局者の指導獎勵、其れ斯の如し、農業に従事せる者、豈に努めずして可ならむや。蓋し農事改

良の機關は、町村農會を措きて、他に求むべからず、是れ本村は斯業獎勵の方針として、本村農會に對し、毎歲補助を與へ、同會をして専ら其衝に當らしむる所以なり。而るに農事改良の實、遅々として其効果を擧ぐる事の晩きは、何ぞや。是れ他なし、農業は専ら天候に支配せられ人為を以て之を左右すること能はざる者多きに由ればなり。然れども天然の爲めに敗るゝは、豈獨り農業のみならむや、凡そ人生、眞の幸福は、天然に打ち勝ち、始めて之を收むるを得べし。然らば則ち農業に従事せる者、宜しく之が設備を完うし、天然に打勝つことに努むべきなり。

本村農會は、今を距ること二十餘年前、即ち明治二十八年三月二十一日の創立に係る、是より先大日本農會幹事池田謙藏氏、茨城縣地方より歸京の途次、同會々員關根保太郎氏の宅を訪ふ。於是。關根保太郎氏は好機逸すべからずと爲し、農事に關する談話を與戸新田の專念寺に開き、村民之れが聽衆たりき、池田氏は農事改良の機關として、農會を各郡及各町村に設置するは、目下の急務なる所以を講演せらる。聽衆深く之に感動し、皆何れも農會設置の必要を覺り、乃ち之が動機と爲りて、遂に此日を卜し以て之を創立するに至れり。

明治二十七年十二月、農は治國の大本、民庶の生育する所以、故に農耕の事は、一日も諸れを忽にすべからず、宜しく之を興起し、之を隆盛にし、以て國を治むべし。我が國內府縣及郡市町村、宜しく以て漸を追ひ、各町村より各郡市に、各郡市より各府縣に、各府縣より全國に迨ぼし

系統的農會を設置し、農事を興隆し、郡村を富裕にし、以て國家富強の基と爲さるべからずとの理由の下に、全國農事大會を東京に開き、其の議決に依り、法律を制定し、全國に系統的農會設置の件を政府に建議したり。是に於てか各府縣は、農會設置準則を發布し、各町村之に準據し系統的農會の設置を見るに至れり。然れども當時東京府下に在りては、未だ農會設置の機運に達せず。現在の農事試験場の如き者亦其設けなく、府下各郡内、纔に一の農事試作場を設け、擔當人を置き、單に稻作の試作を爲さしめしに過ぎざりしを以て、府下各郡有志は、府知事に對し、農會設置準則の發布を迫り、府知事は遂に明治二十八年十一月七日、府令第七十四號を以て、東京府農會設置準則を發布せり。因て本村農會は右準則に基き、會則を改訂し、其結果改訂會則に従ひ役員を選擧したり。先是、即ち明治二十九年四月、農産物の改良を圖る捷徑は、其産物を一場に出陳せしめ、其優劣を品評し、而して其品等の優れる者に對し賞を與へて之を褒するに如かずと爲し、本村農會主催と爲り、南葛飾郡農産物品評會を本村内に開きたり。同三十一年十一月東京府農會組織成り、各郡町村農會、亦設置せらる。是に於て府下系統的農會の設立、初めて完成せり。

同三十三年四月、農會法及農會令施行の結果として、再び本會則を改訂し、同三十八年十月、農會令の改正に依りて、三たび本會則を改訂せり現行の會則、即ち是なり。

本會の事業は、本會の成立後、第一著として粃種鹽水撰を獎勵し、委員を設けて之れが實行を圖れり。又稻田試作場を設け篤農家をして其肥培の任に當らしめ之に加ふるに、毎年一回乃至二回技師或は老農を聘し、講演及實驗談を爲し、農事思想の普及發達に努め、以て現今に至れり。同三十五年、本村曲金の耕地整理事業を補助す。稻作螟蟲驅除に就きては、明治三十四年より、苗代田に誘蛾燈を點じ、之れが驅除に努め來りしが、明治三十七年に在りては、更に之を本田に行ひたり。(經費金參百五拾圓餘を要せり)尙ほ本村小學校職員監督の下に、兒童の獲たる卵蛾を買取るを以て、驅除の一法と爲したり。是れ獨り害蟲驅除の一法として之を勵行したるにあらずして、兒童をして之を爲さしむる者、他に二箇の目的ありて存す。即ち一は以て奉公身を致すの志操を訓練し、一は以て勤儉財を蓄ふるの美風を養成するに在り。同四十四年、苗代及稻作立毛品評會を開き、其の種類及肥培植栽耕耘、其他成育状態等、一々實地に就きて其優劣を判し、一面に在りては從來品評會出品者の弊を矯正し、又一面に在りては、種類の佳良にして收穫夥多なる者を撰擇せしむるの資に供したりき。今や開會第五回に迫り。其の他蔬圃菜圃立毛に就きて、更に品評會を開き、實地栽培は固より論なく、四圍の事情と、需用の關係とを調査して、世の需要に適應せる者を選び、以て之が肥培栽植を獎勵せり。又農作物の改良は、單に品評會のみを以て満足する能はざるに付き、一方には採種田を設け、大正五年より之を實施し、優良の粃種を獲て、之を會員に

頒つの計畫を立てたり。又一方に於ては、大正二年以來、本村及金町、小岩、新宿、水元の五箇町村農會聯合して、毎年農産物品評會を開催することに約し、是歲二月其の第一回を金町村に、同三年二月、第二回を本村に開きたり。是れ五箇町村の地勢、地味、地質等、略同じきを以て、其の收穫物に就き、彼は相比較品評し、長を採り短を補ひ、以て斯業の發達を促さむとするに在るなり。

望むらくは本聯合農會は、益々進みて稻作及蔬菜立毛の聯合品評會をも開き、而して一方農産物品評會の授賞規定中に、聯合稻作蔬菜立毛品評會に於ける受賞者には、優等賞を受くる資格を附與すべき特典を設け以て一層獎勵の實を擧ぐるに努められんことを。

更に將來の施設として、最も其の必要を感じる者は、耕地整理及産業組合の實施、其の他水田二毛作の實行等、是れなり。

抑も農事改良の實績を擧ぐるに就ては、其の施設を各種方面に圖ること勿論なれども、耕地整理事業の如きは、最も其の根本に屬す。之を工事に譬ふるに、家を建つるに當りて其基礎を定むるに異ならず。即ち灌漑、排水の事より、耕作運搬等に至るまで、總べて其餘澤を受けざるものなし。又産業組合の設立は、農業經濟上、極めて必要の機關にして、一は勤儉貯蓄の獎勵と爲り、一は金融の圓滿を圖り、資金の供給を裕にするを以て、事業の發達を促す上に於て、亦必要缺く

べからざるものに屬す。又水田二毛作の事は、啻に其裏作物の利益を得るのみにあらずして、其主なる米作に於て、夥多の利益を收穫に及ぼすは、實驗上既に自ら顯著なり。今假りに二毛作を本村田反別の一割、乃ち四十餘町に施さむか、其一反歩に就きて、金五圓の純益ありと爲すも、貳千圓の利益を得る勘定なり。況や其主たる、米作の増收に及ぼす利益の夥多なるに於てをや。唯念と爲すべきは、これを行ふ勞力の按配なり。然れども耕種の時季を革め且つ之を加減し、殊に秋季は、村内共同して牛馬耕を行ひ、或は適當の農具を用ひむには、勞力の事、亦念と爲すに足らざるべし。今や、昔日と異なり、道路も改善せられ、交通機關、亦稍備はり、隨て勞力と時間とを節約することを得るの今日、水田二毛作の事、復た何かあらむ。今日之を爲さざるは、能はざるにあらずして實に之を爲さざるなりと評せんのみ。

## 附言

之に次で必要を感じるは、技術員の招聘、即ち是なり。農事改良上、諸般の施設に就ては、指導獎勵を要すべきこと少しとせず、而して其の實績を擧ぐるに就ては、直接に其の衝に當る所の技術員を置き、其技術員をして、實地實物に就き、之が指導を爲さしむること、最も必要なり。故に前記五箇町村農會に於ては、聯合して一人の技術員を置かんと議あれども本村農會は、單獨に一人の技術員を聘し、之に小學校農業科の教授をも託し、兼ねて模範的

農場をも設置し、一面農業教育の普及を圖り、一面農會活動の原動力たらしめむと欲するものなり。

第一項 會 規

一 奥戸村農會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ奥戸村農會ト稱ス
- 第二條 本會ノ區域ハ奥戸村ノ區域ニ依ル
- 第三條 農事ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ
  - 一 農業ニ關スル講習講話會共進會品評會競技會又ハ種苗交換會ヲ開設スルコト
  - 二 農事試験又ハ統計調査ニ關スルコト
  - 三 種苗種畜蠶種肥料農具等ノ交換分配又ハ其共同購入ノ斡旋ニ關スルコト
  - 四 動植物ノ病虫害又ハ霜害ノ豫防驅除ニ關スルコト
  - 五 耕地整理又ハ農家副業ニ關スルコト
  - 六 耕耘灌溉農産物製造ニ關スルコト
  - 七 農事ニ關シ行政廳ノ諮問ニ答申シ又ハ建議スルコト
  - 八 右ノ外農事改良ニ必要ナル事項
- 第四條 本會ノ事務所ハ南葛飾郡奥戸村大字細田第九百參拾壹番地ニ置ク
- 第五條 本會ハ總會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得

第二章 役員及職員

- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 壹名 副 長 一名 評議員 七名
- 第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
  - 副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
  - 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ及會務執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス
- 第八條 會長及副會長ハ會員又ハ名譽會員中ヨリ評議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス前項ノ選舉ニ於テハ投票最多數ヲ得タル者ヲ當選トス得票同數者アル場合ニハ更ニ同一得票者ニ就キテ投票ヲ行ヒ尙得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
- 第九條 役員ハ正當事由アルトキハ會員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得
- 第十條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス
  - 補闕ノ爲メ選舉セラレタル役員ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十一條 役員ハ其ノ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ仍其職務ヲ行フモノトス
- 第十二條 役員ハ名譽職トシ手當ヲ給セス但シ實費ヲ辨償スルコトアルヘシ
- 第十三條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 書記 一名
- 前項ノ外總會ノ決議ヲ經テ臨時ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得
- 第十四條 書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第十五條 職員ハ會長之ヲ任免ス

第三章 代表者

第八章 本村の産業

第八章 本村の産業

第十六條 本會ニ郡農會ノ議員及豫備議員各一名ヲ置ク

第十七條 第八條第二項ノ規定ハ前條ノ選舉ニ之ヲ適用ス

第四章 會 議

第十八條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ會員五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキハ之ヲ開ク

第十九條 總會ノ招集ハ其ノ日時目的及場處ヲ定メ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十條 總會ノ議案ハ會長之ヲ發ス

第二十一條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長之ニ代ル但シ總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席シタル會員又ハ名譽會員中ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

第二十二條 總會ノ決議ハ出席シタル會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十三條 名譽會員ハ總會ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得但シ議決權ヲ有セス

第二十四條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 農會令第十五條ニ依リ意見ヲ徵スルトキハ會長ハ其申出ノ期限ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ期限迄ニ申出テサル意見ハ採決ノ數ニ加ヘサルモノトス

第五章 會費及財産

第二十六條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トス

第二十七條 前條ノ經費ハ耕地ノ面積並ニ其ノ地價ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス

但シ分賦ノ割合ハ毎年豫算ニ於テ之ヲ定ム

第二十八條 會員ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ物件ヲ以テ經費ヲ負擔スルコトヲ得

物件ノ賣却方法ハ評議員ニ諮リ會長之ヲ定ム

第二十九條 會費ハ毎年二回ニ分チ之ヲ徵收ス但シ物件ヲ以テ負擔セシムル場合ニ付テハ此ノ限リニ在ラム

會員ニシテ會員タル資格ヲ喪失スルコトアルモ既ニ徵收シタル會費ハ之ヲ還附セサルモノトス

第三十條 本會ハ會員又ハ物件ノ補助若クハ寄附ヲ受クルコトヲ得

前項ノ補助又ハ寄附ノ金品ハ其ノ指定ノ目的ニ從ヒテ之ヲ使用ス

第三十一條 本會ハ基本財産ヲ蓄積スルモノトス但シ其方法ハ別ニ之ヲ定ム

指定目的ナキ補助及ヒ寄附ノ金品ハ基本財産ニ編入ス

基本財産ハ總會ニ於テ定メタル方法ニ依リ之ヲ管理シ利殖スルモノトス

第三十二條 基本財産處分ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ但シ其重大ナラサルモノニ付テハ會長ニ委任スルコトヲ妨ケス

第六章 處務及會計

第三十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十四條 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシム

第三十五條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

會員名簿 出納簿 財産臺帳

第三十六條 豫算ノ款内ノ經費ノ流用支出ハ評議員ニ諮リ會長之ヲ專行スルコトヲ得

第三十七條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス

第三十八條 處務及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第七章 會則ノ變更

第三十九條 會則ノ變更ハ總會ニ於テ出席シタル會員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第八章 本村の産業



第八章 本村の産業

第八章 解散

第四十條 解散ノ決議ニハ會員四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

明治三十九年一月二十日

一 奥戸村農會農事改良普及委員設置規程

- 第一條 本會諸般ノ施設事業普及ノ爲メ各大字ニ普及委員若干名ヲ置ク
- 第二條 普及委員ハ本會役員ト協力シテ其大字内ノ當業者ヲ指導督勵シ以テ其實績ヲ舉クルコトニ努ムルモノトス
- 第三條 普及委員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ評議員會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第四條 普及委員ハ會長之ヲ囑託ス
- 第五條 普及委員ニハ報酬ヲ給ス其額ハ別ニ之ヲ定ム

二 奥戸村農會苗代及稻作立毛品評會規程

- 第一條 本會ハ奥戸村苗代及稻作立毛品評會ト稱シ苗代及稻作立毛ノ品評ヲナシ稻作ノ改良ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 品評會長一名 審査委員長一名 事務員一名
- 第三條 品評會長ハ農會長ヲ以テ之ニ充テ審査委員長ハ郡農會ニ申請シテ派遣ヲ請ヒ審査委員ハ農會長ニ於テ囑託シ事務員ハ農會長之ヲ任命ス
- 第四條 品評會長ハ會務ヲ總理ス審査委員長ハ審査委員ヲ指揮監督ス審査委員ハ審査事務ニ従事ス
- 第五條 出品ハ苗代及本田トモ一人一箇所トシ苗代ニ在リテハ六十坪以上本田ニ在リテハ五畝歩以上ノモノニ限ル
- 第六條 出品ハ本村農會ニ於テ選抜スルモノトス

- 第七條 出品ノ選抜及審査ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
  - 第八條 出品ニハ審査ノ結果等級ヲ付ス其一等ヨリ三等迄ノ優等ナルモノニ對シテハ褒賞ノ授與ヲ本郡長ニ申請ス
  - 第九條 引續キ出品シ二回以上一等賞ヲ得タル者ニハ特等賞ノ授與ヲ本郡長ニ具申スルコトアルヘシ
  - 第十條 出品人ハ審査ニ對シ再審査ヲ請求シ又ハ褒賞ヲ拒ムコトヲ得ス
- 明治四十四年三月

四 奥戸村農會蔬菜立毛品評會規程

- 第一條 奥戸村農會ハ蔬菜栽培上ノ改良及増殖ノ獎勵ヲ圖ル爲メ毎年一回若クハ數回之ヲ開クモノトス
  - 第二條 蔬菜品評會ニ出品スル立毛ノ種類及開催ノ時期ハ本村農會ノ定ムル所ニ依ル
  - 第三條 出品物ハ栽培地ノ面積貳畝歩以上ノモノニ限ル
  - 第四條 出品ハ本村農會ニ於テ選抜ス
  - 但選抜及審査ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
  - 第五條 出品物ノ審査ハ總テ栽培地ニ就キテ之ヲ行ヒ其優等ノモノニ對シテハ南葛飾郡長ニ褒賞ノ授與ヲ申請スルモノトス
  - 前項ノ受賞者ニ對シ本村農會ヨリ副賞ヲ授與スルコトアルヘシ
  - 第六條 審査委員ハ會長ニ於テ囑託シ審査長ハ郡農會長ニ申請シテ派遣ヲ請フモノトス
  - 第七條 出品者ハ審査ヲ拒ミ又ハ審査ニ對シ異議ノ申立ヲナシ若クハ褒賞ヲ拒ムコトヲ得ス
- 大正三年一月

五 奥戸村農會採種田設置規程

- 第一條 奥戸村農會會則第三條ニ依リ稻作ノ増收及其種類ノ統一ヲ圖ル目的ヲ以テ各大字ニ採種田ヲ設置ス
- 第八章 本村の産業



| 年次     | 費      | 農談事    |       | 農産物品評會 |       | 苗代費及模範 |       | 諸負擔其他 |       | 計      |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
|        |        | 會費     | 講演費   | 品評會費   | 模範作   | 苗代費    | 其他    | 其他    |       |        |
| 明治二八年  | 一七,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一七,000 |
| 明治二九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治三〇年  | 七,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 七,000  |
| 明治三一年  | 七,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 七,000  |
| 明治三二年  | 七,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 七,000  |
| 明治三三年  | 七,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 七,000  |
| 明治三四年  | 七,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 七,000  |
| 明治三五年  | 七,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 七,000  |
| 明治三六年  | 九,000  |        |       |        |       |        |       |       |       | 九,000  |
| 明治三七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治三八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治三九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四〇年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四一年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四二年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四三年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四四年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四五年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四六年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治四九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五〇年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五一年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五二年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五三年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五四年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五五年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五六年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治五九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六〇年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六一年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六二年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六三年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六四年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六五年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六六年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治六九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七〇年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七一年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七二年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七三年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七四年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七五年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七六年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治七九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八〇年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八一年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八二年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八三年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八四年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八五年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八六年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治八九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九〇年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九一年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九二年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九三年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九四年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九五年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九六年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九七年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九八年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治九九年  | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 明治一〇〇年 | 一〇,000 |        |       |        |       |        |       |       |       | 一〇,000 |
| 計      | 一七,000 | 一〇,000 | 七,000 | 七,000  | 七,000 | 七,000  | 七,000 | 七,000 | 七,000 | 一七,000 |

三、農産物品評會

本村農會主催、南葛飾郡農産物品評會は、明治二十九年四月一日より奥戸小學校舎内に開く同會の開期は四月一日より同三日に至る三日間に於て、出品の總數、二百零八點參考品には、内田農具改良組本部よりの農具類四十餘點、本會々員中野藤助氏よりの盆裁類十數種を陳列せられ、其他東京農園より、日本有益蟲一覽、及農園雜誌數十部と、外に種物との寄贈ありたるを以て何れも之を參觀人に頒與したり。而して審査官は東京府農事巡回教師農學士石山騰太郎氏、審査員は宇田川安右衛門、中野藤助、山内兼太郎、島田彌左衛門の四氏にして、審査の結果、一等賞一名、二等賞七名、三等賞十五名、四等賞十九名、五等賞二十九名、六等賞二十名、乃ち受賞者、總計八十五名に對し、千家東京府知事より賞狀を授與せられ、且賞品料として若干の金員を付與せられしを以て、一等より三等に至るまで、夫々賞品をも授與することを得たり。

四、苗代品評會受賞者

| 等級 | 明治四十四年同 | 大正元年五月同 | 大正二年五月同 | 大正三年五月同 | 大正四年五月同 | 計     |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 一等 | 三人      | 三人      | 四人      | 五人      | 五人      | 二〇人   |
| 二等 | 八人      | 六人      | 一人      | 一人      | 一人      | 六人    |
| 三等 | 二四人     | 二〇人     | 二七人     | 二八人     | 三二人     | 一三一人  |
| 四等 | 三五人     | 三八人     | 一〇〇人    | 八七人     | 五六人     | 一〇三人  |
| 計  | 四三二一人   | 三八九三人   | 一〇〇五人   | 八七三八一人  | 五六三二人   | 三二六三人 |

五、稻作立毛品評會受賞者

| 等級 | 明治四十四年同 | 大正元年九月同 | 大正二年九月同 | 大正三年九月同 | 大正四年九月同 | 計   |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 一等 | 三人      | 二人      | 五人      | 七人      | 七人      | 二四人 |

| 等級 | 明治四一四年 | 大正元年九月 | 大正二年九月 | 大正三年九月 | 大正四年九月 | 計   |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 二  | 二二人    | 六人     | 一七人    | 一八人    | 二〇人    | 八三人 |
| 三  | 三六     | 一四     | 三一     | 四四     | 六八     | 一九三 |
| 四  | 五〇     | 五二     | 一      | 一      | 一      | 一〇二 |
| 計  | 一一一    | 七四     | 五三     | 六九     | 九五     | 四〇二 |

六、第一回蔬菜立毛品評會受賞者

| 等級  | 一 等 賞 | 二 等 賞 | 三 等 賞 | 計   |
|-----|-------|-------|-------|-----|
| 人 員 | 七人    | 一七人   | 四〇人   | 六四人 |

備考

四、五、六の苗代及稻作蔬菜立毛品評會出品優等者に對し本郡長より褒狀及賞品の授與ありたり。尙ほ本會より副賞として、鉢、鏟、萬能、鎌の類を加與せり。

七、奥戸村、水元村、金町村、五箇町村農會聯合農産物品評會

奥戸村水元村金町村新宿町小岩村の五箇町村農會聯合第二回農産物品評會は、大正三年二月十三日より、同十五日に至るまで、三日間、奥戸尋常高等小學校舎内に開きぬ。出品の主なる者は、穀、苧、製茶、蔬菜、果實、花卉等にして、出品の總數は八百十四點、審査長は東京府農會技師、審査員は東京府農事試験場第二分場技師、及本郡農會技師にして、之が品評審査の結果一等賞を受けし者五人、二等賞十五人、三等賞九十二人、四等賞百四十六人、合計二百五十八名の受賞者を見ることを得たり、而して同十五日を以て、谷岡東京府農會副會長、熊谷本郡長其他來賓臨場の上、褒賞授與式を舉行し、東京府農會より優等出

品者に對し褒賞を授與せられたり。

抑、本品評會は、聯合町村内に於ける農事の改良を圖るの目的を以て大正二年二月、其第一回を金町村に、大正三年二月其第二回を本村に、大正四年二月其第三回を水元村に、大正五年二月其第四回を小岩村に、大正六年二月、其第五回を新宿町に之を開き、而して一循環の後復た繼續して毎年之を開き、尙ほ進て更に聯合立毛品評會をも開設せむことを約せる者にして、未だ聯合町村を一週するに至らずと雖ども、既に其第三回まで開催したる所に依れば、其成績良好にして當初の期待に背かざるべきを信す。而して本品評會の經費は、聯合各町村農會の負擔とし、其分擔率は各町村の地價段別を標準とする者にして、本村に開催したる第二回品評會の經費は、其總額金三百餘圓、内金五十圓は郡農會よりの補助に係る者なり。

第三項 經費豫算其他役員

一、大正四年度奥戸村農會歳入出豫算

| 科 目        | 本年度豫算額 | 前年度豫算額  | 増 | 減      | 附 記   |
|------------|--------|---------|---|--------|---|
| 第一款 會 費    | 三六、〇〇  | 四〇〇、〇〇  | △ | 四三三、〇〇 |   |
| 第一項 會員會費金  | 三六、〇〇  | 四〇〇、〇〇  | △ | 四三三、〇〇 | 耕地段別に五分同地價に五分を賦課す段別五百八十二町七段五分を賦課歩に付金三錢〇七一六地租一萬八千六百圓、一圓に付金一錢六厘五七 |
| 第二款 繰 越 金  | 五〇、〇〇  | 五、〇〇    | △ | 四五、〇〇  | 前年度繰越金  |
| 第一項 前年度繰越金 | 五〇、〇〇  | 五、〇〇    | △ | 四五、〇〇  |   |
| 第三款 補 助 金  | 一四〇、〇〇 | 一四〇、〇〇〇 | △ | 一〇、〇〇  | 品評會其他事業に對する補助   |
| 第一項 郡農會補助  | 一四〇、〇〇 | 一四〇、〇〇〇 | △ | 一〇、〇〇  |   |
| 第二項 奥戸村補助  | 一四〇、〇〇 | 一四〇、〇〇〇 | △ | 一〇、〇〇  | 奥戸村補助   |

| 科 目       | 歳 出    |        | 増 減   | 附 記  |
|-----------|--------|--------|-------|--|
|           | 本年度豫算額 | 前年度豫算額 |       |  |
| 第一款 事務所費  | 七二〇    | 七四〇    | △ 二〇  |  |
| 一、實費辨償額   | 二四〇    | 三〇〇    | △ 一〇〇 | 會長副會長實費辨償額<br>金五圓書記年手當<br>金二圓會計掛年手當<br>會長其他役員出張費一回金一圓<br>書籍其他筆紙墨買入代<br>郵便切手小包料 |
| 二、書記會計掛給料 | 七〇     | 七〇     |       |  |
| 三、旅費      | 一〇〇    | 一〇〇    |       |  |
| 四、備品及消耗品費 | 三〇     | 三〇     |       |  |
| 五、通信運搬費   | 三〇     | 三〇     |       |  |
| 六、雜給      | 四一〇    | 三七〇    | △ 四〇  |  |
| 一、評議員手當   | 一四〇    | 七〇     | △ 七〇  | 評議員七名幹事二名年手當   |
| 二、實行委員手當  | 一八〇    | 一八〇    |       | 實行委員十八名年手當   |
| 三、雇人料     | 一〇〇    | 二二〇    | △ 一二〇 | 品評會出品其他雇人料一人日給金五<br>〇錢二十人分   |
| 第二款 會議費   | 一一〇    | 一一〇    |       |  |
| 一、役員賄費    | 六〇     | 六〇     |       | 總會役員賄料   |
| 二、消耗品費    | 五〇     | 五〇     |       | 薪炭煎茶代  |
| 第三款 委員會費  | 五〇     | 五〇     |       |  |

| 歳 出 合 計      | 歳 出    |        | 増 減    | 附 記                      |
|--------------|--------|--------|--------|--------------------------|
|              | 本年度豫算額 | 前年度豫算額 |        |                          |
| 一、評議員及實行委員會費 | 五〇〇    | 五〇〇    |        | 賄料其他雜費                   |
| 第二款 事業費      | 三〇〇    | 三〇〇    |        | 會長評議員近縣視察費<br>鹽代其他入足賃とも  |
| 一、實業視察費      | 一〇〇    | 一〇〇    |        | 誘蛾燈點火石油及入足賃其他蠟蟲卵<br>蛾買上代 |
| 二、雜費         | 二〇〇    | 二〇〇    |        | 誘蛾燈修繕其他雜費                |
| 第三款 品評會費     | 一五〇    | 一五〇    |        | 褒賞費其他の諸費                 |
| 一、苗代品評會費     | 三〇     | 三〇     |        | 同斷                       |
| 二、稻作立毛       | 四〇     | 四〇     |        | 同斷                       |
| 三、蔬菜立毛       | 一五〇    | 一五〇    |        | 審查諸費                     |
| 四、審査會費       | 一〇〇    | 一〇〇    |        | 本農會負擔                    |
| 五、本村外國町村聯合會費 | 六〇     | 六〇     |        | 品評會に關する雜費                |
| 六、雜費         | 一〇〇    | 一〇〇    |        | 講師役員賄料                   |
| 第五項 講話會費     | 一〇〇    | 一〇〇    |        |                          |
| 一、賄費         | 一〇〇    | 一〇〇    |        |                          |
| 第四款 會費       | 一五〇    | 一五〇    |        |                          |
| 一、郡農會負擔      | 一五〇    | 一五〇    |        |                          |
| 第五款 豫備費      | 一〇〇    | 一〇〇    |        |                          |
| 一、豫備費        | 一〇〇    | 一〇〇    |        |                          |
| 歳出合計         | 五五八、〇〇 | 五五八、〇〇 | △ 七、〇〇 |                          |

二、役員

|          |        |        |       |
|----------|--------|--------|-------|
| 會長       | 關根保太郎  | 副會長    | 山内兼太郎 |
| 評議員      | 佐野忠八   | 同      | 杉浦兼三郎 |
| 同        | 會田常吉   | 同      | 井上誠重  |
| 同        | 植村彌太郎  | 同      | 沙澤七五郎 |
| 同        | 町山孫右衛門 | 幹事     | 三田泰助  |
| 幹事       | 石川濱次郎  | 書記     | 市川藤三郎 |
| 郡農會議員    | 關根保太郎  | 豫備議員   | 山内兼太郎 |
| 農事改良普及委員 |        |        |       |
| 曲金區      | 田邊柳太郎  | 關根德二   |       |
| 諏訪野區     | 石川松五郎  |        |       |
| 鎌倉新田區    | 田邊久四郎  | 澤口喜太郎  |       |
| 細田區      | 山崎峯藏   | 木村新吉   |       |
| 奥戸區      | 村越龜藏   | 井口鐵五郎  |       |
| 奥戸新田區    | 關口彌四郎  | 宇田川悦五郎 |       |
| 上小松區     | 三田勘藏   | 福島信太郎  |       |
| 下小松區     | 齋藤佐七   | 佐藤染藏   |       |
| 上平井區     | 山口善太郎  |        |       |
|          | 關口政吉   |        |       |

本農會設立以來評議員に就職したる者の氏名

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 中野藤助   | 田邊柳太郎 | 鈴木與兵衛  |
| 澤口喜太郎  | 田邊久四郎 | 石川門九郎  |
| 山内東一   | 田中長之助 | 中野庫太郎  |
| 杉浦力藏   | 杉浦多吉  | 月村仲右衛門 |
| 河野長右衛門 | 福島延太郎 | 齋藤佐七   |
| 佐藤甚之助  | 石井源治  | 關口彌四郎  |

附 東京府立農事試験成績摘要

一、酸性土壤試験

(イ) 酸性土壤改良試験成績説明 東京府立農事試験場試驗本場(在豐多摩郡中野町)

作物は土壤の状態最も良好なるに於ては、完全なる生育を遂ぐべきを以て、充分なる收穫を擧ぐることを得れども、土壤の状態、良好ならざるに於ては、糞種肥培、其宜しきを得るも、決して完全なる、生育を遂ぐべきものにあらず、東京府立農事試験場に於ては、土壤の状態如何を調査し、作物の生育を阻害すべき、物質の存在することを認めたり。酸性土壤即ち之れなり。

土壤の酸性を呈することは、即ち土壤中に、一種の酸性物質生成せられ、此酸性物質の生成甚しき土壤に在りては曾に作物の生育を害せらるゝのみならず、全く發芽せざるものあるに至る、恐るべきは酸性土壤と謂ふべし。於是東京府立農事試験場に於ては斯る土壤をして一日も早く、良好ならしめむ爲め、南葛飾郡奥戸村細田に試験地を設け、杉浦兼三郎氏に委託し、之れが試験を行ひ、農業者諸氏をして實地に之を供覽せしめたりき、而して明治四十五年より、大正四年に至る間、七作に於て別表の如き、試験成績を得たり。今其試験に關する事項を擧ぐれば次の如し。

一、試験地は、各區共二坪宛にして、何れも九十九度の酸性を有するものなり、之れに石灰を以て、中和せんには、一段歩九十六貫四十匁を要す。

二、肥料は、酸性肥料區は、硫酸アンモニヤ、過燐酸石灰、硫酸加里。鹽基性肥料區は、智利硝石、燐酸曹達、草木灰。中性肥料區は、硫酸アンモニヤ、燐酸曹達、硫酸加里。在來肥料區は、人糞尿とす。

三、肥料の成分は、各種作物に、該當せる成分量を施し、各區とも同一分量とす。

以上の方法に於て行ひたる成績によれば、各區とも石灰を用ゐて、酸性を中和したるものは、之れを中和せざるものに比し、常に優良の生育を遂げ、其收穫の如きは、倍、若くは數倍の増收あるを見る、故に南葛飾郡の如き酸性土壤分布の甚しき土地にありては、本試験成績に鑑み、各耕地の酸性土壤を、改良するの急務なることを、推奨するものなり。

試験成績 (一段歩に對する收穫)

| 試験別 | 種類    |         |        |         |           |         |        |
|-----|-------|---------|--------|---------|-----------|---------|--------|
|     | 一 無肥料 | 二 同石灰施用 | 三 酸性肥料 | 四 鹽基性肥料 | 五 中 性 肥 料 | 六 同石灰加用 | 七 在來肥料 |
| 第一作 | 3,750 | 3,850   | 3,850  | 3,850   | 3,850     | 3,850   | 3,850  |
| 第二作 | 1,035 | 1,035   | 1,035  | 1,035   | 1,035     | 1,035   | 1,035  |
| 第三作 | 1,035 | 1,035   | 1,035  | 1,035   | 1,035     | 1,035   | 1,035  |
| 第四作 | 1,035 | 1,035   | 1,035  | 1,035   | 1,035     | 1,035   | 1,035  |
| 第五作 | 1,035 | 1,035   | 1,035  | 1,035   | 1,035     | 1,035   | 1,035  |
| 第六作 | 1,035 | 1,035   | 1,035  | 1,035   | 1,035     | 1,035   | 1,035  |
| 第七作 | 1,035 | 1,035   | 1,035  | 1,035   | 1,035     | 1,035   | 1,035  |

|   |           |       |           |       |       |           |
|---|-----------|-------|-----------|-------|-------|-----------|
| 同 | 鹽基性肥料石灰加用 | 4,000 | 1,011,000 | 9,450 | 1,511 | 1,111,000 |
|---|-----------|-------|-----------|-------|-------|-----------|

(ロ) 酸性土壤改良試験

東京府農事試験場第二分場(金町村)

本試験の目的は酸性土壤を改良するに當り其中和量及肥料の種類により作物の生育收穫量に如何なる影響を及ぼすやを知らんとするに在り

| 區名試験別           | 供試種類    | 葱 (黒土葱) | 大 麥    | 蠶豆(早生種乾燥豆の重量) |
|-----------------|---------|---------|--------|---------------|
| 一區 普通肥料         | 六八七〇〇〇  | 一、八三五   | 一七、二五〇 |               |
| 二區 酸性肥料         | 三一〇、五〇〇 | —       | —      | —             |
| 三區 普通肥料石灰中和量加用  | 九一〇、五〇〇 | 二、四三八   | 二、四三八  | 七六、五〇〇        |
| 四區 酸性肥料石灰中和量加用  | 七四二、五〇〇 | 二、一五六   | 二、一五六  | 三二、五五〇        |
| 五區 鹽基性肥料石灰中和量加用 | 六四二、〇〇〇 | 三、二三七   | 三、二三七  | 八五、〇五〇        |
| 六區 鹽 基 性 肥 料    | 六八四、〇〇〇 | 一、九八三   | 一、九八三  | 七一、七〇〇        |
| 七區 鹽基性肥料木灰倍量加用  | 七七一、〇〇〇 | 三、七〇七   | 三、七〇七  | 八四、三〇〇        |
| 八區 鹽基性肥料木灰三倍量加用 | 七六八、〇〇〇 | 三、四四〇   | 三、四四〇  | 一〇九、五〇〇       |

備考 換算一反歩收量とす

(ハ) 酸性土壤試験

同 上

本試験の目的は酸性土壤に種々の作物を栽培するに當り其土壤の處理法及肥料の種類を異にせば其生育收量に幾何の影響を及ぼすやを知らんとするに在り

| 區名及試驗別           | 供試種類 | 葱 (黒、土葱)  | 大 麥   | 蠶豆 (鬼) | 蠶豆 (早生種乾燥量) |
|------------------|------|-----------|-------|--------|-------------|
| 一、中性肥料           | 葱    | 八三七、九〇〇   | 一〇八〇  | 三七、五〇〇 | 五四〇         |
| 二、酸性肥料           | 葱    | 三三一、五〇〇   | 一、六四七 | 五八、二〇〇 | 七二、〇〇〇      |
| 三、無機鹽基性肥料        | 葱    | 四八〇、〇〇〇   | 二、九六七 | 四九、八〇〇 | 三八、四〇〇      |
| 四、有機鹽基性肥料        | 葱    | 八〇四、〇〇〇   | 二、三四〇 | 三、一〇七  | 五、一六〇〇      |
| 五、中性肥料石灰中和量加用    | 葱    | 一、〇二〇、〇〇〇 | 三、一〇七 | 三、一〇七  | 九〇、九〇〇      |
| 六、酸性肥料石灰中和量加用    | 葱    | 七三八、〇〇〇   | 四、一〇七 | 二、四三〇  | 八二、二〇〇      |
| 七、酸性肥料石灰過量加用     | 葱    | 七三五、〇〇〇   | 三、四六五 | 一、八五〇〇 | 一、一七、三〇〇    |
| 八、無機鹽基性肥料石灰中和量加用 | 葱    | 四九五、〇〇〇   | 四、七七三 | 一、七三〇  | 一、三六、五〇〇    |
| 九、有機鹽基性肥料石灰中和量加用 | 葱    | 七六五、〇〇〇   | 五、一八七 |        |             |
| 一〇、普通肥料石灰年々加用    | 葱    | 一、〇三二、〇〇〇 |       |        |             |
| 一一、一尺五寸天地返し普通肥料  | 葱    | 八二八、〇〇〇   |       |        |             |
| 一二、三尺に天地返し普通肥料   | 葱    | 八八五、〇〇〇   |       |        |             |

備考 換算一段歩收量とす

二、肥料三要素適量試験

東京府農事試験場第二分場 (在本郡金町村)

| 區名    | 試驗別   | 肥料名   | 施用量   | 含有三成分 | 價額    | 平均收量 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 過磷酸石灰 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 一、七五〇 |      |

| 第一     | 第二              | 第三              | 第四              | 第五              | 第六              | 第七              |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 無窒素    | 一貫五百匁素          | 二貫              | 二貫五百匁素          | 三貫              | 五貫              | 一貫              |
| 木 灰    | 人糞 計<br>過磷酸石灰 灰 | 人糞 計<br>過磷酸石灰 灰 | 人糞 計<br>過磷酸石灰 灰 | 人糞 計<br>過磷酸石灰 灰 | 人糞 計<br>過磷酸石灰 灰 | 人糞 計<br>過磷酸石灰 灰 |
| 二〇、八三四 | 二二〇、五九九         | 二二〇、五九九         | 二二〇、五九九         | 二二〇、五九九         | 二二〇、五九九         | 二二〇、五九九         |
| 一、五〇〇  | 一、五〇〇           | 一、五〇〇           | 一、五〇〇           | 一、五〇〇           | 一、五〇〇           | 一、五〇〇           |
| 二、五〇〇  | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           |
| 二、五〇〇  | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           | 二、五〇〇           |
| 一、六六八  | 一、五九九           | 一、五九九           | 一、五九九           | 一、五九九           | 一、五九九           | 一、五九九           |
| 三、四一八  | 二、二二〇           | 二、二二〇           | 二、二二〇           | 二、二二〇           | 二、二二〇           | 二、二二〇           |
| 二、四一七  | 二、四一七           | 二、四一七           | 二、四一七           | 二、四一七           | 二、四一七           | 二、四一七           |



| 區名 | 試驗別    | 肥料名   | 施用量      | 含有成分  |       |        | 價額    | 五箇年平均收量 |
|----|--------|-------|----------|-------|-------|--------|-------|---------|
|    |        |       |          | 窒素    | 磷酸    | 加里     |       |         |
| 第八 | 一貫五百匁酸 | 木     | 一六、三三〇   | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、七〇〇   |
|    |        | 人糞尿   | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |        | 過磷酸石灰 | 五、六〇〇    | 一、三三〇 | 〇、五五三 | 〇、七九三  | 一、二九九 |         |
| 第九 | 二貫五百匁酸 | 木     | 一六、三三〇   | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、七〇〇   |
|    |        | 人糞尿   | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |        | 過磷酸石灰 | 八、一六〇    | 一、六三〇 | 〇、五五三 | 一、一四三  | 一、二九九 |         |
| 第二 | 三貫     | 木     | 一六、三三〇   | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、七〇〇   |
|    |        | 人糞尿   | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |        | 過磷酸石灰 | 一三、一六〇   | 二、三三〇 | 〇、五五三 | 一、八四三  | 一、二九九 |         |
| 第三 | 一貫     | 木     | 一六、三三〇   | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、七〇〇   |
|    |        | 人糞尿   | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |        | 過磷酸石灰 | 一〇、六六〇   | 二、三三〇 | 〇、五五三 | 一、四九三  | 一、二九九 |         |

| 區名 | 試驗別   | 肥料名   | 施用量      | 含有成分  |       |        | 價額    | 五箇年平均收量 |
|----|-------|-------|----------|-------|-------|--------|-------|---------|
|    |       |       |          | 窒素    | 磷酸    | 加里     |       |         |
| 第三 | 一貫五百匁 | 木     | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、六九九   |
|    |       | 人糞尿   | 一〇、六六〇   | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |       | 過磷酸石灰 | 七、九〇〇    | 二、三三〇 | 〇、五五三 | 一、四九三  | 一、二九九 |         |
| 第四 | 二貫    | 木     | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、七〇〇   |
|    |       | 人糞尿   | 一〇、六六〇   | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |       | 過磷酸石灰 | 二、〇六〇    | 二、三三〇 | 〇、五五三 | 一、四九三  | 一、二九九 |         |
| 第五 | 二貫五百匁 | 木     | 一六、三三〇   | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、四八八 | 一、二九九 | 二、七〇〇   |
|    |       | 人糞尿   | 三六、七、六四八 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 五、四一八  | 三、六七七 |         |
|    |       | 過磷酸石灰 | 一〇、六六〇   | 二、三三〇 | 〇、五五三 | 一、四九三  | 一、二九九 |         |

備考 試驗の稻種は大關號數量其他共一段歩に換算す

三、水田耕鋤深淺に對する肥料試驗

(同上)

本試驗の目的は水田耕鋤の深淺並に肥料の用量を異にせし、稻の生育收量に如何なる關係を生ずるやを驗知し、以て經濟上適當なる施肥量を知らんとするにあり。

| 區名 | 耕鋤深淺 | 肥料 | 大正四年  |       | 區名 | 耕鋤深淺 | 肥料 | 大正四年  |       |
|----|------|----|-------|-------|----|------|----|-------|-------|
|    |      |    | 收量    | 平均收量  |    |      |    | 收量    | 平均收量  |
| 第一 | 四寸   | 普通 | 三、五七三 | 三、〇〇〇 | 第一 | 四寸   | 普通 | 三、六四一 | 三、〇〇〇 |
| 第二 | 六寸   | 同上 | 三、三二九 | 二、九七九 | 第二 | 六寸   | 同上 | 三、六二一 | 三、〇八九 |
| 第三 | 八寸   | 同上 | 三、七五三 | 三、〇九四 | 第三 | 八寸   | 同上 | 三、七三三 | 三、一五三 |

備考

試験に供したる稻種は大關號にして如上の成績によれば耕鋤の深さを増加するに従ひ、收量を増加し尙之に多量の肥料を施すときは、一層收量を増加すること明かなり  
普通肥料は人糞尿一八〇貫、大豆粕一五貫、糞灰六貫、過燐酸石灰三貫五百匁 數量其他共一段歩に換算せり

四、肥料分析表

(イ) 大正三年夏作に施用したる肥料の種類價格及含有三成分

東京府農事試験場、在東京府豊多摩郡中野町

| 肥料名     | 單位 | 數量     | 價格    | 百貫匁價格 | 百貫匁中含有三成分量 |      |      |
|---------|----|--------|-------|-------|------------|------|------|
|         |    |        |       |       | 窒素         | 磷    | 酸加里  |
| 堆肥      | 駄  | 三〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.六〇       | 〇.六〇 | 〇.三〇 |
| 人糞      | 荷  | 一八,〇〇〇 | 一,二〇〇 | 一,二〇〇 | 〇.六〇       | 〇.六〇 | 〇.三〇 |
| 大豆粕     | 枚  | 一八,〇〇〇 | 一,五〇〇 | 一,五〇〇 | 七.〇〇       | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 大關號     | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 三.〇〇       | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 硫酸アンモニア | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 智利硝石    | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 石灰      | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 石炭      | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 鮮魚油     | 枚  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 菜種油     | 枚  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 過燐酸石灰   | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 米糠      | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |
| 糞       | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,六〇〇 | 一,六〇〇 | 一五.〇〇      | 〇.一〇 | 〇.三〇 |

|      |   |        |       |       |   |   |       |       |
|------|---|--------|-------|-------|---|---|-------|-------|
| 木灰   | 一 | 九,〇〇〇  | 〇,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | — | — | 三,〇〇〇 | 八,〇〇〇 |
| 硫酸加里 | 一 | 一〇,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | — | — | —     | 四,〇〇〇 |

(ロ) 大正三年夏作に施用したる肥料の種類價格及含有三成分

| 肥料名   | 單位 | 數量     | 價格    | 百貫匁價格 | 百貫匁中含有三成分量 |      |      |
|-------|----|--------|-------|-------|------------|------|------|
|       |    |        |       |       | 窒素         | 磷    | 酸加里  |
| 人糞    | 荷  | 一八,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.六〇       | 〇.六〇 | 〇.三〇 |
| 既肥    | 貫  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.七〇       | 〇.七〇 | 〇.三〇 |
| 鍊灰    | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.七〇       | 〇.七〇 | 〇.三〇 |
| 葉灰    | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.七〇       | 〇.七〇 | 〇.三〇 |
| 米糠    | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.七〇       | 〇.七〇 | 〇.三〇 |
| 過燐酸石灰 | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.七〇       | 〇.七〇 | 〇.三〇 |

(ハ) 大正二年冬作に施用したる肥料の種類價格及含有三成分

| 肥料名   | 單位 | 數量     | 價格    | 百貫匁價格 | 百貫匁中含有三成分量 |      |      |
|-------|----|--------|-------|-------|------------|------|------|
|       |    |        |       |       | 窒素         | 磷    | 酸加里  |
| 既肥    | 貫  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.五〇       | 〇.五〇 | 〇.三〇 |
| 人糞    | 荷  | 一八,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.五〇       | 〇.五〇 | 〇.三〇 |
| 過燐酸石灰 | 袋  | 一〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 〇.五〇       | 〇.五〇 | 〇.三〇 |

## 第九章 本村の教育

## 第一節 小學校

本村に、四箇の學校と三箇の分教場とあり、其一を奥戸<sup>高等</sup>小學校と曰ひ、其二を奥戸實業補習學校と曰ひ、其三を上平井尋常小學校と曰ひ、其四を上平井實業補習學校と曰ふ。補習學校は皆其小學校内に設置せり、下小松に奥戸<sup>高等</sup>小學校の分教場と奥戸實業補習學校の分教場を設置し、鎌倉新田に奥戸實業補習學校の分教場を假設せり。即ち四學校三分教場ありと雖も、而も校舎は分教場とも四箇に過ぎず、俱に初等教育を施す所なり、初等教育は未來の國民、即ち兒童を薰陶するに在りて、國家の生存に對して、至大の關係を有するや論なきなり。

抑も本村の教育たる、當路者の督勵と、學校職員の勤勉とに由りて、其成績大に觀るべき者あり。特に校舎の如きは之を新築し、之を増築せられたりと雖も、退きて之を熟思するときは、尙ほ設備内容俱に不足を感じる者多々あるべし、故に益其設備を完成し、其内容を充實し、以て教育の普及上進を圖らざるべからず。今本村小學校の内容を左に掲げ、以て其梗概を示さむ。

一 奥戸<sup>高等</sup>小學校

一、校舎の敷地及庭園は、全部借地にして、其面積九百七十五坪、借地料年額七拾圓拾錢是に左記の校舎及附屬建物を建設し、井戸及運動場等を附設したり。

一、校舎の總建坪は、三百十坪二合五勺にして、平家建、二階建の二棟と爲す、之を十の教室と、職員室、備品室、使丁室等に區劃せり、而して裁縫室は、備品室中に設く其他湯呑所、内外便所等あり、又外に納屋一棟を附屬せしむ。

兒童の増加は、校舎の狹隘を告げ、隨つて校舎増築の必要を促せり。今や本校は、漸く教室の不足を感じ來れり。蓋し兩三年の後は、必ず増築の已むべからざるに到らむ。

一、就學兒童、本校創立の當時は、鼎、徳修及其分校等三校の兒童を本校に收容せしものなるを以て、是等兒童は各其訓練養成を異にしたる結果、風俗慣習、俱に其揆を一にせず、故に動もすれば輒ち誤解を來たし喧擾を惹起したること往々ありたり、因て當局職員は、之が管理上頗る困難を感じたりき、然りと雖ども、爾來歳を積み月を累ぬるに隨ひ、訓練漸く一に歸し、校風整然として成立するに至りたるを以て、各兒童漸次相近暹し、其意思亦從つて疏通し來り、遂に相互に相親み、相愛し其状態に一家に棲息せる兄弟姉妹の如きのみならず、其友情の厚き以て掬すべし嘗て演じたる所の誤解喧擾等の如き、復た見る能はざるに至れり。學校統一の利豈に偉大ならずや。

一、兒童の増加率は、頻年に高まり、現今に至りては、其數六百を超ゆ、之を十一學級に編制す、即ち尋常科九學級、高等科二學級是なり。

一、児童就學歩合は、年々良好なれども、常に缺席者多く、出席歩合甚だ不良にして、毎月百に對し九十以上に達すること殆んど稀なり。蓋し本郡小學校中、最下位に在るは、豈に遺憾ならずや遺憾は猶忍ぶべきも、缺席児童の將來終生の不幸を豫想するときは、轉た惘然の情禁する能はず、父兄たるもの、思を此に致し、大に猛省せられむことを切望して止まざるところなり。

一、児童の性狀は、千差萬別なれども、而も概括的に之を評するときは、皆稟性淳朴にして、活氣あり、常に質素に甘じ、又勤勉に堪ゆるの風あり、其行爲缺點少きが如し、強ひて其缺點を擧ぐれば、言語の拙なること、禮儀を略すること、守約の點に乏しきこと、人の言を輕信し易きこと是なり。其の他寧ろ美點の擧ぐべき者尠からざれども、而も當局者能く之を腦裡に藏し置き、其美點は益之を助長し、其缺點は之が剪除に努めざるべからず。

一、児童の教育に就きて、其完全を期せむには獨り之を學校に委すべき者にあらず、家庭に在りて日夜児童に親炙せるは父兄なり、父兄と學校とは猶ほ同舟の如し、切に望むらくは、父兄諸氏が學校と同一歩調を以て、舵手的援助を與へて、其効果を收むるに努められんことを。

一、農業實習所、農業科の實績向上を企圖し、併せて斯業の趣味を喚起し、將來農村維持の一助とする目的を以て、田畑各四畝歩の實習所を置き、(尋常六年以上の児童に在りては田畑一坪づつ、の實習所を其家庭に置かしむ) 嘗て書籍に就て學びたる所を實地に活用せしむること、爲せり。由來實地に長せる者は學理に暗く、學理に

通する者は實地に疎し、爲めに殖産興業をして遅々たらしむるは洵に慨歎すべし、是れ實習所を設けたる所以なり。故に將來は尙ほ一層實習所を擴張し、其の運用と方法とを講究し、以て敍上の旨趣を貫徹せんことを期するものなり。

一、體育 特に體位の向上を圖らむが爲に、規定の體操以外に、休憩時間を利用し、児童全員を運動場に出だし、快活に遊戯を爲さしむると同時に左の事項を嚴禁す。

(一)校舎の窓下又は樹蔭に凭りて、小冊子或は小説等を読むこと。

(二)校舎及庭内の一隅に佇立し、一二の友と私語雜話等に耽ること。

一、運動場 に左の體操用具を設備す。

(一)鐵 棒 二 (二)花 車 一 (三)雲 梯 一 (四)ブランコ 三

(五)木梯子 一 (六)懸垂綱 一 (七)滑 臺 一 (八)繩梯子 一

(九)懸垂木 一 (十)攀登木 二

運動場の狹隘なると雨中體操場の設けなきは、體育上頗る遺憾と爲す所なれども、近き將來に於て校舎増築の已むべからざる時期到來すべきを以て、其際構内運動場の南部に二階建校舎を増築し其階上を教室と爲し、階下を雨中體操場と爲さむことを期するものなり。

一、児童貯金、貯金の事たる、児童の貯蓄心を養成し、之と同時に勤勉、節儉、忍耐等の諸徳を

涵養する目的を以て、今を去ること十有三年前、即ち明治三十七年一月より之を實施せり。爾來歲月を累ね、蓄積せる所の金員總額五千有餘圓に達し、而して毎歲拂戻を爲す所の金額參千有餘圓にして、現在金額貳千參百五拾四圓參拾八錢(大正四年十二月末)あり。此の貯金たる兒童數三百三十二人にして、一人の貯蓄平均金額七圓〇九錢壹厘四毛強なり。

一、飲料水に供する井戸は、明治三十六年の堀鑿に係り、其の深さ九十餘間あり、初めは湧出力極めて強く、地上數尺に噴出し、水質頗る良好なりしも、歲月を累ぬるに従ひ、水勢漸く衰へ現今は水面地表より尺餘に下り、爲めに井水、常に滯溜停滯せるを以て、水質復昔の如くならざるは洵に惜むべし。

一、兒童用机 は開校當時、概ね舊式のものなりしも、數箇年の繼續事業と爲し以て之が改造に著手し、漸く昨大正三年を以て、完成を告ぐるに至れり。然りと雖も、其當初造れる者年を歴るに従ひ舊に還り、近き將來に於て復た改造の必要を見るに至らむ。

一、教授用器具器械及參考用圖書 は漸次其數を増加したりと雖も、而も未だ充實に至らず。尙ほ教授の便を滿すに足らざるを以て、之が充實に努めんことを要す。

一、下小、分教場 は下小松照明寺の、庫裡を借用し、而して下小松在住尋常科一、二學年の兒童を收容せり。其の坪數二十四坪にして兒童數二十四名あり。本分教場は、將來とも之を廢す

こと不可能とせば、現教室に一大修理を加ふるか、然らざれば即ち新築の要あらむ。

一、奥戸實業補習學校 は青年教育の爲めに之を設置し、毎歲一月より三月に至るまで、開校し夜間を以て教授を爲せり、生徒の數、毎年百有餘名に達す、其數の多きこと、蓋し本郡中の巨擘たりと云ふ。

## 二 上平井尋常小學校

一、上平井尋常小學校は、大正三年九月の創設に係り、當時就學兒童總數百六十七名を收容せり。教員の數、職名俸給其他の詳細は、本章第三節に具す、就て看るべし。校舎の敷地は、四百十八坪にして、内百九坪は村有地なれども、其他の三百九坪は借地に係れり、其の借地料は、上平井有志者に於て、永久之を負擔することを約せり。

抑も本校の設置たる、開校式の際、村長の式辭中に敘述せられしが如く、一方に得る所の者を以て、一方に失ふ所の者を償ふに足るや否や、大に疑問とする所なり。然れども今其内容に就きて、其一二を記さむ。本校は開校日尙ほ淺く、之に加ふるに校長の更迭ありしを以て、未だ充分の整理を見るに至らず、器具器械に至りても、其設備亦未だ全からざるを以て、今や之が充實を圖りつゝあり。尙ほ教育をして、普及發達せしめむが爲に、子守教授を開始するの必要を認むるを以て、之が準備を爲し、且つ家庭との連絡を圖らむが爲に、父兄會等を催し或は運

動場の改善を計る等、著々之が普及發達に努めつゝあり。

一、上平井實業補習學校 は殆ど奥戸實業補習學校と其情況を同じくし、唯其の數に於て、之と多少の差異あるのみ。

以上の如く、本村には二箇の小學校と、一の分教場とありて、初等教育を施せり。一村内に二箇の小學校を設置し、之を維持するは一村の經濟上不得策なることは言を俟たず。而して經濟上不得策なるが如きは、猶之を忍ぶべきも、教育を受くる兒童の蒙る不利益、及一村村治上に及ぼす所の不利益とに至りては、轉た憂慮に堪へざる者あり。本村には從來鼎、徳修二小學校と、徳修小學校下小松分教場とありしを以て、明治三十六年五月此の二校を廢し、奥戸尋常高等小學校を設置し、以て一村一校主義を貫徹せり。而るに今や荒川改修工事の爲に、町村の廢置分合行はれ、其結果として平井村大字上平井は、本村の區域に編入せられ、因りて一校を上平井に設置するに至り、復た本村に二校を有すること、爲れり。然れども此の小學校を上平井に設置したるは當時之を設置する事情ありしが爲めに於て、深く將來を慮りて設置したる者にあらず、故に本村村民たる者は宜しく區々の情弊に驅られず、深く思を本村の將來に致して、一村一校主義の貫徹に努め、教育上及村治上將た經濟上の得策たる彼岸に達せずむば止まざるの決心なからざるべからず。今試みに一校主義を實現せん歟。村内便利の地を相して、先づ之に本村の役場を移し、

然る後に其附近に一大校舎を新築して、學校の併合を行ひ、而して現在の道路にして不便を感ずるあらば、宜しく更に直近の道路を開くべきなり。之が實行の順序と爲して、先づ道路を改修し之と同時に役場を移轉し、役場の移轉後、校舎の新築に著手する等、徐ろに之が遂行に努めなば必ずしも至難の業にあらざるべく、假令至難の業と爲すも、而も其精神にして一到せば、何の成らざることかあらむ。其の成らざるあるは即ち其精神にして未だ一到せざる者ありと云はんのみ。

第一項 學齡兒童

一、學齡兒童表の上(大正四年度)

| 計  | 就學 |    | 不學 |   | 就學 |   | 不學 |   | 計 |   |
|----|----|----|----|---|----|---|----|---|---|---|
|    | 男  | 女  | 男  | 女 | 男  | 女 | 男  | 女 | 男 | 女 |
| 三三 | 二七 | 三三 | 一  | 二 | 一  | 一 | 一  | 一 | 二 | 二 |
| 五六 | 五  | 三  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 六  | 三  | 六  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 九  | 二  | 二  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 四三 | 二九 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 三七 | 六  | 三〇 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 一  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 三  | 一  | 二  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 一  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 一  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 二  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 一  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 三  | 一  | 二  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 三  | 一  | 二  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 一  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 二  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 六  | 一  | 五  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |
| 四  | 五  | 九  | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 |



月一日を以て開校せり、其創立の時に當り、細田、曲金、鎌倉新田三箇村有志者の盡力は勿論、殊に其經營に功勞ありしは、杉浦柳吉、中野藤助、杉浦重右衛門、關根藤四郎、佐野忠八、田邊柳太郎、會田重郎兵衛、澤口三五郎、田邊辰五郎、會田幾太郎の諸氏及校長八木原眞之助氏と爲す、其徳永く忘るべからず。當時就學兒童數男四十八、女二十一合計六十九名なりき。同二十三年一月、八木原校長辭職して、平澤午之介氏後任者たり。既にして校舎狹隘を告げたるを以て、之を他に改築移轉するの議を決し、乃ち中野藤助、關根藤四郎、田邊辰五郎、平澤午之介の四氏を以て委員に擧げ、地を同大字八百十六番地に相し、建築に著手し同二十六年四月工事全く成るを告げたるを以て、同月八日之に移轉す、當時兒童の數男八十七、女六十五合計百五十二名に上りたりき、同三十年五月、平澤校長轉任して村本義麗氏其後任たりしが、同三十六年四月、本校の廢止と共に他に轉任したり、其間前記中野、佐野、田邊(辰五)、會田(幾太)、杉浦(重右)、澤口、杉浦(吉柳)の外關根保太郎、村本義麗、平澤午之介の諸氏相尋で學務委員に就職し、大に盡力せられたりき。徳修小學校は同二十二年四月を以て開校せり、其創立の際に於ける功勞ある者を擧ぐれば、山内兼太郎、吉田伊右衛門、山内百之助、山内東一、清水猶治、石井源次郎、關口彌四郎、三田佐吉、河野長右衛門、齋藤佐七、汝澤柳吉の諸氏及校長山崎巖氏にして、其徳亦永く忘るべからず。其後、前記の山内(百之)、清水、關口、河野、汝澤、石井、山崎の諸氏、其他田中長之

助氏、吉田勇吉氏等相尋で學務委員に就職し大に盡力せられたりき。校長は山崎氏辭し去り、渡邊倉一氏後任となり。其後佐々木藤吉、井上千代太郎、福田和三郎の諸氏、相尋で更迭し、最後に矢作傳三郎氏校長たりしも、同三十六年四月本校の廢止と共に奥戸小學校へ轉せり。

同三十一年九月、暴風雨あり、校舎倒壊の不幸に遇ひたるを以て、同大字千八百八十九番地所在の家屋を借り、假校舎に充つ、同三十二年八月、關根柳介氏、山内兼太郎氏に代りて、再び村長となるや、前山内村長時代の懸案に係る、一村内に鼎、徳修の二校を維持するの教育上、及經濟上大に不利益なるは固より論なく、一村にして賦課の均しからざるが如きは、町村制を施行せらるゝに當り、數町村を合して一町村と爲したる本旨にあらずと爲し、之を合併して一校と爲し、經費の如きも從來の不均一賦課法を改めて之を均一と爲さむと欲し、大に之が氣運の養成に努められ、同三十三年九月山内百之助氏、關根柳介氏に代りて村長の職に就くや、大に之が實行に努められき。是歲十一月、會、徳修小學校火災に罹り燒失、奥戸新田專念寺を以て假校舎に充つるに至りて合併の協議漸く調ひ、同三十四年三月、從來比較的負擔多かりし細田、奥戸、奥戸新田、下小松の如きは、賦課を均一に爲すと同時に之に報ゆるに金壹千貳百圓を寄附したり、是に於て奥戸字北沼(山内兼太郎氏及清水文次郎氏所有)の地を下し、尋常高等小學校を建設し、分教場を下小松に設置するの議を決す(下小松は本校を距ること約三十町六七歳兒童の通學困難なるべしを察し尋常科一、二學年兒童の爲め特に之を設置する者なり)而して該寄附金壹千貳百圓と、關根藤四



郎氏の寄附金壹百圓とを併せて本村基本財産と爲したり。同三十五年二月、山内村長(百之助氏)職を辭し、關根保太郎氏其後任となるや、學校新築委員長と爲り、先づ校舎の設計敷地の借入並其の埋立を始め、隣地の整理、其他教育資金額參千圓の借入、三年以内償還の起債額參千圓の事より篤志家寄附金額參千圓の募集の件に至るまで銳意之に當り、遂に資金壹萬有餘圓を得て、工を起し、同三十六年五月、新築校舎の落成を見るに至れり、今の奥戸村立奥戸尋常高等小學校即ち是なり。校舎の新築工事は競争入札の結果、小岩村島村徳次郎氏をして之を請負はしめ、其新築委員は山内兼太郎、鈴木與兵衛、中野藤助、佐野忠八の四氏にして其勞たる洵に多大なりき。特に盡力せられたるを鈴木氏と爲す。然るに今は則ち亡し、校舎敷地埋立に要したる土砂四百坪は相當代價を以て他より之を購ふべきに、時の郡長宮川九郎氏の盡力に依り、無代價を以て中川河身浚渫土砂拂下を東京府廳より受け、之を埋立つることを得たるは、實に同郡長の賜と謂ふべし。尙ほ本校設置に當り、企畫經營其宜しきを得、且つ協賛の任を竭し、直接に間接に、銳意力を展べ、及其の議に與れる者頗る多し、今當時の機關を擧ぐれば左の如し。

村會議員

- |         |        |          |        |
|---------|--------|----------|--------|
| 山内 兼太郎氏 | 中野 藤助氏 | 鈴木 與兵衛氏  | 佐野 忠八氏 |
| 會田 常吉氏  | 山内 東一氏 | 杉浦 重右衛門氏 | 齋藤 佐七氏 |

- |         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 福島 延太郎氏 | 澤口 喜太郎氏 | 吉田 伊右衛門氏 | 關根 保太郎氏 |
|---------|---------|----------|---------|

學務委員

- |         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 杉浦 柳吉氏  | 會田 政五郎氏 | 汝澤 柳吉氏 | 田 中長之助氏 |
| 田邊 柳太郎氏 | 關口 彌四郎氏 |        |         |

以上は、本校設置以前に係る沿革の概要と爲す。以下設置以後の經歷を摘記せむ

一、奥戸尋常高等小學校の開校式 は明治三十六年五月二日に之を舉行す、本校新築委員長關根保太郎氏の工事の報告あり、東京府知事の告辭、郡長其他來賓の祝辭、村會議員總代の祝辭、校長平澤午之介氏の答辭ありて其式甚だ嚴肅なりき、式後酒饌を饗す。

二、兩陛下御眞影及勅語謄本 勅語は明治二十三年十一月二日 御眞影は、明治二十七年十月十九日、舊鼎及舊徳修の兩小學校に下賜せられたるものに係る、今新校開校するに迫りて其一を奉戴し、他の一を奉還(明治四十三年一月二十五日)せり。

三、記念寫眞撮影 開校式當日校庭に於て撮影し、校實とし之を悠久に傳ふ、其撮りたる所の者は現任學校職員、村吏員、前村長、村會議員、學務委員、字頭(現今の區長)及工事請負人等なり。

四、開校當時の兒童數 尋常科男二一三人 女二二〇人 高等科男五九人 女二五人

五、開校當時の學級編制及職員、學級は九學級にして、職員は訓導兼校長平澤午之介、訓導矢作

傳三郎、廣川新十郎、吉田とき、伊藤善之助、行方正彦、准訓導井上多三郎、近藤辰藏、佐藤彦四郎の九氏なりき。

- 六、修學旅行 明治三十六年十一月十日、尋常三學年以上の兒童、東京市上野公園に旅行す、是れ學校開始以來修學旅行の嚆矢と爲す、爾來毎歲一回又は二回舉行するを以て恆例と爲せり。
- 七、學校醫 明治三十六年十二月、醫師大橋重房氏に學校醫を囑託す。
- 八、兒童貯金開始 明治三十七年一月一日、始めて兒童貯金法を設け、兒童貯金を開始す。
- 九、卒業證書及修業證書授與式、明治三十七年三月二十五日、第一回卒業證書及修業證書授與式を行ふ、爾後毎年三月之を行ふを以て恆例と爲す。

一〇、明治三十七八年戰役に於ける奥戸小學校

- (イ) 明治三十七年二月六日、本村豫後備兵に始めて動員令下るや、平澤校長學校を代表し、應召員を送り併せて其家族を慰問せり。
- (ロ) 二月十日宣戰の 詔勅煥發せらる、因りて同月十二日 宣戰の詔勅奉讀式を行ひ、義勇奉公の實を擧ぐべき國難に處する國民の心得方を訓示せり。
- (ハ) 學校職員及兒童は本村出征軍人に對して慰問狀を送れり。
- (ニ) 本村出征軍人の戰死者葬儀ある毎に、本校職員及兒童は必ず會葬して弔意を表せり。

(ホ) 同年十一月十日、職員及高等科兒童は、陸軍豫備病院澁谷分院に入院治療中なる本村出征軍人關根光太郎、岡本券次、清田八十吉の三氏を慰問せり。

(ヘ) 同三十八年一月二日、難攻不落の稱ありし、旅順港要塞陥落の快報に接す、時恰も冬季休業中なるを以て、一月八日に至り戰捷講話を爲せり。是日本村有志亦學校に會して戰捷を祝せり

(ト) 三月十一日、奉天陥落し、我軍大捷の快報に接したるを以て戰捷講話を爲せり。

(チ) 五月三十日、五月二十八日敵の「バルチック」艦隊日本海々戰に於て全滅したるの快報に接したるを以て戰捷に就きての講話を爲せり。

(リ) 十一月十七日、天皇陛下戰捷御報告の爲に、伊勢大廟に御參拜あらせ給ふに就き、臨時休業して敬意を表し奉れり。

一一、本校創立記念日、明治三十八年四月二十日、本校の記念日を毎年五月二日と定め認可せらる

一二、子守教育、同年四月二十日より、子守に對する教育を開始す。

一三、夏季休業中の作業、同年七月二十五日、就學兒童の夏季休業中に於ける作業の制を定め、同年八月一日より之を實施せり。

一四、校友會 本校卒業生を以て校友會を組織し、同三十九年四月一日、其第一回總會を開く、爾後毎年春秋二回之を開くを恆例と爲せり。

- 一五、日露戦役記念碑 同三十九年五月二日、日露戦役記念碑を本校正門脇に建てらる。
- 一六、選奨児童 同四十年三月二十五日、尋常科児童佐野文助外十一名、高等科児童平野武一外七名、學術操行優良の廉を以て、郡長より褒賞せらる。爾後毎年三月優等生を選奨せらるゝを恆例と爲せり。
- 一七、教育所感 同年四月より、學校職員は、毎月教育上の所感を校長に提出するの制を設く。
- 一八、庭上訓話 同四月一日より、訓練の統一を目的とし、制を設け、校庭に於て毎日始業前五分間、庭上の訓話を實行せり。
- 一九、大運動會の嚆矢 同年五月二日、創立記念第五週年を祝せむが爲め校庭に於て、大運動會を開く、是れ本校児童運動會の嚆矢なり、爾後毎年一回開催するを恆例と爲せり。
- 二〇、戦利品の頒與 同年六月三十日、陸軍大臣より、三十七八年戦役の戦利品(銃及劍、軍刀、鎗筒、藥莖、シヤブルの品)を本校に頒與せらる。
- 二一、樞要地里程取調 同年七月四日、本郡役所、小岩驛、江戸川橋、吾妻橋、龜有驛、高砂停留場の各所在地を樞要地と定め、本校と右樞要地間の里程を實測し而して其里程を記したる三稜標木を學校正門の傍に樹つ。
- 二二、校規編纂 同年九月二十五日、本校々規を編纂す。

二三、大字通俗教育會 同年十一月十六日、齋藤佐七氏(大字下小松村會議員)の希望に依り、下小松照明寺に教育幻燈會を開く、是れ大字に教育の通俗講話會を開きし濫觴にして爾後毎歲秋季各大字に之を開くを恆例とす。

二四、英語科の加除 同四十一年四月二十四日、英語科を高等科の隨意科目に加ふ(同四十五年三月法令に従ひ之を廢止せり)

二五、學用品の一定、同年六月二十日、左の學用品を一定す。

筆(學校より命じ作らしむ)鉛筆(ユイダール) 雜記帳(表裝無飾五枚綴り)

二六、部團編制 同年九月一日、各大字に部團長を置き、學校昇降の途上を監督せしむ。

二七、揭示教育 同月數十種の揭示教育案成り、實施す。

二八、訓導新井新藏氏の死亡 同年十二月十三日、不幸病を以て歿す、氏は埼玉縣人にして、資性溫良克く校務に服し、職に在ること三年有半、行年四十有六、洵に惜むべきなり。

二九、校舍増築 同四十二年六月五日、校舍の一部を取毀ち其取毀ちたる跡に更に新築したる二階建の校舎成るを告げたるを以て、之が祝意を表せむが爲に、大運動會を校庭に開く、此の改築委員は、齋藤佐七、田中長之助、關口彌四郎、月村仲右衛門、田邊柳太郎、會田常吉、石川門九郎、河野長右衛門の諸氏なりき、

- 三〇、草履作 同年九月より、自立自營の精神を涵養するを目的とし、制を設け、尋常五年以上の児童に、藁草履を作らしむ。
- 三一、月の行事 同四十三年四月より、其月内に行ふべき事項を職員室に掲記することとせり。
- 三二、手工科加設 同月一日より尋常科に手工科を加設す。
- 三三、實業補習學校の設置 同四十四年二月十五日、本校に實業補習學校を附設す。
- 三四、陸軍記念日 同年三月十日、陸軍記念日の式を擧ぐ、爾後毎年三月十日に之を擧ぐるを恆例と爲す。
- 三五、訓導平山三治郎氏の死亡 同年四月十七日、病を以て俄かに歿せらる。氏は千葉縣匝瑳郡福岡町の人、父を宗助と曰ふ。明治十七年七月十日を以て生る。同三十八年四月十八日、本校に就任せり、氏は性快活職を執る誠實、洵に得易からざる青年教育家なりしが、勤続六箇年にして不幸病に罹り溘焉として逝けり、村民深く之を惜む、行年二十有八。
- 三六 本校兒童園藝品成績の受賞 同年七月九日、本郡第一回園藝品評會に一坪農業成績品を出品したる兒童は、賞狀賞品を受く、爾後殆ど毎歲出品し、其優等出品者は賞狀賞品を受けしもの之を省く。
- 三七、校歌の制定 同年九月一日、校歌を制定す。

- 三八、訓導津坂爾學氏の死亡 同年十二月二十日、病に罹り歿せらる、氏は埼玉縣の人、就任僅かに二年餘、行年四十有二、惜むべきなり。
- 三九、謝恩金 同四十五年三月、校恩の大なることを紀念せしむるが爲に、尋常科卒業者より金貳拾錢以上、高等科卒業者より金五拾錢以上を、小學校基本財産中に、寄附せしむるの申合を爲さしめ、此の寄附金を謝恩金と稱す。謝恩金寄附者名簿を學校に備へ、之に寄附者及保護者の氏名並其寄附金額を明記し、之を永久に保存することと爲せり。
- 四〇、天皇陛下不豫 同四十五年七月二十二日、天皇陛下不豫の旨官報にて拜承し、兒童を講堂に集め謹慎して、御回春を祈り奉るべきことと訓示す。(以後毎日之を行ふ)
- 四一、天機奉伺 同月二十七日、天皇陛下大漸の旨、官報號外にて拜承し、憂慮措く能はず、校長平澤午之介氏は全校職員兒童及校友會を代表し、參内して 天機を奉伺せり。
- 四二、御平癒奉祈 同月二十八日、職員及兒童を講堂に集め、平澤校長は前日 天機奉伺の模様を謹話し後ち一同、宮城に向ひて 御平癒を祈り奉りたり。
- 四三、天皇陛下崩御 同月三十日拂曉 天皇陛下の登遐の報を拜承し、恐懼措く能はず。職員及兒童を講堂に集め、左の事項を訓示せり。
- 一、奉悼の意を以て謹慎すべきこと。

二、國民の服喪心得

- 四四、天機奉伺 大正元年八月二日、校長平澤午之介氏は、全校職員児童及校友會を代表して參内し 天機を奉伺せり。
- 四五、朝見勅語奉讀式 同月五日、朝見勅語の奉讀式を行ひ、先帝に奉仕せし心を以て 今上天皇に奉仕すべきことを訓示し併せて 天機奉伺の時の模様を謹話す。
- 四六、御大葬儀 同年九月十三日、明治天皇御大葬儀に付 校内に遙拜所を設け、香取神社々司 香山範英氏を祭主として遙拜式を舉行す。
- 四七、葬場殿拜觀 同年十月八日、學校職員は尋常科三學年以上の児童を率ゐ、青山に到り葬場殿及御輦車を拜觀せり。
- 四八、遙拜式 同二年七月三十日、明治天皇の遙拜式を擧げ、御聖徳及 御治績を訓話す。爾後毎歲之を爲すを恒例とす。
- 四九、皇太后陛下崩御 同三年四月十一日、皇太后陛下崩御に付 奉悼式を舉行し、御懿徳を奉稱し且つ敬悼の意を表し以て 謹慎すべきこと及服喪中の心得を訓話す。
- 五〇、御大葬儀 同月二十四日、昭憲皇太后御大葬儀に付、校内に遙拜所を設け遙拜式を舉行せり。
- 五一、裁縫専科設置 同四年四月一日、裁縫専科を設置したり。

五二、游泳場設置 同年七月十六日、児童の爲に奥戸新田地先中川に水泳場を設く。

五三、御眞影拜戴 同年十月二十六日 今上天皇陛下の 御眞影を拜戴す。此日村長及校長同道南葛飾郡役所に到り、其傳達を受け、本村役場吏員學校職員、名譽職員、在郷軍人分會、青年會の諸員は、之を村境(奥戸新田)にて奉迎し、直ちに奥戸尋常高等小學校内に奉置し、之が奉戴式を舉行せり。

五四、御即位奉賀式 同年十一月十日 今上陛下の御大禮奉賀の式を擧げ、平澤校長は御即位式に關する次第を訓話し、一同萬歳を奉唱して 聖壽の無窮を祈り奉れり。

此日本校及上平井尋常小學校児童は合同し、旗行列にて全村を練り歩き以て奉祝の意を表せり。  
五五、児童の大嘗祭參拜 同月十四日、奥戸尋常高等小學校児童は、何れも指定村社(幣帛料供進指  
做之)に於て行はるゝ大嘗祭に參拜せり。

第二項 就學兒童

| 年 度   | 就 學  |      | 不 就 學 |     | 合 計          | 就 學 百分比 | 平 均 男 女 |
|-------|------|------|-------|-----|--------------|---------|---------|
|       | 男    | 女    | 猶 豫   | 免 除 |              |         |         |
| 大正元年度 | 二二三人 | 二四一人 | 二七人   | 一人  | 三六七人         | 九五〇%    | 九三六七    |
|       | 卒業生  | 計    | 計     | 計   | 未定額非<br>達せざる |         |         |
|       | 七九人  | 三〇三人 | 一八人   | 一人  | 四七人          |         |         |
|       | 五七   | 二九八  | 二九    | 一八  | 四八           |         |         |

| 年 度   | 就 業 生 |           | 不 就 業 |           | 合 計 | 對 學 百分比 | 平 均 男 女 |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|-----|---------|---------|
|       | 計     | 未定規程の者に係る | 計     | 未定規程の者に係る |     |         |         |
| 大正二年度 | 計     | 四六四       | 一三六   | 六〇〇       | 九〇〇 | 九四・九一   | 九五・二五   |
|       | 男     | 二二六       | 六八    | 一四        | 四四  | 九五・九一   |         |
| 大正三年度 | 計     | 四三三       | 一三六   | 五九七       | 九三九 | 九四・六〇   | 九五・二五   |
|       | 男     | 二二一       | 七〇    | 一四        | 四四  | 九五・九一   |         |
| 大正四年度 | 計     | 四一五       | 一三六   | 五七九       | 九〇九 | 九四・九一   | 九五・二五   |
|       | 男     | 二〇四       | 六八    | 一四        | 四四  | 九五・九一   |         |

第二項 自明治三十六年在學兒童 (各年十二月末日現在)

| 年 度   | 種 別 | 尋 常 科 |      | 高 等 科 |      | 合 計  |      |
|-------|-----|-------|------|-------|------|------|------|
|       |     | 男     | 女    | 男     | 女    | 男    | 女    |
| 明治三六年 |     | 二二三人  | 二二〇人 | 五九人   | 二五人  | 二七三人 | 二四五人 |
| 同 三七年 |     | 二二六人  | 二二六人 | 七二人   | 一四一人 | 二八八人 | 二三〇人 |
| 同 三八年 |     | 二〇〇人  | 一八七人 | 一三〇人  | 四七人  | 三三〇人 | 二三四人 |

| 年 度   | 種 別 | 尋 常 科 |       | 高 等 科 |     | 合 計   |       |
|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
|       |     | 男     | 女     | 男     | 女   | 男     | 女     |
| 三九年   |     | 一九四   | 一八二   | 二七    | 三九  | 三二一   | 三二一   |
| 同 四〇年 |     | 一九三   | 一六二   | 一九    | 四一  | 三〇二   | 二〇三   |
| 同 四一年 |     | 二二〇   | 一九四   | 五五    | 二四  | 二七四   | 二二八   |
| 同 四二年 |     | 二五八   | 二三五   | 三五    | 五二  | 二九三   | 二五二   |
| 同 四三年 |     | 二六四   | 二六三   | 四二    | 二一  | 三〇六   | 二七五   |
| 同 四四年 |     | 二六三   | 二六〇   | 四四    | 一六  | 三〇七   | 二七六   |
| 大正元年  |     | 二五八   | 二六四   | 四一    | 一〇  | 二九九   | 二七四   |
| 同 二 年 |     | 二四九   | 二六五   | 三五    | 一四  | 二八四   | 二七九   |
| 同 三 年 |     | 二四七   | 二四一   | 五〇    | 二四  | 二九七   | 二六五   |
| 同 四 年 |     | 二五八   | 二六四   | 三九    | 三三  | 二九七   | 二八六   |
| 合 計   |     | 三、〇三三 | 二、九五三 | 八三七   | 三〇五 | 三、八七〇 | 三、二五八 |

備考 明治四十一年以後高等科在學生の著しく減少したるは學制改正の爲め尋常科義務年限延長の結果に依る

第四項 自明治三十六年至大正四年度卒業生

| 年 度   | 種 別 | 尋 常 科 |     | 高 等 科 |    | 合 計  |     |
|-------|-----|-------|-----|-------|----|------|-----|
|       |     | 男     | 女   | 男     | 女  | 男    | 女   |
| 明治三六年 |     | 三六人   | 一九人 | 二人    | 二人 | 四〇人  | 二一人 |
| 同 三七年 |     | 五五人   | 五三人 | 一人    | 二人 | 六六人  | 五四人 |
| 同 三八年 |     | 一〇八人  | 五七人 | 一人    | 四人 | 一一三人 | 六一人 |

| 年度     | 尋常科 |     | 高等科 |     | 合計   |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
|        | 男   | 女   | 男   | 女   | 男    | 女   |
| 明治三十八年 | 四八  | 五七  | 一七  | 一五  | 三二   | 二二  |
| 明治三十九年 | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 明治四〇年  | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 明治四一年  | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 明治四二年  | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 明治四三年  | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 明治四四年  | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 大正元年   | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 同 二年   | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 同 三年   | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 同 四年   | 五三  | 六一  | 二一  | 一八  | 四二   | 二九  |
| 合計     | 四八八 | 四二五 | 九〇三 | 一七〇 | 一〇七三 | 一三三 |

備考 卒業平均一箇年尋常科は六十九人四分高等科は十八人一分なり  
 明治四十一年度尋常科卒業生なきは學制改正の結果義務年限の延長せられたるに依る

第五項 校 舎

校舎所在 大字奥戸字北沼四、五、六、七、八番地  
 敷地 九百七十五坪  
 建物 木造瓦葺平家建附屬共三棟 建坪百五十四坪  
 分敷場所在 同 二階建 一棟 同 七十六坪五合  
 大字下小松千六百六番地照明寺庫裡  
 敷地 四十二坪  
 建物 木造茅葺平家建 建坪二十一坪

第六項 學級編制 (大正四年度)

| 學級 | 學年 | 兒童 |    | 職名  | 氏名    |
|----|----|----|----|-----|-------|
|    |    | 男  | 女  |     |       |
| 一  | 尋  | 三  | 二  | 校長  | 平澤午之介 |
| 二  | 尋  | 一  | 三  | 訓導  | 山崎七三  |
| 三  | 尋  | 二  | 一  | 准訓導 | 市川ミヅ  |
| 四  | 尋  | 三  | 三  | 訓導  | 佐藤彦四郎 |
| 五  | 尋  | 三  | 四  | 訓導  | 門田末廣  |
| 合計 |    | 一〇 | 一三 |     | 喜多村小秀 |

| 學級  | 學年 | 児童數 |    | 職名 | 氏名    |
|-----|----|-----|----|----|-------|
|     |    | 男   | 女  |    |       |
| 一   | 一  | 四〇  | 三八 | 訓導 | 井家上京野 |
| 二   | 二  | 三九  | 三〇 | 同  | 若栗與一  |
| 三   | 三  | 四〇  | 三〇 | 同  | 米田正喬  |
| 四   | 四  | 四〇  | 三〇 | 同  | 皆藤とし  |
| 五   | 五  | 四〇  | 三〇 | 同  | 廣川新十郎 |
| 六   | 六  | 四〇  | 三〇 | 同  | 掛川常五郎 |
| 七   | 七  | 四〇  | 三〇 | 同  | 市川ミツ  |
| 八   | 八  | 四〇  | 三〇 | 同  | 若栗與一  |
| 九   | 九  | 四〇  | 三〇 | 同  | 山崎七三  |
| 一〇  | 一〇 | 四〇  | 三〇 | 同  | 同     |
| 裁縫科 |    | 一六  | 二四 |    | 高橋    |

第七項 職員 (大正四年三月調)

| 職名  | 氏名    | 資格 | 師範卒業<br>又は檢定 | 俸給    | 加年俸功  | 奉職年數 | 本校在職年 | 生年月    |
|-----|-------|----|--------------|-------|-------|------|-------|--------|
| 校長  | 平澤午之介 | 普通 | 同            | 四、五、四 | 九、六、四 | 三、年  | 三、年   | 安政五年二月 |
| 訓導  | 廣川新十郎 | 本正 | 同            | 三、五、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 明治九年一月 |
| 同   | 米田正喬  | 本正 | 同            | 三、四、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 掛川常五郎 | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 市川ミツ  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 若栗與一  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 山崎七三  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 校訓導 | 皆藤とし  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 門田末廣  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 井家上京野 | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 佐藤彦四郎 | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |
| 同   | 大橋重房  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同      |

| 職名  | 氏名    | 資格 | 師範卒業<br>又は檢定 | 俸給    | 加年俸功  | 奉職年數 | 本校在職年 | 生年月 |
|-----|-------|----|--------------|-------|-------|------|-------|-----|
| 校訓導 | 皆藤とし  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同   |
| 同   | 門田末廣  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同   |
| 同   | 井家上京野 | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同   |
| 同   | 佐藤彦四郎 | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同   |
| 同   | 大橋重房  | 本正 | 同            | 三、三、三 | 九、六、三 | 三、年  | 三、年   | 同   |

附記 使丁は本校創立以來、荒井萬吉、荒井もと、荒井寅吉、荒井いちにして佐藤巳之助、佐藤あきは現職にあり。

第八項 校規

本校の規程は其目五十有餘に屬し頗る浩澁に渉るを以て單に其目次のみを掲載する事とせり。

校規目次

- 一、本校教則
- 二、教室整理規程
- 三、教室出入規程
- 四、教室内管理規程
- 五、庭上訓話規程
- 六、兒童心得
- 七、兒童姿勢規程
- 八、兒童敬禮規程
- 九、御眞影及勅語贈奉護規程
- 一〇、宿直規程
- 一一、非常規程
- 一二、勅語取扱規程
- 一三、儀式規程
- 一四、兒童服裝規程
- 一五、兒童食事規程
- 一六、兒童入退學規程
- 一七、言語矯正規程
- 一八、兒童衛生規程
- 一九、校舍内外清潔規程附舍外當番細則
- 二〇、衛生檢閱規程
- 二一、兒童看護規程
- 二二、兒童疾病負傷者取扱規程
- 二三、兒



- 童當番勤務規程 二四、兒童褒賞規程附優良券授與規程 二五、兒童懲戒規程 二六、學業成績考查規程 二七、兒童操行考查規程 二八、校長考查規程 二九、學校家庭聯絡規程 三〇、兒童身體檢查規程 三一、健康診斷規程 三二、職員服務規程附職員心得 三三、校務分掌規程 三四、會議規程 三五、備品取扱規程 三六、兒童成績品取扱規程 三七、兒童下足規程附兒童草履作成規程 三八、運動會及修學旅行規程 三九、補缺教授規程 四〇、部團規程附其細則 四一、自修規程 四二、揭示教育規程 附格致臺に關する細則 四三、兒童貯金規程附職員貯金 四四、兒童出席獎勵規程 四五、兒童忌引規程 四六、劣等生救濟規程 四七、兒童役員規程 四八、遺失物取扱規程 四九、弔慰規程 五〇、兒童養護規程 五一、兒童出缺調查規程 五二、訓練要目取扱規程 五三、參觀人規程 五四、使丁規程 附錄、謝恩金寄附申合

第九項 學年曆

- 四月 月
  - 一日 始業式及入學式舉行  
本日より始業時 午前八時終業時  
午後二時
  - 三日 神武天皇祭に付休業
- 初旬 兒童役員選舉及其任命式  
中旬 健康診斷  
下旬 貯金拂戻  
學籍簿整理身體檢查施行

三十日 靖國神社祭典に付訓話

五月 月

- 二日 本校創立記念日に付休業
- 初旬 種痘施行及其帳簿整理
- 中旬 修學旅行を行ふ
- 廿七日 海軍記念日に付訓話
- 下旬 螟蟲驅除を行ふ

六月 月

- 上旬 螟蟲驅除を行ふ
- 中旬 父兄懇話會を開く
- 廿五日 地久節の式を舉ぐ

七月 月

- 十一日 本日以降授業時間短縮することあるべし
- 廿五日 第一學期末成績調査終了

廿六日 本日より三日間圖書、器械、器具、

標本類調査

下旬 兒童に通知簿授受終了

諸帳簿の檢閲

三十日 明治天皇祭に付式を舉ぐ

卅一日 第一學期授業終了式施行

八月 月

- 一日 夏季休業中の作業を始む
- 五と十の日 全校兒童の召集
- 廿四日 夏季休業中の作業終る
- 下旬 第二學期授業準備

九月 月

- 一日 第二學期始業式を行ふ  
本日より二十日まで授業時間を短縮することあるべし

秋分日 秋季皇靈祭に付休業

十月

一日 本日より始業時午前八時三十分終業時午後二時

十三日 八劍神社(奥戸)祭典に付参拜

十七日 神嘗祭に付休業

廿三日 靖國神社祭典に付訓話

廿五日 天祖神社(奥戸)祭典に付参拜

下旬 運動會を行ふ

三十日 勅語奉讀式

卅一日 天長節祝日祝賀式舉行

十一月

六日 天祖神社(曲金)祭典に付参拜

十日 御即位式記念日に付訓話

廿三日 新嘗祭に付休業

此日村内指定神社へ参拜す

十二月

中旬 各教室の暖爐に火を入れる

書初を習ひ始む

十八日 第二學期末児童成績調査終了

廿一日 本日より三日間の中に圖書、器具

標本類の調査

廿二日 通知簿を児童に交付す

廿四日 全校大清潔法を行ふ

第二期學終業式舉行諸帳簿の檢閲

廿五日 本日より冬季休業

一月

一日 新年拜賀式舉行

七日 冬季休業終る

八日 第三學期始業式を行ふ

實業補習學校開始

二月

十一日 絶元節の祝賀式舉行

十七日 祈年祭に付指定村社へ参拜

三月

十日 陸軍記念日に付訓話

十五日 暖爐を廢す

二十日 児童成績調査終了

第十項 校

歌 (作歌奈良縣高等女子師範學校教諭 豊田八十代氏  
作曲 東京府青山師範學校教諭 松岡保氏)

(一) 帆かけ静けき中川の

堅忍持久の碑に

(二) こゝを樂しき家として

勤儉忠武の人となり

東にそへる奥戸なる

向ひてたてる我校は

日毎に集ふ友垣よ

鑑を示せ農村の

第十一項 職員心得

一 職員今日の一日

一、出勤時刻

(イ)普通は始業参加分前とす (ロ)早出看護は始業十五分前とす

二、出勤の表示

(イ)出勤したる時は直に職員室に入り順次既定名札の表を反し以て之れか出勤順を表示す (ロ)遅刻したる時は之を遅刻欄に掲ぐ

三、出勤簿の捺印

(イ)出勤直に出勤簿に捺印す (ロ)遅刻早退の場合には其の當日の捺印欄内に黒點一個を印す

四、擔任教室の檢閲

(イ)窓戸の開否 (ロ)水注の水の有無等 (ハ)机腰掛の整否 (ニ)汚塵の有無

五、教授案の査閲 教授案は毎朝必ず始業前に査閲す

六、庭上訓話

(イ)訓話の際は児童を監視静肅を保たしむ (ロ)其他第十二項訓練上の一参照

七、児童の出入 児童の出入を監視して其規律を嚴肅にす

八、児童出席表簿の整理

(イ)児童を點呼し其出席缺席を出席簿に記入す (ロ)缺席は病氣と事故とを明確にす (ハ)遅刻早退は之を特記す 但し以上の區別の記入は既定の符號を用ゆ

(ニ)所定の出席表に日々出席缺席を記入す (ホ)出席缺席を各大字に分ち所定の表に記入す

九、児童の便所行の取締 第十二項管理上の一参照

一〇、児童の看護 第十二項養護上の三参照

一一、児童晝餐の監督 擔任教員は児童と共に晝餐をなし監督の傍ら食事の仕方の模範を示す

一二、晝飯休談話の監督

(イ)談話者を指名し談話中は聴者の監督をなす (ロ)談話者の方言鄙語を矯正せしむ (ハ)談話後其批評をなす

一三、校舎内外兩當番の注意

(イ)明日の校舎内外兩當番の氏名を注意す (ロ)今日の當番勤務の成績に就き其結果を批評す

一四、通票の送致

(イ)通票は児童降校後直に上級に送致す (ロ)通票を受けざる内は次の児童を降校せしめす

一五、児童降校の監督 第十二項管理上の四参照

一六、教室内の清潔 擔任教員は毎日業後當番児童と共に其教室を洒掃す

一七、劣等生の救済 第十二項教授上の二参照

一八、業後の戒飾又は訓誨

(イ)過失ありし児童の戒飾をなす (ロ)性行不良の児童を訓誨す

一九、教授準備 第十二項教授上の五参照

二〇、諸帳簿参考書及器具標本の整理 使用せし帳簿及参考書器具標本は必ず其の日の内に原の場所に仕舞置く

二一、偶發事項 偶發事項は即時校長に申告す

- 二二、火の用心 降校の際は必ず其教室内の火鉢及暖爐を検す
- 二三、分擔事務の處理 今日分擔事務は必ず今日に處理す
- 二四、出勤札 降校の際出勤札の裏を反す

二 職員週の一

- 一、職員室の大清潔 毎週土曜日職員室の大清潔法を行ふ當日休日に當るときは前日に繰上ぐ
- 二、衛生檢閲

(イ)既定の日に於て児童の行ふ大清潔法を監督す (ロ)其他第十二項養護上の一参照

- 三、改過遷善板 第十二項教授上の八揭示教育舎内の部イ参照

- 四、児童成績の貼出 第十二項同上舎外の部ロ参照

- 五、缺席児童の督促

(イ)児童無届缺席三日に互るときは家庭を訪問す

但此場合には缺席児童の出席簿面に校長捺印す

(ロ)児童無届缺席七日に互るときは既定の様式により保護者に對し出席を促す (ハ)督促後一週間を経るも尙無断缺席

を繼續するときは村長に報告す (ニ)(ハ)號にて報告せし児童出席したるときは其旨村長に報告す

- 六、職員の研究事項

(イ)學科教授の統一を圖る爲め毎週水曜日業後研究をなす (ロ)教科書讀み方一定 理科學實驗

- 七、暖爐烟筒の檢査 毎月曜日に之を爲す

- 八、劣等生救済の成績調査 毎土曜日に劣等生の成績を調査して之が向上を圖る材料に供す

三 職員月の一

- 一、児童出席簿の整理

(イ)其月の児童出席簿を集計す (ロ)翌月の児童出席簿を作成す

- 二、教育所感

(イ)教育上の向上發展に關し毎月末日迄に其所感を校長に提出す

- 三、校長に對し児童に關する左の諸報告を爲す

(イ)操行の優劣 (ロ)學術の優劣 (ハ)性行不良と認むる児童の氏名 (ニ)特定訓練の成績 (ホ)訓誨改換の狀況

- 四、児童成績回覽

(イ)月末に全級児童の成績物を綴りて之を其保護者の回覽に供す (ロ)回覽に供すべきものは書き方綴り方圖畫とす

- 五、健康診斷 毎月十三日健康診斷を行ひ疾病児童の氏名を診察録に記して校長に報告す

第十二項養護上の一参照

- 六、教授法研究会 第一又は第三水曜日に教授法研究会を開く

四 職員學期中の一

- 一、児童成績考査

- (イ)一学期内に二回成績考查をなす
  - (ロ)考查の結果を関係諸帳簿に記入す
  - (ハ)通知簿の配付收受
- 二、教授案用簿冊の調製 各學期末に其次學期の教案用簿冊を調製す
- 三、個性觀察

(イ)兒童の言語動作其他各方面より其個性を觀察す

(ロ)觀察の結果は考查簿欄外に記載し新學期の始めに校長の檢閲を受く

五 職員年に一回

一、學年末の事務

(イ)兒童に與ふべき諸證書賞狀の作成

(ロ)關係諸帳簿の記入

(ハ)修業又は卒業證書を與ふる見込なき兒童の氏名を校長に報告す

(ニ)兒童に與ふべき賞品の調製

(ホ)選奨すべき兒童の氏名を校長に報告す

二、兒童の身體検査

(イ)校長兒童の身體検査を命じたるときは直ちに左の事項を準備す

1 検査用紙を調製す

2 検査用具を準備す

(ロ)身體検査の前日兒童に對し左記事項を訓示す

1 今晚必ず入浴すべきこと

2 明日は必ず下帯を締め来るべきこと

3 尋常五學年以上の女子には家庭に於て下着の目方を量り来るべきこと

(ハ)検査の結果を關係諸帳簿に記入す

三、運動會又ハ修學旅行の準備

(イ)校長より運動會開催を命じたるときは各其級に課すべき遊戯の種類を選定して提出す

(ロ)遊戯用材料を準備す

(ハ)校長より修學旅行の令出でたるときは其旅行すべき地點及兒童に教授すべき事項を記し提出す

四、廢物利用箱

(イ)物として利用の出來ざるなきの理を覺らしめんが爲め使用の終りたる廢毀物を他に投棄せず總て之を廢物利用箱に納めしむ

(ロ)廢物利用箱中に蒐集しある廢物を利用し教便物作製の材料に供す

(ハ)反古紙は帳簿の上表紙を製す

五、農作物害蟲驅除

(イ)兒童をして農作物の害蟲驅除を爲さしむる場合は其の指揮監督

(ロ)各兒童の捕蛾採卵等の調査及其の報告

六、夏季休業中

(イ)夏季休業中五と十の日には全校兒童を招集するを以て午前七時迄に出校す

(ロ)遠隔の地へ旅行又は歸省中にて當日出校すること能はざる者は豫め同僚に依頼し其代人を定め置く

第十二項 施設事項

二 訓練上

一、庭上訓話

訓練の統一を目的とし毎日始業十五分前より庭上訓話規定に基き庭上訓話を爲し左記事項を行ふ

(イ)宮城遙拜 忠君の精神涵養の目的を以て全校兒童をして運動場の中央に於て横列に整列し 宮城を遙拜せしむ

(ロ)朝禮 次で全校児童縦列となり訓導の相圖に従て團體朝禮を行ふ (ハ)手拭検査 手拭の有無を検査し若し遺忘せし者あるときは直ちに自宅に歸り持來らしむ(此法實施以來トラホームを患ふる者少く手拭に注意する爲め隨て他の學用品をも遺忘する者少なきに至れり) (ニ)時計の讀方 時間の大切なるを知らしむるを目的とし毎朝尋常一學年兒童に時計の讀み方を授け一學年の第二學期に於て其大體を會得せしむ (ホ)著衣の正否検査 1襟前は正しく合せあるや否や 2帯は後ろに結びあるや否や (ヘ)作法教授 1特定訓練中禮儀の徳目を貫徹せむため毎朝作法を教授す 2作法は文部省選定の作法書に依る (ト)深呼吸 兒童養護の一として毎朝全校兒童に深呼吸をなさしむ

二、教育勅語取扱

尋常科三四年の兒童には誦讀を主とし五學年以上の兒童には實踐を主とし意義の大略を授く

三、戊申詔書取扱

尋常科五學年の兒童には誦讀と意義とを授け六學年の兒童には専ら實踐を主とし意義の大略を授く

四、軍人に賜りたる勅諭の取扱

高等科一、二學年には共に誦讀と意義とを授く

五、特定訓練

特定訓練は地方的缺陷を矯正するに在りて其要目左の如し

堅忍持久、禮儀、忍耐、言語明晰、注意、忠實服業、勤儉力行、敢爲斷行、貯蓄、清潔、精力、自立自營、剛毅、服從、廉耻、守約、整頓

六、模範人物

二宮尊徳翁を模範人物と定め時々報徳記に基き其傳記を講話す

七、忍耐養成

(イ)夏季運動場に日蔽を設けず

(ロ)冬季襟巻手袋の使用を禁止足袋は制限す

八、去華就實

(イ)衣服其他の物資は總て華美を排し質素を旨とし専ら實用を尊ばしむるに努む (ロ)簪リボン鉛白、紅、指環等の虚飾物を用ゐざらしむるに努む (ハ)履物は藁草履を主とし麻裏雪踏の類を用ゐざらしむるに努む

九、兒童服裝服裝は凡て質素輕便を主とし且儉約と衛生との旨趣に適應せしめん爲男女共に和服筒袖を著用せしむ

一〇、草履作

要は金錢の得易からざること、其の尊きこと、を知らしめ併せて自立自營心を養ふを目的とし尋常五學年以上の兒童には毎月三足乃至四足の藁草履を作らしめ一々之を檢閲して其優良の作品に對し優良券を與へ之を獎勵す

一一、言語矯正

(イ)全校兒童を獎勵して麥飯辨當を携帯せしめ而して其晝食後の休み時間を利用して兒童に談話をなさしめ以て方言卑語を矯正す (ロ)用語と禁語とを記して各教室に掲げ矯正の便に供す

一二、辨當箱洗

器物特に食器を清潔にする習慣を養ふを以て目的とし毎日晝食後の休み時間に各自の辨當用器を洗はしむ

一三、理髮

尋常六學年以上の女兒には理髮の心得を養はんため休憩時間相互又は年長兒童をして年少兒童の理髮をなさしむ

一四、夏季休業日誌

毎年七月各學年に相當する夏季休業日誌を刷製し之を兒童に配付し休業中學科の復習と日々を行爲を記さしむ

一五、優良券の授與

操行學科及實踐射行上の佳良者には隨時優良券を授與す優良券の種目左の如し

操行、諸學科、勅語、詔書、忠實服業

一六、出席獎勵 毎日各大字の出席児童を調査し其出席歩合の高下によりて其等級札を上下す

一七、自修規定

(イ)尋常五學年以上の児童の一學級を數組に分ち各組に組長副組長を置き組長指揮の下に修身算術地理歴史理科國語を自修せしむ (ロ)自修は自治心の養成と劣等生の救済とを以て目的とす (ハ)自修は毎日業後と夏季冬季の休業中に實行す 但夏季冬季休業中は尋常科一學年より同四學年までは自宅自修と稱し各級男女別の團體となりて之を行はしむ

(ニ)自修は自修規程により組長副組長之を管掌す (ホ)組長副組長は日誌を備へ置き所定の事項を記載す (ヘ)組長副組長の任期は一學期間とし其任命式を行ひ辭令を交付す

一八、一坪農業 尋常六學年以上の男兒には一坪の土地を限り農作物を栽培せしめて農業の趣味を喚起せしめ且つ學理を實地に應用せしむ

一九、運動場穿物の一定 運動場の穿物は草履と一定し下駄を許さず

二〇、児童貯金の實施

(イ)貯金の目的 貯蓄心養成の外勤勉節儉忍耐等の諸徳を涵養するに在り (ロ)貯金の教訓 小か積みて大となすは自然の道なり (ハ)貯金の指導 1働いて取れ 2儉約してあませ 3あましたものを蓄へよ 4蓄へんには安全なる所を擇べ

二 養護上

一、衛生檢閲

(イ)衛生檢閲は毎週一回日時を期して之を行ふ (ロ)衛生檢閲は教室内、机内、廊下便所、運動場、井戸、校地等の清潔なるや否を檢し殊に教室内は其施行方の良否を判し甲乙丙の評號を付す

二、健康診斷

(イ)毎月十三日疾病児童を調査し之を校長に報告せしむ (ロ)毎月十五日校醫健康診斷を行ふ (ハ)健康診斷の結果注意を要する事項は之を保護者に通知す

三、児童看護

(イ)早出看護 當番職員二人毎朝始業四十五分前に出勤して之を爲す 若し雨天又は運動場泥濘なる時は昇降口に在りて児童の登校を看護す (ロ)總看護 職員全部児童看護の目的を達せんため始終之を爲す (ハ)雨中看護 職員各其教室内に於て之を爲す

四、應急手當 救急治療箱に藥品其他の材料を備へ置き児童傷病の應急手當をなすの用に供す

五、運動場の整頓

(イ)撒水して砂塵の飛散を鎮む (ロ)雨水等の停滞を排除し且つ場面をして不陸ならしむ

六、體操及運動用器械の檢閲 特に係員二人を置き常時之を檢閲せしむ

七、傳染病豫防

(イ)疥癬又はトラホームの疑ある児童は他の児童と隔離せしめ置き校醫に診斷せしめ其意見に依り之を措置す (ロ) 痰唾は各教室外廊下に備ひ在る唾壺の外他に吐かしめず (ハ)児童各自に手拭を携帯せしめ之が貸借を禁す

三 管理 上

一、部團規定

(イ)部團規程により毎大字児童を以て一部團を編制し團旗を樹て、昇校せしむ降校の時亦同じ (ロ)各部團に正副團長を置き途上の取締と其家庭に於ける児童の行動を注視せしむ (ハ)正副團長の任期は一學期間とし任命は其式を行ひ辭令を交付す

二、便所往復取締

(イ)児童を運動場へ出さるる日には、其混雜を防ぐ爲め休憩時毎に便所行児童を調べ正副級長をして之を引率せしむ但し廊下は左側を行進せしむ (ロ)正副級長の任期は一學期間とし任命は其式を行ひ辭令を交付す

三、學用品の一定 實用を尊び虚飾を防ぐを目的とし左の學用品を一定す

雜記帳、毛筆、鉛筆

四、児童降校取締

(イ)児童降校の場合之を正門の前にて解散す (ロ)雨天の日は昇降口にて解散す 此の場合には通票を用へ全級を數組に分ち低學年より高學年に及ぼし即ち先づ第一の組の舍外に出づるを待ち第二の組を出し順次此の如くして昇降口の混雜を防ぎ併せて傘下駄等の間違なき様取締を爲す

四 教 授 上

一、校長考査 實力養成を目的とし毎月全校児童に對し左の學科目に就き考査を行ひ其優劣に従ひ等級を設け之を公示す

修身、國語、算術、地理、歴史、圖畫

二、劣等生救濟

(イ)劣等生救濟規程を設け保護生被保護生の制を定めて劣等生の救濟に努む (ロ)毎日業後自修規程に服せしめ且つ特別教授を行ふ

三、自修規程 自治心の養成と劣等生の救濟を目的として本規程を設く 第十二項訓練上の一七参照

四、書き方教授

(イ)児童をして黒草紙に水にて習はしむ (ロ)教師は筆に水を浸け黒板に書きて教授す(成績良好にして又學用品を節約する得あり)

五、教授準備

(イ)教授の徹底を目的とし教授案は全部日案とし毎日校長之を檢閲す (ロ)教便物の準備及實驗の豫習をなす

六、夏季休業中の作業

(イ)學力の退歩訓練の崩壞悪習の浸染等を防過し兼れて衛生上の注意を促さんため休業中五と十の日全校児童を召集して左の事項を行ふ  
1 遊戲、2 唱歌、3 談話、4 自修日誌の檢閲  
(ロ)尋常科五學年以上は毎日之を召集し左の事項を行ふ 但し五と十の日を除く  
1 詔書勅諭の教授一時間 2 學科の復習一時間



七、合同體操 體操科の向上を期し合同體操を爲さしむ

- (イ)尋常科二三學年 一組 (ロ)尋常科四五學年 一組 (ハ)尋常科六學年及高等科 一組
- (ニ)尋常科第一學年の兒童は合同せしむる限りにあらず

八、揭示教育

舍内之部

(イ)改過遷善板 二階の廊下に掲げ過を改め善に遷りし人の實例を記し以て改過遷善を奨励す(揭示記事は毎週變更す)

(ロ)質疑應答板 上下二欄に劃したる黒板を廊下に掲げ質問の要項を下欄に書かしめ其の解答を上欄に記し以て兒童の知識を涵養す

(ハ)郵便電信の常識養成 1 郵便電信に関する實物及模型を廊下に揭示し以て是等に関する知識を養ふ 2 郵便函(模擬)を運動場の一隅に掲げ置き之に兒童の認めたる書面を投入せしめ毎日一回開函消印して之を配達し以てはがき及封書の認方を習熟せしむ

(ニ)反省板 一枚の板を赤と黒との二タ色に塗り分け性行優良者は赤き方に不良者は黒き方に其氏名を揭示し以て反省の具に供す

(ホ)東京府下一覽表 東京府下八郡内の町村名一覽表を揭示し以て郡町村名の一斑を知らしむ

(ヘ)要職錄 本村長役場吏員名譽職其他郡長・警察署長・警視總監・東京府知事・兩院議長・大臣等の氏名を掲げ以て郡村及び國家の要職者を知らしむ

(ト)藁草履 各教室毎に自分の足に穿く草履は自分の手で作れと記せる板に其級兒童の作りたる藁草履を掲げ以て自立自營の精神を養ふに供す

(チ)言語の矯正 本項訓練上の一一参照

(リ)筋肉感養成 廊下口に礫を入れ之に一々目方を付せる麻袋十數個を置き之を兒童に試さしめ以て筋肉感を養ふ

舍外之部

(イ)格致臺 運動場に一個の臺を設け其臺上に毎日一の物品を乗せ置き之に説明を付し特に其要點を指摘して問答し以て常識養成の樂となす

(ロ)理科の話板 運動場の一隅に大なる黒板を掲げ毎日理科に関する話話を簡単に記載し常識養成の助けとなす

(ハ)兒童成績品貼出 1 毎週土曜日兒童成績品の優良なるものを選択し之を所定の場所へ貼出す 2 貼出すべき學科目は 書き方、綴り方、圖畫、手工とす

(ニ)學校新聞 毎朝自然界及人事界の出來事にして教育上有益なる事項を選み之を運動場の一隅に揭示す

(ホ)風位針 運動場の一隅に風位針を樹て兒童をして風の方位を知らしむ

(ヘ)今日の歴史 運動場の一隅に小黒板を掲げ之に古今の今日に有りし著名の事蹟を揭示す

(ト)物價表 日用品數十種に一々其時價を表記し之を運動場の一隅に掲げ以て日用品の時價の大略を知らしむ

(チ)里程表 1 奥戸尋常高等小學校正門を元標とし附近要所六方面の實測里程を三角柱に記し之を校門外に樹つ

2 東京市日本橋を元標とし各府縣廳所在地に達する里程を教室に揭示す 3 横濱市横濱港を元標とし諸外國の要港

に達する埋数を教室に掲示す

(リ)子守教育板 子守教育は教室内に於て之を施すも嬰兒睡々數時は運動場に於て子守板に掲記せる文字を習はしむ

(ヌ)錯覺認知 長さ七メートルの尺度二本を製し一は二階建部分の校舎外に眞直に立て一は平家建部分の校舎外に横たへ其直立するものと横たへたるものとの長短に錯覺あるを悟らしむ

(ル)堅忍持久 日露戦役記念碑の裏面に堅忍持久の四大文字を記し忍耐訓練の材料に供す

### 五 地方教化上

#### 一、學校と家庭との聯絡

(イ)毎年十一月各大字に通俗教育會を開催し豫て教育上至難とせる要點を抉出して幻燈の映畫となし之を映して意義ある説明かなす

(ロ)児童成績回覽帖を綴り毎月一回之を保護者に回覽せしむ

(ハ)毎歲一回父兄懇話會を開き左の事項を行ふ 1 學校の希望家庭の希望を互に述ぶること 2 父兄に教授を參觀せしむ  
(ニ)通知簿 1 學業成績欄に通學の狀況體格検査の結果を通知す 2 學校及家庭の要事は通信欄に記載し相互の意思を疎通す

(ホ)主任訓導必要に應じ隨時家庭を訪問す

二、校友會 本校卒業生を以て組織し交誼を温め智徳を研くを目的としたるものにして其組織目的事業等の詳細は本章第六節の第二項に在り

#### 附記

繪巻物 一、新任訓導をして一日も早く本校の施設事項の要領を會得せしめ 二、視察參觀者ある時之を繕げば施設事項の梗概一目瞭然らしめ校長及訓導は質問應答の勞と時とを省く等の便に供する目的を以て繪巻物を調製す 題して今日の一」と云ふ 卷首先づ本村地圖を略記し 次に兒童朝食を終りて將さに登校せむとする所より 部團集合の概況 登校途上のくさくさ庭上訓話の諸項 教室内に於ける諸般の措置及休憩中の作業 降校後の動作 其他各種の特殊施設事項及活動の實況等前後合せて六十有餘種 且より晡に至るまでの作業を順序を追ひて之を繪畫に描寫し 一々之に説明を付したる者に係れり然れども施設事項に掲載せるものの中を撰びて畫解したるに過ぎざるを以て爰に之を省略せり

### 第十三項 選奨兒童

| 明治四十一年  |          | 明治四十二年  |          |
|---------|----------|---------|----------|
| 尋一 加藤久次 | 同 三田テツ   | 同 石井八百三 | 高三 關口榮次  |
| 同 關根操   | 尋三 關口貞義  | 高一 金子兼吉 | 同 平澤清    |
| 尋二 井上泰助 | 同 矢島長藏   | 同 平澤千畝  | 同 寺島淺吉   |
| 同 杉浦なを  | 同 井口はま   | 高二 月村四郎 |          |
| 同 杉山金次郎 | 尋四 山崎艶吉  | 同 月村近雄  |          |
| 尋一 月村キン | 同 荒井きん   | 同 會田りん  | 同 杉浦金次   |
| 同 大關てつ  | 尋二 沙澤金太郎 | 同 森茂吉   | 同 矢作藤吉   |
| 同 杉浦重太郎 | 同 杉浦清吉   | 尋四 石井タマ | 尋五 前田由次郎 |
| 同 關根重四郎 | 同 平澤八重   | 同 田中キク  | 同 田中とき   |

|    |        |    |       |    |        |
|----|--------|----|-------|----|--------|
| 同  | 石塚茂之吉  | 尋六 | 關根三郎  | 同  | 石川峯藏   |
| 尋六 | 井上厚太郎  | 同  | 會田米吉  | 同  | 杉浦カッ   |
| 同  | 宇佐美勝之助 | 同  | 石井八百三 | 同  | 鈴木のぶ   |
| 同  | 山崎艶吉   | 同  | 石塚茂之吉 | 同  | 田島ギン   |
| 同  | 澤口理八   | 同  | 福島ふで  | 同  | 田中とき   |
| 同  | 神谷護一   | 同  | 月村ユキ  | 高二 | 町山與一郎  |
| 尋六 | 蓮池重次郎  | 同  | 杉浦徳太郎 | 高二 | 平澤千畝   |
| 同  | 杉浦金次   | 同  | 平澤はま  | 同  | 杉浦貞三   |
| 同  | 關口貞義   | 同  | 田中キク  | 同  | 井口確藏   |
| 同  | 田邊正治   | 同  | 月村イシ  | 同  | 村越いわ   |
| 尋六 | 齋藤勝五郎  | 大  | 元     | 年  | 同      |
| 同  | 井上泰助   | 同  | 村岡シズエ | 高二 | 宇佐美勝之助 |
| 同  | 杉山金次郎  | 同  | 杉浦なを  | 同  | 石塚茂之吉  |
| 同  | 同      | 同  | 山内すみ  | 同  | 牧野喜八   |
| 尋六 | 杉浦清造   | 大  | 平澤八重  | 高二 | 佐野文助   |
| 同  | 木村榮吉   | 同  | 關根操   | 同  | 平澤はま   |

第十四項 特志寄附者

|    |       |   |   |    |      |    |      |   |       |
|----|-------|---|---|----|------|----|------|---|-------|
| 尋六 | 杉浦重太郎 | 大 | 正 | 三年 | 坂本太郎 | 高二 | 井上泰助 | 同 | 廣田喜久三 |
| 同  | 井上昭一  | 同 | 同 | 同  | 加藤まさ | 同  | 鈴木孝吉 | 同 | 同     |
| 尋六 | 天野延太郎 | 大 | 正 | 四年 | 鈴木イッ | 高二 | 杉浦清藏 | 同 | 同     |
| 同  | 鏡木義男  | 同 | 同 | 同  | 廣川たつ | 同  | 平澤八重 | 同 | 同     |

|   |              |     |         |        |       |
|---|--------------|-----|---------|--------|-------|
| 品 | 國民百科辭典外      | 六品  | 金八圓六拾五錢 | 大字細田   | 杉浦力藏  |
|   | 明治天皇興國史      | 外八品 | 金七圓參拾五錢 | 大字曲金   | 關根孝一  |
|   | 征露戰史         | 外六品 | 金四圓貳拾錢  | 校長     | 平澤午之介 |
|   | 蝮蛇           | 外十品 | 金四圓四拾錢  | 大字細田   | 平澤敬三  |
|   | 木材標本         |     | 金壹圓貳拾五錢 | 同      | 平澤清   |
|   | 北海道土人アツレ織外五品 |     | 金貳圓貳拾錢  | 職員     | 廣川新十郎 |
|   | タヲル二百本外幻燈映畫  |     | 金八圓     | 大字細田   | 中野藤助  |
|   | 花瓶           | 一箇  | 金貳圓     | 役場員    | 市川藤三郎 |
|   | 人體模型及石炭      |     | 金五拾圓貳拾錢 | 大字奥戸   | 田中長之助 |
|   | 木化石          |     | 金壹圓     | 大字鎌倉新田 | 會田安太郎 |

| 品目       | 目    | 對價金額    | 住       | 所 | 氏     | 名    |
|----------|------|---------|---------|---|-------|------|
| 衡機       |      | 金壹圓     | 大字曲金    |   | 佐野    | 忠八   |
| 世界地圖六軸   |      | 金六圓     |         |   | 第二回   | 卒業生  |
| 世界地圖日本地圖 | 十一軸  | 金拾壹圓    |         |   | 第三回   | 卒業生  |
| 轉坤機      | 一    | 金拾參圓    |         |   | 第四回   | 卒業生  |
| 幻燈器及映畫   |      | 金貳拾貳圓   |         |   | 第五、六回 | 卒業生  |
| 木銃       | 十挺   | 金貳拾圓五拾錢 |         |   | 第七、八回 | 卒業生  |
| 列國旗圖     | 外一品  | 金參圓     | 大字曲金    |   | 田邊    | 藤三郎  |
| 臺灣土人服裝   | 八品   | 金五圓     | 同       |   | 關根    | 柳介   |
| 海松       | 一    | 金參圓     | 大字鎌倉新田  |   | 田邊    | 長右衛門 |
| 礦物標本     | 外一品  | 金參圓五拾錢  | 本田村小學校長 |   | 清水    | 義貴   |
| 化學附屬標本   | 一    | 金壹圓     | 元職員     |   | 耕野    | と    |
| 小學理科教授書  | 一振   | 金壹圓拾錢   |         |   | 吉田    | と    |
| 指揮刀      | 一振   | 金六圓     |         |   | 本郡    | 教育會  |
| ダヲル      | 六百本  | 金拾貳圓    | 大字曲金    |   | 關根    | い    |
| 雜記帳      | 二百冊  | 金五圓     | 大字奥戸    |   | 植村    | 彌太郎  |
| 歴史掛圖     | 二十四枚 | 金參圓     | 大字奥戸新田  |   | 吉田    | 勇吉   |
| 電氣治療器    | 一    | 金四圓八拾錢  | 大字奥戸    |   | 牧野    | 喜八君  |
| 御眞影奉安所   | 一    | 金五拾圓    | 大字曲金    |   | 關根    | と    |

額の木一本 (凡そ十年木)

奥戸村青年會下小松部會

附記 本村は前掲寄附者各位に對し深く感謝の意を表す、就中田中長之助氏の人體模型の寄附の如きは、父君の葬儀費を節約し、又關根孝一關根とく兩氏の御眞影奉安所の寄附の如きは、結婚費を節約して此の舉に出でられたるは洵に特記すべきこととす

第三節 上平井尋常小學校

第一項 沿革

本校は、専ら義務教育を施すにあり、未だ以て高等科の併置を見るに至らず、本村大字上平井に在るを以て、榜して上平井尋常小學校と曰へり。大正三年九月の創立に係る、其初め明治十六年五月舊上平井村に於て圓成寺の建物を以て校舍に充て、上平井村小學校を設置し、松平行正氏訓導に任せらる。而して町山孫右衛門、(現町山孫右衛門、門氏の先代)坂本源右衛門、の兩氏學務委員に任せらる。幾ばくもなくして、兩氏の奔走盡力に依り、校舍を新築し、以て之に移れり、同十七年三月、舊中平井村々立平中小學校を廢し、上平井小學校の分教場と爲し、兒童二十二名を收容するに至る、是れ其筋の論達ありしに依りてなり。同二十年二月六日に至り、分教場は、本校と分離し、獨立して平中小學校と稱し、舊に復せり。同二十二年、町村制を施かるゝに迫りて、上平井村は、中平井及下平井の兩村と、相合して平井村となり、上平井村中平井村下平井村は各平井村の大字と

爲れり。當時舊奥戸村より本校に通學せる兒童二十一名ありしが、是歲八月、同村に徳修小學校、新築工事成れるを以て、皆同校に轉學せり。同二十五年四月、本校學級の編制を變更して、單級と爲せり。然れども人口漸く増殖し、之と同時に就學兒童數、亦増加し、同三十四年四月に至り、遂に百數十名の多きを算するに迫り、二學級と爲すに至れり既にして校舎滋々狹隘を告ぐ。同四十二年三月十八日、尋常科第一學年及同第二學年を分ち、午前と午後との二部と爲し、以て其業を授く。之を世に二部教授と稱す。蓋し其急に應じたるなり、此際に當り、鈴木八左衛門、島村誠次郎の二氏、迭々村長の職に在りて學務委員志村助太郎氏、外十五名の有志者と謀り、教育の發達に留意し、其前途をして、愈々隆盛ならしめむことを欲し。同村上平井、平中、敬樂、三小學校を合せ規模を擴張し、高等小學校を併置せむことの議を決す。是歲十月、校舎を同村大字中平井に新築し、平井尋常高等小學校と爲すに至り、爾後本校は、上平井分教場と稱し、尋常小學校第一、二學年を收容し、之を一學級と爲せり。而して當時、管理者に鈴木八左衛門、島村誠次郎、の二氏あり。學務委員は、町山孫右衛門、坂本源右衛門、坂本惣右衛門、坂本太右衛門、島村恆太郎、鈴木浦藏、杉浦六左衛門、町山米吉、都築林藏、田中倉之助、川勝保、佐藤倉藏、志村助太郎、秋本藤右衛門、坂本竹次郎、市原米藏、増田寛次等の諸氏、創立以來、或は二名、乃至四名其職に就き、以て平井尋常小學校、及分教場を管理せるも惜しい哉文獻の微する

に足る者なくして、其機關たる職員の任解の歲月をも詳にすることを得ず故に其功勞を不朽ならしむる爲め其氏名のみを列記すること、せり。職員は訓導に松平行正、川島桂三、村山夏五郎、得丸迅熊、坂東富三諸氏、迭々相尋き其職に任せり。都築林藏氏の訓導に任せらるゝや校長を兼ね。既にして井上鑢氏、眞野豊吉氏、相尋て訓導に、川勝保氏、市原米藏氏の如き、又相尋て訓導兼校長に任せらるゝ、得丸保太郎氏補助教員たり、蓋し得丸迅熊氏訓導たるの時、春田爲吉氏、進藤美男氏、並びに准訓導たり。榎本吉藏、坂本禎一、飯塚つね、大森ナミエ、小林銀、猪野はるの諸氏、相尋で代用教員たり、以上記する所、皆本校の過去に屬す。之を要するに、明治十六年より近年に至るまで、三十年間の久しきを歴、時に或は上平井學校と稱し又或は上平井分教場と稱し、歲月と相俱に、一盛一衰の情況あり、而して其間、職員の資格、俸給等に至りては、其就任、退任の歲月と共に亦之を詳にすることを得ざるは頗る遺憾とする所なり。大正三年四月、荒川改修工事の爲めに町村の區域に變更を生じ、其結果、此地、本村の區域に編入せられ、奥戸村大字上平井と稱するに至れり、而して此上平井の地たるや、奥戸尋常高等小學校との距離遠くして、兒童通學に便なりと爲さず、之に加ふるに從來一校又は分教場として維持し來れる事情あるに、土地の分合なる劇變に遭遇したる際にありて、學校亦分合の非運に陥るの不幸を重ねるは住民の忍ぶ能はざるところなるべきを察知したれば、當路者此地の徳望者、及有志者と謀り、分

教場を改修し、更に校舎を増築し、一尋常小學校を設置すること、なし、是歲五月本村へ引繼金の内、參千百餘圓と、外に有志者の寄附金四百貳拾壹圓五拾錢とを以て、其經費に充て同年六月七日、始めて工事を起し、同年八月三十一日、其成るを告げ、同年九月一日遂に開校するに至る、當時特に盡力せられたるは、村會議員鈴木八左衛門氏を始めとし、同町山孫右衛門、同杉浦六左衛門、同關口金太郎、同田中倉之助の四氏、及學務委員鈴木浦藏、同坂本竹次郎の二氏、其他有志諸氏と爲す、而して就學兒童は總數百六十七名、之を三學級に編制して教授せり、是を本校沿革の概略となす。開校當時の職員は、訓導兼校長増田寛次、訓導市原米藏、准訓導竹内わか三氏とす、而るに増田校長は翌大正四年三月他へ轉じ、丸山松江氏之に代れり、而して兩氏とも大に本校の發展に努められしが、在職日尙ほ淺かりしが爲めに、見るべき著績なきは、固より當然の事と謂ふべし。

附記

本校運動場の敷石並石門(此對價金 九拾圓)は、舊平井村當時、中平井に村立尋常高等小學校設置の際、其の分校を上平井に設けられたる記念と爲し、佐藤染藏、關口久右衛門、清水金次郎、島村伊三郎、鈴木實之助、山口善太郎、小島庄次郎、坂本又兵衛、坂本民次郎、杉本兼吉、志村助太郎、關口新五郎、志村忠左衛門、關口喜助、田中銀藏、關口政吉、清水法善、等十

七氏の寄附に係る者を用ゐたる者なり。

第二項 就學兒童

| 年 度   | 就 學   |                | 不 就 學 |    | 合計 | 就學 歩合  | 男女 平均  |
|-------|-------|----------------|-------|----|----|--------|--------|
|       | 計     | 未だ就學の始期に達せざるもの | 猶豫    | 免除 |    |        |        |
| 大正三年度 | 男 九〇  | 計 九〇           |       |    | 二四 | 100.00 | 100.00 |
|       | 女 七七  | 計 一六七          |       |    | 一五 | 100.00 |        |
| 大正四年度 | 男 一〇七 | 計 二〇五          |       |    | 二四 | 100.00 | 九七.六二  |
|       | 女 七五  | 計 二八〇          | 五     | 五  | 二〇 | 九四.五一  |        |
|       | 計 一八三 | 計 二〇五          | 五     | 五  | 三〇 | 二四     |        |

第三項 校 舎

校舎所在 本村大字上平井千九百五十九番地  
敷 地 四百十八坪  
建 物 木造瓦葺平家建 百一十一坪七合五勺

第四項 學級編制 (大正四年度)

| 學級 | 學年 | 兒 |   | 計 | 職名    | 氏名   |
|----|----|---|---|---|-------|------|
|    |    | 男 | 女 |   |       |      |
| 一  | 尋  | 三 | 三 | 六 | 准訓導   | 藤崎れう |
| 二  | 尋  | 五 | 三 | 八 | 訓導    | 市原米藏 |
| 三  | 尋  | 四 | 二 | 六 | 校訓導長兼 | 丸山松江 |
| 三  | 尋  | 三 | 二 | 五 |       |      |

第五項 職員

| 職名    | 氏名   | 資格 | 俸給              | 年功加俸 | 小學校奉職年 | 本校在職年 | 生年月    |
|-------|------|----|-----------------|------|--------|-------|--------|
| 校訓導長兼 | 丸山松江 | 本正 | 三〇 <sup>四</sup> | 一    | 五箇年    | 一箇年   | 明治二七   |
| 訓導    | 市原米藏 | 尋正 | 二二              | 四十八圓 | 二十七箇年  | 二箇年   | 同 二八   |
| 准訓導   | 藤崎れう | 尋准 | 一六              | 一    | 九箇年    | 一箇年   | 同 一八・五 |

第六項 校規

一、職員の仕事

- (イ)職員は小學校令及同施行規則に従ひ服務す
- (ロ)休憩時間中と雖も児童の看護に任す
- (ハ)教務は職員各自整理す
- (ニ)校舎内に住する職員は宿直として校舎内外の取締に任す 1 勸語贈本の守護 2 學校備付の圖書什器の保管
- (ホ)毎月第一月曜日に職員會を開き教授、管理、訓練其他校務處理に關する事項を協議す
- (ヘ)校務の分掌 事務整理の爲め、教務、庶務、備品、衛生の四係に分つ 1 衛生係は衛生に關する一切の事務を掌理す 2 備品係は備付の圖書、器械、器具、に關する一切の事務を掌理す 3 庶務係は職員の勤怠諸統計校地校舎其他物品の出納に關する事務を掌理す 4 教務係は學籍簿及教場に關する一切の事務其他他の係に屬せざる事務を掌理す
- (ト)事務分擔變更の場合後任者あるときは後任者に 之なきときは教務係に事務の引繼を爲す 其の要目左の如し 1 擔當事務の一切 2 児童の成績 3 児童能力表 4 各科の進度 5 訓練の方針
- (チ)備品は臺帳に登録し一定の所に備へ置き係員の許諾を得ずして之を室外に持出すことを禁す

二、儀式次第

- (イ)紀元節舉行順序 1 職員児童唱歌(君が代)を合唱す 2 學校長は教育に關する勸語を奉讀す 3 學校長は教育に關する勸語に基き聖旨の在る所を誨告す 4 職員児童の唱歌(紀元節)
- (ロ)天長節祝日 (順序は紀元節に準ず)
- (ハ)一月一日 (同 上)
- (ニ)證書授與式 (順序書略す)
- (ホ)始業式 (順序書略す)
- (ヘ)授業終了式 (同 上)

三、教 授

- (イ) 教授は児童の能力増進を期すると同時に人格の向上發展を促すを主とす
- (ロ) 教案は必ず日程に記入す
- (ハ) 児童は其能力の優等中等若くは優等劣等又は中等劣等と組合せ一机に列せしむ 但毎學期其の配列を變更す
- (ニ) 學業成績評語 十點(滿點の例) 甲 九點以上 乙 六點以上 丙 四點以上 丁 四點以下
- (ホ) 校外教授 適切なる教便物及教材の活用を目的とする場合に之を行ふ
- (ヘ) 揭示教育 偶發事項にして特に教育に資するものは之れを適所に揭示す
- (ト) 學藝會及運動會 児童の能力身體及精神の發達を圖るを目的として之れを開く

四、管理及訓練

- (イ) 聖勅の取扱 1 奉讀 全校児童毎學期一回 2 暗誦 各學年毎週一回 3 暗寫及意解 尋常五學年以上毎週一回
- (ロ) 児童の登校 始業十五分前とす
- (ハ) 降校の場合他の児童を待ち合はすものは一定の場所に在らしむ
- (ニ) 賞與職員會の決議に依り左記児童に賞狀を授與す 1 他の模範となるべき善行 2 學業操行優者 3 精勤者
- (ホ) 懲戒 校令四七條該當者には職員會の決議に依り懲戒を加ふ懲戒は左の三種とす 1 譴責 2 訓戒 3 沒收 但教育上有害と認め一般に携帯を禁じたるものに限る
- (ヘ) 級長規定 共同生活の精神を涵養せんが爲め三學年以上の各學級に級長一名副級長若干名を置き別に定むる所に依り隊伍の引率集合解散其他の事務を掌らしむ
- (ト) 小字頭規定 小字毎に年長児童中より小字頭一名小字頭代理者一名を置き別に定むる所に依り其小字内児童の和親協同其他の任に當らしむ

(チ) 當番規定 勤勞に堪ゆる素地を養ふを目的とし各學級に若干名宛の當番を置き別に定むる所に依り校舎内外の掃除其他の事務に服せしむ 當番は各學級児童交代之に當らしむ

(リ) 學用品 本校所定のものを使用せしむ

五、子守教育

或事情の爲め他に雇はれ 義務教育を受くること能はざる不幸の子女を 左の方法に依り救済す

(イ) 子守は保護者に通知して終日學校に遊ばしむ

(ロ) 子守には一週十二時間以内に於て修身、讀ミ方、算術、唱歌、裁縫及児童の取扱法を授く

六、學校と家庭との連絡

家庭と學校とは教育上車の兩輪に於けるが如し 之れが連絡を確實にするは重要事に屬す 依て其方法の一ニを左に掲ぐ

- (イ) 毎學期一回以上父兄會を開催す
- (ロ) 訓導は一學期中に少くも一回必ず家庭を訪問す
- (ハ) 學校に於ける儀式其他會同の日には父兄を參列せしむ
- (ニ) 毎年一回嗜老會を開く
- (ホ) 通信簿に依り教育上に於ける相互の希望又は注意事項等を通知す
- (ヘ) 家庭訓育の一 學校は教ふる所にして家庭は習ふ所なりと云ふも不可なきを以て家庭に於ける訓育の資とし子供の曠と題し左記の事項を書面に綴り之れを家庭に配付し其の實行を希望せり

朝の事

(1) 尋常科四學年以上の男兒は父 女兒は母と同時に起き自ら履具を仕舞へ齒を磨き冷水にて顔を洗ひ(裸體となり身體全部冷水にて拭ふは尙ほ可なり) 父母長者に朝の挨拶を爲し祖先の靈前に禮拜を爲すこと



尋常三學年以下の兒童には寢具の取片付を手傳はしむる外前號に同じ

- (2) 祖先の靈に對する禮拜終らば男兒は主として庭前及座敷の掃除 女兒は主として勝手元及燈火用具の掃除其他適當の用事を尋常三學年以下には年齢相當の用事を手傳はしめたる後一家揃ひて食膳に向ふこと
- (3) 食事終らば登校の準備として携帶を要する學用品を検したる上始業時間十五分前に登校し得る時刻に出發すること
- (4) 登校の爲め出發するときは必ず帯を後ろに結び手拭を前側帯に挟み鼻紙を懐中し學用品を背負ひ父母長者に挨拶すること 近所の兒童を誘ひ合せて登校すること 帽子は用ゐざるを可とす寒中と雖も襟巻手袋等用ゐざること 着物は垢の附かざる木綿の粗末なるものを用ゐること 學校の認めざる金錢は假令一厘たりとも所持せしめざること

夕の事

- (1) 學校より家に歸れば父母長者に挨拶して學用品を一定の場所に仕舞へたる後父母の仕事を手傳ひ若し手傳ふ仕事なきときは約三十分間復習を爲したる後父母の許しを得て遊ぶこと
- (2) 家を出るとき家に歸りたる時 必ず挨拶を爲すこと 歸宅は必ず日没前に爲し歸宅せば庭前及座敷を掃除したる後點燈の用意を爲すこと
- (3) 夕食も一家揃ひて爲すこと
- (4) 食事前後とも挨拶を爲すこと
- (5) 學校にて教を受けし事柄を夕食後約三十分間一家の者に對し物語を爲すこと 晝間に復習を爲さざるときは物語りを廢め復習すること
- (6) 夕食後約一時間経過せば寢具を出し寢に就くこと 寢室に入る際は父母長者に挨拶すること

一般の事

- (1) 父母長者の許なきときは如何なる物と雖ども持ら出さざること

- (2) 必要品は其現品を與ふること、し金錢を與へて之れを買はしめざること
- (3) 紙屑其他使用を終りたる物と雖ども粗末に爲さざること
- (4) 衛生に害あるを以て間食を爲さざること
- (5) 衛生上有害なると惡風に染り易き危険あるを以て一切夜遊びを爲さざること
- (6) 入浴の日を除き日々水にて身體を拭ふこと

第七項 學年曆

四月

- 一日 始業及入學式舉行
- イ、本日より午前八時始業
- ロ、入學兒童智能力検査開始
- 三日 神武天皇祭に付休業
- 第一月曜日 職員會
- 下旬 身體検査施行 通信簿調製
- 同 學籍簿整理

五月 第一月曜日 職員會

上旬 校外教授施行 種痘施行

- 中旬 父兄懇話會 布海苔の製造開始
- (布海苔の製造は) 以前に開くを例とす
- (毎年五月下旬)
- 二十七日 海軍記念日に付訓話

六月

- 第一月曜日 職員會
- 二十五日 皇后陛下御誕辰に付訓話

七月

- 第一月曜日 職員會
- 十一日より授業時間を短縮することあり

- 下旬 第一學期學力調査開始 智能力検査
- 三十日 明治天皇祭に付休業
- 三十一日 授業終了式舉行
- 八月 月
- 中旬 大清潔法施行
- 三十一日 天長節
- 九月 月
- 一日 第二學期始業式舉行 職員會
- 十八日 鎮守祭日に付參拜
- 中旬 兒童身體検査施行
- 二十日 授業時間を平常に復す
- 秋分 秋季皇靈祭に付休業
- 十月 月
- 一日 本日より午前九時始業
- 第一月曜日 職員會

- 中旬 父兄懇話會
- 十七日 神嘗祭に付休業
- 下旬 運動會 校外教授舉行
- 三十日 勅語奉讀式舉行
- 三十一日 天長節祝賀式舉行
- 十一月 月
- 第一月曜日 職員會
- 二十三日 新嘗祭に付休業
- 十二月 月
- 第一月曜日 職員會
- 中旬 第二學期兒童學力調査
- 同 智力検査開始 教室に火鉢を用ふ
- 二十四日 授業終了式舉行
- 一月 月
- 一日 四方拜式舉行

- 八日 始業式舉行 職員會
- 中旬 兒童身體検査施行
- 二月 月
- 第一月曜日 職員會
- 十一日 紀元節祝賀式舉行
- 下旬 兒童學藝會舉行
- 三月 月

- 第一月日曜 職員會
- 上旬 教室の火鉢を廢す
- 十日 陸軍記念日に付訓話
- 中旬 學力調査開始 智能力検査開始
- 二十日 校務の整理整頓 大清潔施行
- 春分 春季皇靈祭に付休業
- 二十五日 卒業證書授與式舉行
- 三十一日 新學年の準備

第八項 校歌

一  
御膳をさゝぐる御厨の  
齋田に早稲苗うる時  
灌漑ぐ泉の涌きいづる  
里は名に負ふ上平井

二  
平井の里のまなびやの  
齋田に生立つ早稲苗は  
八東足穂の大御膳と  
さげ奉らむ貢租なり

第九項 特志寄附者

| 寄附物        | 品   | 對價金額    | 氏名     |
|------------|-----|---------|--------|
| 大時計        | 一箇  | 金拾五圓    | 田口岩次郎  |
| 門潛り戸取付共    |     | 金參圓     | 寺島定次郎  |
| 櫻欄三本柿一本    | 計四本 | 金四圓七拾五錢 | 鈴木浦藏   |
| 柿、桃、椎、矮鶏檜葉 | 各一本 | 金貳圓七拾五錢 | 坂本竹次郎  |
| 椎          | 一本  | 金參圓     | 町山孫右衛門 |
| 松          | 一本  | 金壹圓貳拾錢  | 鈴木利八   |
| 松、椿、桃、檜    | 各一本 | 金參圓拾錢   | 町山孫市   |
| 八ッ手、松、栢榴   | 各一本 | 金壹圓九拾錢  | 鈴木八左衛門 |
| 桃、梅        | 各二本 | 金壹圓七拾錢  | 關口金太郎  |
| 松、櫻、無花果    | 計四本 | 金壹圓拾五錢  | 坂本新太郎  |
| 厚皮香        | 一本  | 金參圓     | 志村忠左衛門 |
| 松          | 一本  | 金貳圓     | 寺島重太郎  |
| 梅          | 一本  | 金參圓     | 秋元元次郎  |
| 櫻欄         | 三本  | 金參圓     | 鈴木喜太郎  |
| 柳          | 一本  | 金壹圓五拾錢  | 町山治助   |
| 蜜柑         | 一本  | 金壹圓貳拾錢  | 坂本民次郎  |
| 梅          | 一本  | 金壹圓貳拾錢  | 町山市藏   |
| 檜          | 二本  | 金壹圓貳拾錢  | 關口房吉   |

| 寄附物 | 品  | 對價金額  | 氏名    |
|-----|----|-------|-------|
| 櫻   | 五本 | 金壹圓拾錢 | 赤澤幸太郎 |
| 檜葉  | 二本 | 金壹圓   | 田中銀藏  |
| 檜   | 一本 | 金壹圓   | 望月功   |
| 梅   | 一本 | 金壹圓   | 中川紋藏  |

附記 以上の外秋本鈴太郎、佐藤繁次郎、川口龜吉、坂本辰藏、佐藤染藏、坂本浦次郎、田中榮次郎、杉浦六左衛門、赤澤幸太郎、森田宗吉、關口勝氏の諸氏より何れも樹木の寄附あり、殊に田口岩次郎氏の如きは、單に上平井の出身者たるに過ぎず、然るに本校の設立を祝し此の寄附ありたるは洵に奇特の行爲にして深く謝する所なり

第四節 奥戸實業補習學校

奥戸實業補習學校は、明治四十四年一月の創立に係る、生徒は年齢に拘はらず入學せしめ、且つ業務の餘暇便宜就學することを得せしむることとせり。

第一項 校舎、學科、職員

- (1) 本校所在 奥戸村立奥戸尋常小學校舎
- (2) 分教場所在
  - (イ) 鎌倉新田分教場 鎌倉新田五百六十四番地淨光院内
  - (ロ) 下小松分教場 下小松千六百六番地照明寺内

- (3) 學科 修身 農業 讀書 算術 綴り方
- (4) 職員 校長 平澤午之介 訓導 廣川新十郎 同 米田正喬 囑託 佐藤彦四郎

第二項 生徒及卒業者

| 年 度   | 生徒數              | 入學者             | 卒業者             | 備 考 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----|
| 大 正 二 | 一七五 <sub>人</sub> | 四三 <sub>人</sub> | 五二 <sub>人</sub> |     |
| 同 三   | 一八〇              | 五三              | 四一              |     |
| 同 四   | 一八三              | 六〇              | 六九              |     |

第五節 上平井實業補習學校

第一項 校舎、學科、職員

上平井實業補習學校は、大正四年三月の創立に係る、入學生の資格其他とも第四節奥戸實業補習學校に同じ。

- 一 校舎所在 奥戸村立上平井尋常小學校舎
- 一 學科 修身、農業、讀方、算術、綴り方

- 一 職 員 校長 丸山松江 囑託 市原米藏

附記 創立日尙ほ淺く生徒僅に十九名に過ぎざるを以て特に記すべき事なし

第六節 本村の教育團

第一項 奥戸村教育會

奥戸村教育會は、村内教育事業の改良進歩を圖るに在ること、固より論なく、之が改良進歩を圖るの手段方法として、毎年一回若くは二回、教育幻燈會又は教育講話會を各大字に開き、會則第三章、第十二條の事項を舉行し、村内住民をして周く、勅語の主旨を知らしめ、忠孝の道を講じ禮儀廉恥を貴び、高齢者を優待し、孝子義僕を表彰し、惡風を矯正する等、凡そ家庭教育を善美にし、社會教育を完備にし、學校教育と相俟ちて、本村教育をして其効果を收めんことを期せり本會の設けありて以來、此に十數年を経過せるも、尙ほ未だ充分の効果を收むる能はざるは頗る遺憾と爲す所なり。然れども教育の効果は概ね三十年を経過するにあらざれば、之を見ること能はざるべきを以て、既往に稽へ、現時に徴せば、本會の活動、偉大の効果を將來に齎すべきや、信じて疑はざる所なり。會員諸氏、奮勵華々以て本會の目的を達することに努力せられんことを。

一、會 規

第九章 本村の教育

奥戸村教育會規則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ奥戸村教育會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本村教育事業ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ本村ノ學事ニ關係ヲ有スルモノ及本會ノ目的ヲ贊成スルモノヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ニ裨益アリト認ムルモノハ總會ノ決議ヲ經名譽會員ニ推薦スルコトヲ得
- 第五條 本會事務所ハ當分ノ内奥戸村役場内ニ置ク

第二章 役員職務選舉

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會長 一名
- 二 副會長 一名
- 三 理事 若干名
- 四 評議員 若干名

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ及會務ヲ總理ス

第八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第九條 理事ハ會長ノ指揮ニ依リ諸般ノ事務ヲ分擔シ評議員ハ會長ノ諮詢ニ應シ重要ナル會務ヲ評議ス

第十條 會長副會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ評議員ハ會長之ヲ囑託シ其任期ヲ各二箇年トシ滿期再選ヲ妨ケス

第三章 會議

第十一條 總會ハ年一回以上之ヲ開ク

第十二條 本會ニ於テ舉行スル事項概ネ左ノ如シ

- 一 教育ニ關スル勸語ノ主意ヲ一般ニ周知セシムルコト

- 二 教育ノ法令ヲ一般ニ周知セシムルコト
- 三 教育幻燈會ヲ開キ教育ノ必要ヲ一般ニ感知セシムルコト
- 四 學齡兒童ノ入學ニ利便ヲ與フルコト
- 五 教育上ノ談話會ヲ開クコト
- 六 貧困童兒ノ就學ニ利便ヲ與フルコト
- 七 就學ヲ獎勵スルコト
- 八 家庭教育ヲ完美ニ導クコト
- 九 村ノ惡風習ヲ矯正スルコト
- 十 孝子義僕ヲ表彰スルコト
- 十一 高齢者ヲ優待スルコト
- 十二 其他教育上必要ト認ムル事項

第四章 會計

第十三條 本會ノ會費ハ會員ノ負擔トス

但シ公ノ補助及寄附金ヲ以テ會費ニ充ツルコトヲ得

第十四條 本會々費ノ決算ハ之ヲ總會ニ報告スヘシ

第五章 附則

第十五條 本會規則ハ總會ノ決議 依ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二項 奥戸小學校々友會

奥戸小學校々友會ハ奥戸尋常高等小學校卒業生を以て組織し、同窓の交誼を厚くし、以て智徳を

第九章 本村の教育

啓發するに在り、是れ本會の由りて而して設けられたる所以なり。苟も會員たる者、宜しく君父の恩に奉答せむことを圖ると同時に、師恩に酬ゆるの道を忘失すべからず。本會の創設は、實に明治三十八年四月三日にして、當時會員の數、僅に十有六名たりしも、今や其數二百名を算するに至れり、盛なりと謂ふべし。本會施行の事項、數多ありと雖も、就中其主要なる者、一二を掲げんに、毎年數回、機關雜誌を發行し、會員の異動及會員の吉凶即ち冠婚葬祭等を始めと爲し、其他の事項苟も會員の交誼を厚くし、智徳を啓發するに足ると認むべき事項は、細大漏さず、記載し之を會員に頒ち、以て會員の研究に資し、或は會員の吉凶あるに臨みては之が慶吊の意を表し、或は毎月少くも一回兵式體操を行ひ手旗信號法を講習し、以て有事の日に備へ、或は會員相謀り、田又は畑一畝歩の實習所を設け、各自農産物の栽培を爲し、而して其栽培せる所の農産物を集め、毎年春秋、之が品評會を開き、而して其精粗優劣を批判し、以て斯業の研究に資し、或は會員中、兵役義務に服し、入營する者あるときは、之を慰問し、且つ其行を壯にし、或は會員の善行者を表彰する等の如き其他一々枚舉に遑あらず、之を要するに、本會の創立せられてより以來、既に十有一年を経たり。其間に於ける會員智徳の啓發、公共心の涵養せられたること、特に尤も著しく、之に加ふるに、共同團結の素地を造成したること、亦少なからざるべきを想はしむ。是れ一に本會の賜にして創立者に對し、深く感謝の意を表せざる可からず。

一、記事

一、創立

明治三十八年四月三日發會式を舉ぐ、此日會員として來り會する者僅かに十有六名なり、同校長平澤午之介氏を座長として、會則を制定し、尋で役員の選舉を行ひ客員を推戴す。

(イ)役員は會長に平澤午之介、幹事に會田安太郎、鈴木兼吉、關根滋、山内せよの四氏當選せり。

(ロ)客員に關根保太郎氏を推戴せり後、田中長之助、關根柳介、山内兼太郎、鈴木與兵衛の四氏を推戴せり。

毎歲春秋二回總會を開き、農産物品評會を併せ開催し、會員間の交誼を温め、智徳の研究に努めり、歳を重ねるに従ひ會員を増加し、今や其數二百に垂んとし、會運日に隆昌月に發展せり。

二、會員 百九十五名内特別會員二十三名左の如し(×は特別會員)

| 字    | 別 | 男         | 女        | 字     | 別 | 男         | 女   | 字     | 別 | 男        | 女        |
|------|---|-----------|----------|-------|---|-----------|-----|-------|---|----------|----------|
| 曲金   | 男 | ×一七<br>二七 | ×二八      | 鎌倉新田  | 男 | ×一四<br>三三 | ×二三 | 細田    | 男 | 一八       | 六        |
| 奥戸新田 | 男 | 二三        | ×一二<br>二 | 諏訪野   | 男 | ×一三<br>一  | 一   | 奥戸    | 男 | ×一九<br>一 | ×一五<br>四 |
| 上小松  | 男 | 七         | 一        | 下小松   | 男 | ×二八<br>六  | 二   | 上平井   | 男 | ×一三<br>一 | 一        |
| 鹿本村上 | 男 | ×二八       | 一        | 木田村立石 | 男 | 六         | 一   | 龜青村青戸 | 男 | 六        | ×一五      |

三、客員 五名

附記

大正四年八月、本村名譽職員を客員に推戴すること、せり。又龜青村小川藤三郎氏及東京市本所區新小梅町岩船銀次郎氏

は、奥戸尋常高等小學校に特別の關係あるを以て特に客員に推戴せり。

四、賛助員 十名

奥戸尋常高等小學校職員全部

五、幹事 二十七名 内男十八名女九名

當番幹事として特に力を盡されしを井上賢治、石川徳太郎、杉浦敬太郎、山内三郎、村越正治、關根孝一、澤口孝藏、井上淳治、會田安太郎、三田甚一、石川猛の諸氏となす

六、本會に援助を與へ金品を寄附せられたる特志家左の如し

|        |         |                 |        |
|--------|---------|-----------------|--------|
| 一金拾五圓  | 山内兼太郎氏  | 一金貳圓五拾錢         | 關根 ち子  |
| 一金七圓   | 田中長之助氏  | 一金參圓            | 關根 孝一氏 |
| 一金五圓   | 關一柳 柳介氏 | 一金貳圓            | 關根とく子  |
| 一金五圓   | 田中久次郎氏  | 一金貳圓            | 平野 武一氏 |
| 一金參圓   | 小川 録三郎氏 | 一金貳拾圓(勸業債券二十圓券) | 岩船銀次郎氏 |
| 一金貳圓   | 茂澤 茂 富氏 | 一記念櫻樹二百本        | 福島熊次郎氏 |
| 一金壹圓   | 吉田 鐵五郎氏 | 一同 百十本          | 福島七太郎氏 |
| 一農業書二冊 | 山内 三郎氏  |                 |        |

七、本會施行事業の概略

(イ)男會員は毎月一回母校に集り、兵式體操及手旗信號法を講習す  
(ロ)會員の慶弔

一 本會が祝意を表したる會員中の結婚三十九組

二 本會が吊意を表したる會員中の死亡四名

(ハ)會員は各自に田又は畑一畝歩の實習所を設け作物栽培の研究を爲す

(ニ)毎年春秋二回會員の栽培に係る農産物を集め品評會を開く、其優等者に對しては府農會長、郡農會長より賞狀及び賞品を授與せらるゝことあり

(ホ)會員中に入營者ある毎に之を慰問す

(ヘ)大正三年日獨戰役の際は出征したる會員に對し、毎日東京市内に於て發行する諸新聞紙を送り、又毎月數回慰問狀を發し之を慰問せり

(ト)毎歲二回會員の交誼を厚うし智徳を研ぐに足ると認むる事項を掲載したる機關雜誌を發刊して之を會員に配布す

(チ)御即位當日、會員中の篤行者杉浦仙藏、三田甚一、關根孝一の三氏に對し其篤行を表彰し表彰狀に額縁を添へて贈りたり。此日 御即位紀念として會員相集り寫眞を撮り之を 御即位紀念寫眞帖と名づけ希望者に頒てり

(リ)御即位紀念事業として大正四年十一月二十三日奥戸尋常高等小學校兒童と共同し奥戸村地先延長約二里に亘る中川堤の兩側へ櫻樹一千四百餘本を植栽せり此苗木は埼玉縣安行田中源七氏より買入れ種類は八重櫻八百餘株吉野櫻五百餘株にして其名稱亦十二あり、此の事業に對し大に力を盡されしは左の諸氏なり録して以て名花と俱に之を千載に傳へんとす。

會田安太郎、關根孝一、山内三郎、三田甚一、村越正治(以上の五氏は櫻樹買入植樹場所の實測等に從事) 石川猛、小川鐵五郎、星谷稻藏、河野善次郎、菊地武一、關口新五郎、福島福一郎(以上の七氏は幹事) 關根藤一、田邊鐵藏、石塚茂之吉小川久太郎、小島三郎、神谷護一、佐野文助、青木清作、關根正一、田邊千畝(以上曲金) 石川藤三郎、石川清助(以上諏訪野) 杉浦敬太郎、杉浦仙藏、中野徳之助、月村近雄、加藤芳五郎、杉浦貞三、井口確藏、井上金二、杉浦長太郎、中野孝一(以上細田) 澤口孝藏、杉浦彌太郎、杉浦忠藏、澤口秋藏、澤口兼作、田中藤吉、宇佐美勝之助(以上鎌倉新田) 井上貞治、安井倉太郎、吉田清次、清田林藏、福田吉五郎、安井平藏、石井八百三、吉田義造、荒川樹太郎、安井鎌太郎、關口昇井上泰助(以上奥戸新田) 山内とよ、齋藤三吉、山内てる、牧野喜八、井口鈴太郎(以上奥戸) 三田綱吉、河野銀一(以上

上小松) 森茂吉、鈴木孝吉(以上下小松) 山口省二、關口米藏、關口榮次、町山興一郎、坂本傳吉、坂本喜太郎、寺島福太郎、坂本徳藏、町山市藏、坂本常吉、玉井繁太郎(以上上平井) 廣田新太郎、廣田錦吉、廣田健次郎(以上上一色) 及郡農會技手山下熊雄(以上の諸氏は櫻樹植付に従事) 廣川新十郎、掛川常五郎(以上の兩氏は奥戸尋常高等小學校高等科兒童を引率し植付の前後數日間助力) 平澤午之介、關根保太郎(以上の兩氏は其發端より終局に至るまで始終一貫該事業を統督)の諸氏はなり。

紀念櫻樹植栽出願書及許可書等左に掲げて參考に供せむ

(一) 紀念櫻樹植栽願書 (寫)

御即位式紀念の爲め別紙要項の通り植樹寄附致度候に付格別の御詮議を以て御許可相成度此段及出願候也(別紙要項略す)  
大正四年八月十日

奥戸尋常高等小學校兒童杉浦清藏外六百十二名惣代  
奥戸小學校々々友會員關根孝一外百九十二名惣代

奥戸尋常高等小學校長 平澤午之介

東京府知事法學博士 井上友一殿

(二) 許可書 (寫)

卯土甲第三二〇二號

奥戸尋常高等小學校兒童杉浦清藏外六百十二名及  
奥戸小學校々々友會員關根孝一外百九十二名惣代

南葛飾郡奥戸尋常高等小學校長 平澤午之介

大正四年八月十日付願中川堤塘敷へ櫻樹植付之件許可候條左ノ通り相心得へシ  
大正四年九月二十二日

記

東京府知事法學博士 井上友一

一 櫻樹植付ヲ許可スル位置ハ府下南葛飾郡奥戸村地先中川堤塘敷延長二千二百六十間ノ處總數九百十四本ニシテ願書添付圖面ニ記載ノ區域内トス  
二 植付後ニ於テ手入及施肥等ヲナサントスル場合ハ其時々出願許可ヲ受クベシ  
三 植付ニ著手終了共小松川土木事務所ニ届出其指揮監督ヲ受クベシ  
以上

二、會 規

奥戸小學校校友會々則

- 第一條 本會ハ奥戸小學校々々友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員ノ交誼ヲ温メ智徳ヲ研キ體力ヲ練リ實業ノ發達ヲ圖リ風紀ノ矯正等ヲ目的トス
- 第三條 本會ハ奥戸尋常高等小學校卒業生ヲ以テ組織ス
- 第四條 會員ヲ分チテ普通會員、特別會員ノ二トス  
普通會員ハ男女共結婚セサル者
- 特別會員ハ既婚者又ハ滿二十五歳ニ達シ會費トシテ一時ニ金參圓ヲ納付セシモノ
- 第五條 奥戸尋常高等小學校職員ヲ以テ本會賛助員トス
- 第六條 奥戸尋常高等小學校ニ特別ノ關係アルモノヲ推戴シテ本會ノ客員トス
- 第七條 本會々々長ニハ奥戸尋常高等小學校々々長ヲ推戴シ本會々々務ノ統理ヲ請フモノトス
- 第八條 本會ニ當番幹事參名ヲ置ク

第九章 本村の教育



第九章 本村の教育

當番幹事ハ本會ノ常務ヲ掌理ス

第九條 幹事ハ各大字會員中ヨリ男二名女一名ヲ互選ス

幹事ハ其大字内ノ會務ヲ處理ス

第十條 本會事務所ヲ奥戸尋常高等小學校内ニ置ク

第十一條 本會ハ毎年一月、八月ノ兩月ニ通常總會ヲ開催シ左ノ事項ヲ舉行ス

一、會務ノ報告 二、議事 三、當番幹事ノ改選 四、講演 五、會員ノ實驗談

第十二條 會員ハ會費トシテ毎月金五錢ツ、出金シ又入會ノ際ハ本會ノ維持金トシテ金貳拾錢ヲ一時又ハ數回ニ出金スルモノトス

第十三條 本會ノ會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚シタルモノ及本會ノ義務ヲ果サザルコト二年ニ及ビタルモノハ除名スルモノトス

附 則

一本會則ハ會長及會員五名以上ノ同意ヲ得テ發議シ出席員過半數ノ賛成ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

會員心得

- 一 會員タルモノハ教育ニ關スル勸語ノ旨趣ヲ奉戴スヘシ
- 二 會員ハ互ニ休戚ヲ共ニスルコト
- 三 會合ハ凡テ實業ヲ旨トシ約シタル時刻ハ堅ク守ルコト
- 四 總會其他集會ノ當日ハ止ムヲ得サル場合ノ外ハ必ス出席スルコト
- 五 集合ハ男子ト女子ト其席ヲ同フセサルコト
- 六 會員ノ身上ニ異動アリタルトキハ速ニ幹事ニ届出ツルコト

三、善行者の表彰

(イ) 杉浦仙藏氏

表彰狀 (寫)

凡ソ人ニ百行アリト雖モ而モ忠ヨリ重キハ無ク、孝ヨリ善キハナシ、重ト善トハ人ノ難シトスル所ナリ、我校友會員ニシテ敬テ此ノ難キヲ行ヒシ者杉浦仙藏君即チ其人ナリ、君ハ夙ニ孝友ヲ以テ名アリ、養ニハ孝養ヲ祖父母ニ盡シ、今又病母ニ事ヘテ至孝ナリ、由來君亦疾患アリ、衰瘠身ニ迫ルノ時、母ノ病大ニ革マル、醫ハ治療ノ効ナキヲ告ケテ辭シ、看護婦亦事ニ託シテ去ル、近親枕邊ヲ擁シテ歎歎ノ聲漸ク高シ、此時ニ方リ君孱弱ノ身ヲ以テ母ノ病ヲ癒スヲ念トシ、日夜寢食ヲ忘レテ看護ニ努ム、斯ノ如クスルコト數旬、流石ノ難病モ君ノ至誠ニ由リテ遂ニ癒ユルニ至レリ、語ニ曰ク至誠如神ト、夫レ此ヲ之謂フカ、本會ハ君ノ至孝ニ感激シ、特ニ千門喜色溢レ萬戸歡聲湧ク御大典ノ日ヲトシ、以テ君ノ善行ヲ表彰スルコト斯ノ如シ。

大正四年十一月十日

奥戸小學校々友會長 平澤午之介

杉浦仙藏殿

(ロ) 三田甚一氏

表彰狀 (寫)

資性朴實正ヲ守リ靜默修潔ナルハ三田甚一君其ノ人ト爲ス、君ハ平素孝ヲ以テ父母ニ對シ、友ヲ以テ弟妹ニ接シ、又克ク師訓ヲ遵奉ス、明治四十四年、徵サレテ干城ノ任ニ就クヤ、軍律ヲ恪守シ忠勤ヲ勵ミ、披擯ノ榮ヲ得テ上等兵ニ陞格シ、善行證書ヲ得テ郷ニ歸ル、爾來改々トシテ家事ニ努メ、小閑アレハ必ス書ヲ讀ミ、以テ精神ノ修養ト實業ノ發展トニ資シ、餘力ヲ以テ青年ヲ指導ス、一郷ノ青年翕然トシテ其傘下ニ集ル、今ヤ本村青年部團中優良ヲ以テ目セラル、蓋シ偶然ニアラサルナリ、宜ナル哉、本年點呼ノ際、執行官田村少佐ヨリ「率先躬行生業ニ勵ミ、郷黨青年ノ風教改良ニ盡力シ、其行狀一般ノ模範トスルニ足ル」トノ選奨ヲ得タリ是レ音ニ君ノ榮譽タルノミナラス、我カ校友會ノ名譽ナリ、是ニ於テ千門喜色溢レ萬戸歡聲湧ク、御大典ノ今日ヲトシ君ノ功勞ヲ表彰スルコト斯ノ如シ。

大正四年十一月十日

奥戸小學校々友會長 平澤午之介

三田甚一殿

(ハ) 關根孝一氏

表彰狀(寫)

資性温厚意志剛健極メテ信義ヲ重シ同情ニ富ムハ關根孝一君其ノ人ト爲ス君ハ夙ニ兵士途金ノ惡弊ヲ慨シ窃カニ矯正ノ志アリ、大正元年徵サレテ干城ノ任ニ就クヤ、決然途金ヲ却ケ、官給ノ小額ニ安シシ、節約以テ零細ヲ貯蓄シ之ヲ廢兵院ニ義捐シ或ハ明治天皇輿圖史ヲ購ヒ之ヲ母校ニ贈リ、又紀念木杯ヲ造ル等、其ノ額合シテ金拾數圓ニ達セリ、之ニ由テ是ヲ觀レハ官給小額ナリト雖トモ尙未幾分餘裕アルヲ示シ併セテ途金ノ要ナキヲ知ルニ足ラン、遠莫近來途金不要ノ聲遠近ニ喧傳ス、蓋シ君ノ苦節堅操ノ致ス所ナリ、又聞ク君ハ在營中至誠以テ公ニ奉スト、宜ナル哉教官督時中尉、君ノ人格ニ感激シテ曰ク、率先躬行乃木式ノ活模範ヲ示シタル君コソ通レ近衛師團吾大日本帝國ノ模範兵トシテ推賞スルヲ憚ラス云々ト、以テ其在營中ノ一斑ヲ觀フニ足ランカ、由來君ハ富有ノ裡ニ生育シ、遽カニ困苦缺乏ノ激變ニ處シ、而カモ堅忍持久ニ星霜以テ其行ヲ金玉ニセリ、洵ニ全國青年ノ模範タルヲ失ハス、此ノ如キ有爲ノ士ヲ出シタルハ實ニ本會ノ名譽トムル所ナリ、是ニ於テ我校友會ハ、千門喜色溢レ萬戸歡聲湧ク此ノ御大典ノ佳辰ヲトシテ君ノ功勞ヲ表彰スルコト如斯。

大正四年十一月十日

關根孝一殿

奥戸小學校々友會長 平澤午之介

### 第三項 上平井同窓會

#### 一、記事

#### ○創立

由來上平井の青年は、上平井尋常小學校の卒業生に混するに、東京市立牛島小學校及本郡吾嬭町、小松川町、本田村、舊奥戸村等の各小學校にて、業を卒へたる者を以てせり、故に何事も統一する所なくして経過せるを以て、時の校長痛く之を患ひ有志者と相謀り、大正四月十一日、御大典の吉辰を卜し、本會を組織したる者なり。

#### ○目的

會員相互の親睦を厚うし、互に身心を鍛練し、教育勸誘 戊申證書を得得し、向上發展の機運を促進するに在り。

#### ○事業

- 甲、運動部 柔道會、擊劍會、相撲會、運動會、團體旅行等の開催實行
- 乙、學術部 新聞雜誌同覽、機關雜誌の刊行、通俗圖書館、講習會、講演會、研究會の開設
- 丙、修徳部 一日一善會、廢物利用會、謝恩會の開設、其他公共的慈善的事業の實踐躬行
- 丁、娛樂部 學藝展覽會、農工品評會、音樂會、芭蕉會、歌合會、碁石會の開催
- 戊、産業部 産業組合の組織、農作物の試作、發明品展覽會の開催其他産業改良上の事業の實施

#### ○會員

會員は上平井在住の青年にして、滿二十一歳迄の男女を正會員とし、二十一歳を超えたる者を終身會員とし、本會に功勞ありし者を特別會員とす。創立の當時に於ける會員の數は、正會員男七十四名女四十七名特別會員男七名なりき。

#### ○役員

本會の役員左の如し。

會長 山崎平太郎 副會長 鈴木貞吉

幹事(男) 佐藤喜六、杉浦昇、赤澤茂、寺島利喜藏、島村崎五郎、島村爲藏、佐藤儀三郎、坂本坂太郎、島村金太郎、寺島福太郎、町山保男、清水浦藏、關口龜吉、關口傳吉、坂本金太郎、(女) 高橋のお、町山きん、彦田絹子、寺島つね、森田つな、佐藤しま、關口しも、關口みれ、島村もよ、塚本みち、清水いね、鈴木ふぢ

附記 役員諸氏は創立當時より獻身的努力を致されつゝ、あり前會長丸山松江氏の本會創立の際に於ける盡力は多大にして大に之を謝せざるべからず。

#### ○會則

奥戸小學校々友會則と大同小異に付き爰に之を省略することとせり。

#### ○特志家

本會に對し特に金圓を寄附せられたる特志家の氏名を左に掲げ感謝の意を表す。

金八圓 鈴木八左衛門氏、金五圓 鈴木清太郎氏、金四圓 五拾錢 田中權右衛門氏、金參圓 町山孫右衛門氏、金參圓 杉浦六左衛門氏、金參圓 坂本太右衛門氏、金貳圓 關口金太郎氏、金貳圓 望月功氏、金貳圓 藤原智光氏、金壹圓 市原米藏氏、金壹圓 廣澤榮行氏、金壹圓 佐藤倉藏氏、金壹圓 赤澤幸太郎氏

## 第七節 本村の青年團

## 第一項 奥戸村青年會

本村には其舊慣に仍り各大字に青年の團體あり、毎團體各々其の趣を異にするのみならず、又一定したる規律なく、常に父兄の慊焉たらざる所たりき。是に由りて本村々會議員、及區長等相會し、

卽位の大典を機とし、各大字の青年團を合し奥戸村青年會を設立せむことを圖れり、幸に協議一決したるを以て更に各大字より創立委員を選び、大正四年八月十七日、創立總會を開き尋で規約を制定し役員を選擧し、遂に本會の成立を告げたり、因りて同月二十八日を卜し開會式を擧ぐ、是日式場に臨めるは、郡長、小松川警察署長、東京府農會技師、郡視學、郡農會技手、本村名譽職員本村各小學校長、同職員等にして本會役員及會員等を合して、無慮五百名の多きに迫り。既にして場内席定まり、關根會長の式辭、平澤副會長の成申詔書の奉讀、郡長の告辭、東京府農會技師の講話及本村々會議員の祝辭等ありて式を終へ、式後伊藤痴遊の講談を以て興を添へたり。抑も本會の創立は、青年修養機關の必要に逼られたるものなるを以て、青年たる者、宜しく本會規約に遵ひ、獨立自營の道を講じ、身心を練磨し、敬神尙武の氣魂を養ひ、各自修養を怠らず、

惡風に染まず、誘惑に陥らず、特に衛生に留意し、常に産業の改良發達と村勢の向上とを圖り、益と公益を廣むるに努め、以て本會創立の目的を貫徹せむことを期すべきなり。今本村青年諸氏の注意を喚起するに適切なりと感じたる、田中陸軍中將の著はしたる壯丁讀本中より、青年の一章を左に摘録して参考に供することとせり。

## 帝國の青年

明治天皇御製

くにたみの力のかきりつくすこそ我が日の本のかためなりけれ

大日本帝國は、皇室の御威徳と臣民の忠實公に奉ずるの資性とに由りて光輝ある二千五百有餘年の歴史を傳へ今日の盛運を致すを得たり、この歴史を繼ぎこの現代を承けて將來ますます我が帝國をして富強雄大ならしむるは固より青年の任務なり

帝國の青年は忠愛の至誠をゆきんで、皇室を尊び國家を以て念とすべし、青年は教育勸語と軍人勸諭との聖旨を奉じて道徳を修め品性を高め體力を鍊り更に實際生活に適切なる智能を研きて各自の業務に勉め且つ公益を廣むべし、また國民皆兵の精神を體し一朝事ある時は進んで身を君國に捧ぐべし、青年は國憲を重んじ國法に遵ひ臣民の義務を果してその權利を守るべし、青年は敬神の念あるべし、されど淫祠を祀るは國民の品位を落すものなり、青年は祖先を敬ひその恩徳を顯しその遺業を成すの志あるべし、青年はまた父母に孝に兄弟に友に朋友に信あるべし、これ人の人たる道の本なり、この本立ちて始めて忠君愛國の義に合す

青年は規律正しく慾情に克ちて品行を慎み遊惰驕奢を遠ざけまた長者に服従し同輩と親しみ幼者を教へ以て世の美風良俗を興すべし勤儉尙武の風を盛にし進取の氣象を養ひ個人および團體の名譽を重んじ廉恥を尙ぶべし、人に接するに溫和を旨とし信義を違へず傲慢粗暴を戒め血氣に逸らす輕率に流れず言行必ず一致すべし、青年はまた祖先より傳へたる國民性の美を發揮すると共にその缺點を知りて之を改めよく他の長にならふべし、自負は破滅の始なり

青年は學問に上達するを宜しとす、されど之れよりも更に大切なるは精神の修養なり、精神堅固ならざる者の學問はうはへの裝飾にして何の用をかなさん學問は人の才不才によりまた貧富によりて志ありて達する能はざることありと雖も精神は艱難にあひてかへつて磨かるゝものなり、しかも健全なる精神は強壯なる身體に伴ふものなれば青年は體育に務めて活潑なる運動遊戯をなし時には在郷軍人などにつきて武技を習ひ軍事を學ぶべきなり、斯くて青年は常に元氣を養ひ膽力を鍛へ忍耐克己の性を鍊り何時にてもあれ召されて義勇公に奉ずるを得るの備をなせよ、軍隊に入るときは能く其の規律に服し教育を受け忠實勇武以て國防の任にあたりやがて郷に歸るときは剛健實實以て産業に努め國富を興すべし

青年にして斯の如く高尚なる志望あるときは品性堅く自信強く艱難に臨んで屈せず正道を履んで懼れず以て家業を興し國運を進め忠孝の道を全うするを得ん、かゝる青年あるは實に帝國の幸福なり、之に反し青年にして遊惰卑屈に流れ華美淫猥に耽りまた輕薄偏固の思想に染むときは精神柔弱となり體力また減退し延いて國家の發達を害し國民皆兵の本旨に反り國防の根本を危くするに至らん、かゝる青年あるは實に國家の不幸なり

青年は協同一致の必要を知り各地に青年團を組織し相扶けまた識者先輩教育家ならびに當局者の指導を受くべし、一人の力にて爲し難きことも團體の協力を以てするときは各自に奮發の心を生してその任務を遂ぐるを得るものなり

青年團は青年修養の機關なり、青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるを以て本旨としその振否は帝國の運命に重大なる關係を及ぼすものなり、而して青年團は軍人の養成を以て目的とするものにあらずればその教育は固より兵役の準備に偏すべきにあらず、されど青年團は國民皆兵主義の貫徹を以て目的とするものにあらずればその教育は固より兵役の本義を體せしめ軍事知識の一斑に通ぜしむるに務むること甚だ肝要なり、これ則ち國民に剛健なる精神を養成し國家の存立をして永遠に鞏固ならしむる所以にして帝國今日の急務なりとす

大日本帝國は國運の發展に依りまた世界の大勢の趨く所に依りてその境遇と責任とは次第に重きを加へ前途甚だ多事なるものあり、しかも帝國は東洋の平和を保ち世界の文明を導くの天職を有す、我が青年こゝに省みるところあり心を同じくし力を合はて以て皇威を揚げ國光を輝かさんことを期し一日も之を怠るべからず、帝國の青年それ能く之を務めよ

一、會 規

奥戸村青年會々則

第一條 奥戸村内ノ居住者ニシテ義務教育ヲ了ヘタル者及滿十四歳以上ノ者ヲ以テ青年團ヲ組織シ之ヲ奥戸村青年會ト稱ス  
奥戸村ノ毎大字ニ支部ヲ置テ支部ハ其大字内ニ於ケル本會ノ事務ヲ補助執行ス

第二條 本會々員ヲ分チテ左ノ四種トス

一 正會員

正會員ハ義務教育ヲ了リタル者及滿十四歳以上滿二十歳迄ノ者

二 特別會員

特別會員ハ滿二十歳以上滿三十歳迄ノ者

三 賛助會員

賛助會員ハ本村名譽職員及役場吏員小學校職員在郷軍人會役員其他本會ノ援助者ニシテ會長ノ推薦ニ係ル者

四 名譽會員

名譽會員ハ本會ノ爲メ特ニ功勞アル者ニシテ總會ニ於テ之ヲ推薦ス

第三條 本會ハ會員ヲシテ忠孝ヲ本トシ品性ヲ向上シ體力ヲ増進シ智能ヲ研キ徳器ヲ成就シ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルニ足ル忠實ノ國民タル素質ト其精神トヲ養成セシムルヲ以テ目的トス

第四條 本會ノ事務所ヲ當分奥戸村役場内ニ置ク

第五條 本會ハ第三條ノ目的ヲ達スル爲メ左記事項ヲ施行ス但シ施行ノ方法ハ役員會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

一 補習教育ノコト

二 講話會研究會等ノコト

第九章 本村の教育

- 三 圖書ノ閲覧回覽等ノコト
  - 四 見學旅行ノコト
  - 五 劍術銃劍術相撲劍舞音樂等ノコト
  - 六 運動會遠足會ノコト
  - 七 體操(體操教練、器械體操)ノコト
  - 八 勤儉貯蓄實行ノコト
  - 九 農作物試作ノコト
  - 一〇 農會、農事試驗場ト連絡ヲ取り農事ノ改良ニ關スルコト
  - 一一 農産物品評會開催ノコト
  - 一二 病蟲害豫防驅除ノコト
  - 一三 道路堤防橋梁水路ノ保持改善及道標等設置ノコト
  - 一四 神社學校ニ對シ勞務寄附ノコト
  - 一五 祭祀禮拜等幫助ノコト
  - 一六 時間勵行ノコト
  - 一七 共同貯金共同販賣或ニ共同購買等ノコト
  - 一八 警備及非常救濟ノコト
  - 一九 入退營兵士送迎慰問等ノコト
  - 二〇 傳染病ノ豫防救治ニ關スルコト
  - 二一 其他必要ト認ムル事項
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長一名 一、副會長二名 一、支部長九名 一、評議員九名

第七條 會長副會長ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選舉ス

支部長ハ支部ノ正會員特別會員ノ互選トス

評議員ハ各大字區長ニ囑託ス

但シ會長副會長ハ會員外ノ者ニ囑託スルコトヲ得

支部長ハ必要ニ應ジ其部内ノ會員中ヨリ幹事若干名ヲ選任シ部内ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得之ヲ選任シタルトキハ其氏名ヲ會長ニ報告スルモノトス

第八條 役員ノ任期ハ二箇年トス但シ評議員ヲ除ク

第九條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

支部長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ其支部内ニ關スル事務ヲ掌理ス

評議員ハ本會事業ノ施行方法ヲ議決ス

第十條 本會ノ會合ヲ分チテ總會及支部會役員會ノ三トシ總會ハ春秋二期ニ之ヲ開キ支部會ハ必要ニ應ジ隨時之ヲ開ク

役員會ハ會長副會長支部長評議員ヲ以テ組織シ必要ニ應ジ之ヲ開ク總會及役員會ハ會長之ヲ召集シ支部會ハ支部長之ヲ召集ス

第十一條 本會ノ經費ハ正會員ノ負擔トス

第十二條 本會ニ佐ノ帳簿ヲ備フ

會員名簿 會計簿 會議錄 會誌

附 則

第十三條 支部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第九章 本村の教育



のみならず、我等臣民の等しく服膺すべき所  
今上陛下 踐祚の初めに當りて、亦特に

勅諭を陸海軍人に下賜し給ひたり。其中に「各々其本分ヲ竭クシ、朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ  
皇謨ヲ扶翼センコトヲ期セヨ」と宣はらせ給ひたるに至りては、洵に我等臣民の感激措く能はざ  
る所にして、軍人は最高の名譽と權利とを荷ふと同時に、國家の爲めに、其身を犠牲に供するの  
義務を負ふことを覺悟せざるべからず。

然れども壯丁にして、體力强健なるものならざれば、應徵入營して、軍事教育を受くること能  
はず、軍事教育を受くること能はざる者は、軍人たること能はず、軍人たること能はざるものは、  
最高の名譽と權利とを荷ふこと能はず、故に壯丁にして體力强健なる者、軍事教育を受け、而し  
て後に始めて其の名譽と權利とを荷ふ者と謂はざるべからず。

而るに世間往々此の得難き名譽と權利とを荷ふ所の軍人たることを喜ばず。其の甚しきに至りて  
は、軍人たるを厭ひ、之を忌避する者あるを耳にするは、頗る遺憾と爲す所、而して此の名譽と  
權利とを荷ふを願みず、軍人たるを厭ふの徒に至りては、實に不忠不義の輩たるのみならず、實  
に國家の罪人たり。然りと雖も、不忠不義の輩を出すを耳にするは、蓋し其の之を出す原因あ  
りて存す、其因果して如何、曰はく軍人は、苛酷の取扱を爲し、兵は苦役に堪へずとの噂の高

きこと是なり。苟も軍隊の内容を知らずして、此の噂のみを信せば、則ち之を怖るも亦當然に  
して、而も怖るの甚しきに至りては、遂に之を忌避するの結果を齎すは、勢の免れざる所にし  
て、是等の徒、亦敢て深く憎むに足らず、寧ろ憫むべき情なきにあらざるべし。

特に軍隊は、紀律嚴肅にして、其の教育も亦獨り軍事のみならず、國民に必須缺くべからざるの  
科目を教ふるに在れども、何等教育の素養なき者に至りては、營に入りて此の教育を受くるは、  
或は堪へ難く且つ苦痛を感ずることならむ。此の軍隊の紀律嚴肅と、此の教育の苦痛とに怖ぢて  
而して軍隊は苛酷の取扱を爲し、兵は苦役に堪へずと噂す、此噂を信じて、而して之を忌避する  
者あるに至るも亦宜ならずや。然れども軍隊教育は、實に良兵を造るの目的のみならず、又良民  
を作るに在れば、我等臣民たる者、進で徵兵に應せざるべからず。某中將曰く、抑も國民たる精  
神と、軍人たる精神とは、其間固より二途あるにあらず、良民によりて良兵を得、良兵に由りて  
良民を得るは、軍隊教育の要義なりと。洵に至言と謂ふべきなり。

然り而して一面より見れば、入營者は我等臣民の總代即ち其の町村の代表者なり、故に一般臣民  
は、軍人に對し敬意を表すると同時に、滿腔の熱誠を以て、慰安の途を講せざるべからざる誼あ  
るべし。是を以て各都市町村に於て、之が機關として、兵事義會を設立し、軍人優待の途を講じ、  
之に適應せる所の各種事業を施行する者、亦此の意に外ならざるなり。左に本村兵事義會に於け

る事業の概要を記す。

本村は、明治二十二年より大正四年に至るまで、凡そ二十七年間、兵丁の現役、又は補充に依りて徴集に應じ、以て役に服し、或は軍に従ひたる所の歩、騎、砲、工、輜重の各兵及び、海軍兵(別項に其姓名を記す)の數、固より少しと爲さず、而して明治二十七八年の戦役に當り、本村より出征したる者十四名あり、幸に戦病死者なく、皆凱旋したるを以て明治二十九年一月、之が慰勞會を開き以て其の勞苦を慰藉したり、是より以後は、滿期(歸休兵を含む)歸郷兵に對しても亦之が會を開きぬ。既にして明治三十七八年、征露の役起り、本村在籍者にして出征したる者、九十七名の多きに達し、遂に五名の戦病死者を見るに至れり。是より先、本村當路者、及び篤志家は、明治三十七年五月、軍人を優待し、益々忠君愛國の志操を發揮するを以て目的と爲し、奥戸村兵事義會を組織し(因に云ふ、同會は此の以前に在りて、南葛飾郡兵事義會の支部たり、而して南葛飾郡兵事義會は明治三十七年之創拾五圓を算するに至れり。日露戦役前に在りては、其の基本金の利子を以て、歸郷兵の慰勞金に充てしむ、日露の戦役に在りては、多數の應召員を出し、隨ひて凱旋歸郷者多きを來たし、事業の遂行殆ど不可能と爲りしを以て、遂に兵事義會を各町村に設立するに)歸郷兵の慰勞、從軍者家族の慰問、及扶助、又は戦病死者に對する弔慰等の事を行ひ、或は特に規程を設け、出征軍人の家族にして自活し能はざる者に對し、一人一箇月金五拾錢以上、貳圓以下を給して、之を扶助し、出征軍人の家に對しては、一般に一戸に就き金參圓宛を贈り、之を慰問し、同上軍人の戦病死者遺族に對しては、金拾圓以上、參拾五圓以下の弔慰料を贈り、之

を慰藉し、(本郡兵事義會より一名の戦病死者ある毎に、各戸より金壹錢宛を贈出せしめ、金七)同上軍人の負傷に由れる瘵疾不具者に對しては、其の程度に應じ、金品を贈りて、之を慰藉せり、同三十九年五月、凱旋兵の爲めに慰勞會を開き、其の勞を慰藉し、且つ永く之を記念せむが爲に、戦病死者及凱旋者の氏名を碑に刻し、之を奥戸小學校構内(本村大字奥戸字北沼五番地)に建設したり。題して日露戦役記念碑と曰ふ。其の題字は陸軍中將寺内正毅氏の揮毫に係り、其他の文字は、關根柳介氏の筆に成れり、特に此の碑を小學校構内に建設したる所以の者、蓋し我が帝國は東洋の一孤島にして、歐亞二大洲に跨れる所の強露に對し、戦捷の名譽を博したる者、一面は舉國一致、事に従ひたること、一面は斯の如き犠牲を拂ひたること、を不朽に傳へ、第二の國民に教ふるの材料に供せむと欲するに在るのみ。而して其の經費の如きは、總額實に壹千百餘圓、皆村内篤志家の寄附する所なり。其他大正二年四月、歸郷兵六十四名の爲に、慰勞會を開き、其の贈りたる所の慰勞金額實に參百參拾餘圓なり。同四年征獨凱旋者(大正三年九月臨時召集者及現役中の出征者を含む)及滿期歸郷兵三十七名に對し、慰勞會を開き、戦捷祝賀會を兼ね、當時贈りたる所の慰勞金、慰問料及祝賀會費等を合せ、其額參百九拾圓に達せり、是れ亦村内篤志家の寄附に係れり。又本村に在住する在郷軍人を以て組織したる所の帝國在郷軍人會奥戸村分會と稱する團體あり、同會の目的は、軍人に賜りたる勅諭の精神を奉體し、在郷軍人の品位を進め、親睦を醇ふし、



相互に扶助し、軍人の精神を振作し、體軀を練り、軍事智識を増進するに在り。同會の設立は、去る明治四十四年三月にして、其會員は今や殆ど百六十名の多きに達せり、而して同會の活動其

他は本章第三項に譲り、茲に之を省略したり。又本村に帝國海事協會々員と爲り、義勇艦隊の事に盡せる者ありたれども、特記すべき事項なきを以て、單に其釀出金額と會員數のみを別項に掲ぐることにせり。

以上は、本村兵事に關する概況なり、今左に各項の内容を掲ぐるに當り、卷首に奉掲せる明治五年十一月二十八日、下賜し給ひたる徵兵の詔書に就きて、太政官より發布せられたる告諭、及び田中陸軍中將の所著壯丁讀本中、徵兵の義務と徵兵検査との二章を掲載して參考に供することとせり。

大政官徵兵告諭

我朝上古ノ制海内舉テ兵ナラサルハナシ有事ノ日天子ノカ元帥トナリ丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ不服ヲ征ス役ヲ解キ家ニ歸レハ農タリ工タリ又商賈タリ固ヨリ後世ノ雙刀ヲ帶ヒ武士ト稱シ抗顏坐食シ甚シキニ至テハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス抑神武天皇彥ヲ以テ葛城ノ國造トナセヨリ爾來軍國ヲ設ケ衛士防人ノ制ヲ定メ神龜天平ノ際ニ至リ六府二鎮ノ設ケ始テ備ル保元平治以後朝綱頹弛兵權終ニ武門ノ手ニ墜チ國ハ封建ノ勢ヲナシ人ハ兵農ノ別ヲ爲ス降テ後世ニ至リ名分全ク混没シ其弊勝テ云フ可カラス然ルニ大政維新列藩版圖ヲ奉還シ辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス世襲坐食ノ士ハ其祿ヲ減シ刀劍ヲ脱スルヲ許シ四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメント是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊ニスル道ニシ

テ則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ是ニ於テ士ハ從前ノ士ニ非ス民ハ從前ノ民ニアラス均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ凡ソ天地ノ間一事一物トシテ稅アラサルハナシ以テ國用ニ充ツ然ラハ則チ人々タルモノ固ヨリ心力ヲ盡シ國ニ報セサルヘカラス西人之ヲ稱シテ血稅ト云フ其生血ヲ以テ國ニ報スルノ謂ナリ且ツ國家ニ災害アレハ人々其災害ノ一分ヲ受サルヲ得ヌ是故ニ人々心力ヲ盡シ國家ノ災害ヲ防クハ則チ自己ノ災害ヲ防クノ基タルヲ知ルヘシ苟モ國アレハ則チ兵備アリ兵備アレハ則チ人々其役ニ就カサルヲ得ヌ是ニ由テ之ヲ觀レハ民兵ノ法タル固ヨリ天然ノ理ニシテ偶然作意ノ法ニ非ス然而シテ其制ノ如キハ古今ヲ斟酌シ時ト宜ヲ制セサルヘカラス西洋諸國數百年來研窮實踐以テ兵制ヲ定ム故ヲ以テ其法極メテ精密ナリ然レトモ政體地理ノ異ナル悉ク之ヲ用フ可カラス故ニ今長スル所ヲ取り古昔ノ軍制ヲ補ヒ海陸二軍ヲ備ヘ全國四民男兒二十歳ニ至ル者ハ盡ク兵籍ニ編入シ以テ緩急ノ用ニ備フヘシ郷長里正厚ク此御趣意ヲ奉シ徵兵令ニ依リ民庶ヲ説諭シ國家保護ノ大本ヲ知ラシムヘキ也

明治五年壬申十一月二十八日

太 政 官

田中陸軍中將所著壯丁讀本中兵役義務の一章

日本は自ら衛るに強大なる軍備を要するがゆゑに、國民はみな兵役に就きて、獻身、公に奉ずるの義務あり。而して國民が國家を護り、その存立を全うするによりて、皇威はますます加はり、國運は大いに興り、各自の生命財産もまた安全なるを得るなり。日本は國民皆兵たるの制なり。憲法は兵役と納稅とを以て、國民の二大義務なりと定む。國民は憲法法律に服従するの責あるものなれば、納稅は怠るべからず、兵役は果さるべからず。國民は此の二大義務を盡くし、而して其與へられたる權利を守るべし。

日本國民の男子は、不具癱疾にあらざるかぎり、みな兵役の義務あり、されど重罪人は此の義務に服することを得ず。これに由りて見ると、兵役は健康にして善良なる國民のみの受くる公權にして、また名譽の義務なること明かなり。

男子十七歳に滿つれば、國民兵役に就き、滿四十歳までの間これに服す。滿二十歳に至れば、徴兵適齢者となり、検査を受け、身體強壯なる者の中より選ばれたる必要なる人員は、陸海軍の現役兵および補充兵となる。現役兵は軍隊に入りて教育を受けるものにして、その服役年限は、陸軍にありては三箇年、海軍にありては四箇年なり。たゞし歩兵電信隊兵は當分二箇年にて歸休を命ぜられ、また輪卒は二箇年四箇月の現役に服し、三箇月のあひだ入營して教育を受けたる後、歸休を命ぜらる。補充兵は現役兵の補缺にあてられ、また戦時に於て召集せらる。其服役年限を、陸軍は十二箇年四箇月、海軍は一箇年と定む。なほ陸軍補充兵は、百五十日以内、教育のため召集せらるべし。現役を終へたるものは、陸軍にありては四箇年四箇月、海軍にありては三箇年の豫備役に服す。豫備役を終へたるものは後備役に服す。其の期限は、陸軍にありては十箇年、海軍にありては五箇年なり。後備役および補充役を終へたるものは、また國民兵役に入る。

陸海軍の豫備役後備役にある下士卒および陸軍の歸休兵と補充兵とは、毎年一度の簡閱點呼を受け、また演習のため時々召集せらる。而して以上の諸役にあるものは、戦時若しくは事變にのぞみ、諸部團隊に必要な兵員を充たすがため召集せらる。國民兵役にある者は、通常後備兵が召集せらるゝも、なほ兵員の不足する時において召集せらるゝなり。

二十歳に至らずとも、滿十七歳以上のものは、志願によりて、陸軍または海軍の現役に服することを得べし。中學程度以上の學校卒業生は陸軍一年志願兵となりて、戦時の下級指揮官たるに適する教育を受けることを得べし。小學校教員は、國民教育の大任を有するものなるを以て、特に六週間の陸軍現役に服せしめられ、軍事の主要を授けられたる後、直ちに國民兵役に編入せらる。而して中學校以上の官公立學校在學者は二十八歳まで、また外國在留者は三十二歳まで、いづれも徴兵を猶豫せらる。これは一面、國家の發達に必要ながゆゑに設けられたる特典なり。

國民にして、かりそめにも兵役を遁れんとするは、國民の義務に背き、公權を輕んずるの所爲にして、許しがたき罪惡なり、殊に教育あるものが猶豫の特典を濫用して、忌避を企つるが如きは、其の罪一層重く、また教育を辱かしむるものなり。特典を受けたる者は、なほさら國家に對する義務の念を厚くして、期限の過ると共に、直ちに兵役に就き、立派なる精神を以て、其の必任義務を果し、こゝに教育の効果を顯して、萬人の模範たるべきなり。之に反し、此等社會の上級に

ある者よりして、兵役を免れんとするときは、その惡風下につつり、之に倣ふ者を生じて、國家の將來に大害を及ぼすべし。兵役を忌避することは、ひとり本人の恥辱たるのみならず、また國家の恥辱となり、他國の輕蔑を受ける種ともなるべし。戒めざるべけんや。

#### 同上徴兵検査の一章

壯丁は滿二十歳に達するとき、徴兵適齢の届出をなして、徴兵官の検査を受けるものなり。検査によりて、身體の甲種或は乙種に合格せる者は、身材藝能職業に従ひて兵種を區別せられ、抽籤により、毎年所要の人員に應じて、現役兵もしくは補充兵に編入せらるゝものとす。その他の甲乙種合格者ならば丙種合格者は國民兵役に留めらる。不具癩疾または身長四尺八寸に滿たざる者は、丁種不合格者として兵役を免ぜらる。而して身體と健康との情況により、検査を翌年まで延期せらるゝものは戊種となる。若し正當の理由なくして検査を受けず、又は兵役を免れんが爲に、或は假病を構へ、或は身體を傷つけ、或は逃亡するが如き不埒なる所業をなして、國民の義務を怠るものは、嚴罰に處せられ、汚名を被りて、社會より擯斥せらるゝなり。

徴兵検査は國民の健康診断にして、その道徳調査なり。これに合格して兵役に就くを得るは、男子の名譽なり。健康は道徳の一端にして、國民に健康者多きは、その國の風儀正しきを證す。不養生または不身持なるがため、惡疾傳染病等にかかり、辛うじて丙種に合格し、甚だしきは不合格となるときは、本人の不面目なるのみならず、親への不孝、君への不忠なり。またかゝる者の多きは、小にしては町村の恥辱、大にしては國家の不幸なり。徴兵検査の成績が、年々不具となることあらば、これ國家の衰へゆく兆候にして、最も恐るべきなり。人は健全なる身體ありて、始めて健全なる精神に宿る。然るに兵役に適せざるときは虛弱なる身體にては、其の精神も多くは虛弱なるがゆゑに、何事なすにも成功し難くして、己れに益なく、父母の恩に戻り、子孫に禍を遺すを免れず、また國家を利する能はざるべし。況んや一旦緩急ありとも、義勇公に奉ずる能はざるをや。およそ國家が實力に富み、文明に進むことを得るは、國民に體格と學問と品

格との三つのもの兼ね備はるによりてなり。而して學問も品格も、其の基とするところは體格にあり。されば我が國民たのもの、よく自らに省み、努め勵みて、その足らざるを補はすべからず。

第一項 徴兵人員

| 年次   | 壯丁人員 | 徴集人員 |    | 徴集猶 |      | 徴集免除人員 |   | 兵役免除 | 現役を終りたる人員 | 現役中 |
|------|------|------|----|-----|------|--------|---|------|-----------|-----|
|      |      | 現役   | 補充 | 豫延期 | 要員超過 | 其他     |   |      |           |     |
| 明治四四 | 三    | 三    | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |
| 明治四五 | 四    | 一六   | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |
| 大正二  | 二    | 一四   | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |
| 大正三  | 三    | 二二   | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |
| 大正四  | 四    | 二二   | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |
| 大正七  | 七    | —    | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |
| 大正七〇 | 七〇   | —    | —  | —   | —    | —      | — | —    | —         | —   |

二、壯丁體格検査成績

| 年次   | 検査人員 | 合格 |    | 採用身長 | 丙 | 丁 | 戊 | 百分比例 |     |     |   |   |   |   |   |   |   |
|------|------|----|----|------|---|---|---|------|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|
|      |      | 甲種 | 乙種 |      |   |   |   | 甲    | 乙第一 | 乙第二 | 丙 | 丁 | 戊 |   |   |   |   |
| 明治四四 | 三    | —  | —  | —    | — | — | — | —    | —   | —   | — | — | — | — | — | — | — |
| 明治四五 | 四    | —  | —  | —    | — | — | — | —    | —   | —   | — | — | — | — | — | — | — |
| 大正二  | 二    | —  | —  | —    | — | — | — | —    | —   | —   | — | — | — | — | — | — | — |
| 大正三  | 三    | —  | —  | —    | — | — | — | —    | —   | —   | — | — | — | — | — | — | — |
| 大正四  | 四    | —  | —  | —    | — | — | — | —    | —   | —   | — | — | — | — | — | — | — |

備考 大正三年以降壯丁の劇増は町村廢置分合の結果舊平井村大字上平井と同大字中平井の一部と本村に編入ありたるに由る

三、壯丁學力程度

| 年次   | 検査人員 | 高専率 | 中卒又同學 | 高卒又同學 | 尋卒又同學 | 精讀 | 無學 | 百分比例 |    |    |    |    |    |   |   |   |   |
|------|------|-----|-------|-------|-------|----|----|------|----|----|----|----|----|---|---|---|---|
|      |      |     |       |       |       |    |    | 高専   | 中卒 | 高卒 | 尋卒 | 精讀 | 無學 |   |   |   |   |
| 明治四四 | 三    | —   | —     | —     | —     | —  | —  | —    | —  | —  | —  | —  | —  | — | — | — | — |
| 明治四五 | 四    | —   | —     | —     | —     | —  | —  | —    | —  | —  | —  | —  | —  | — | — | — | — |
| 大正二  | 二    | —   | —     | —     | —     | —  | —  | —    | —  | —  | —  | —  | —  | — | — | — | — |
| 大正三  | 三    | —   | —     | —     | —     | —  | —  | —    | —  | —  | —  | —  | —  | — | — | — | — |
| 大正四  | 四    | —   | —     | —     | —     | —  | —  | —    | —  | —  | —  | —  | —  | — | — | — | — |

備考 ×印は卒業同等の學力を有する者なり

四、壯丁者の身長體量

| 年次     | 身長           | 體量    |
|--------|--------------|-------|
| 明治四十四年 | 五、一六<br>五、一八 | 一、三七〇 |
| 大正元年   | 五、二〇         | 一、三三〇 |
| 大正二年   | 五、三三         | 一、三八〇 |
| 大正三年   | 五、三三         | 一、三七〇 |
| 大正四年   | 五、一七         | 一、三八〇 |

五、現役兵 (大正四年八月現在)

| 兵科  | 陸  |    | 軍  | 海  | 軍  | 計  |
|-----|----|----|----|----|----|----|
|     | 歩兵 | 騎兵 |    |    |    |    |
| 大字別 | 歩兵 | 騎兵 | 砲兵 | 工兵 | 輜重 | 水兵 |
| 曲金  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 諏訪野 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 鎌倉  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 細田  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 新奥戸 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 奥戸  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 上小松 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 下小松 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 上平井 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 計   | 二四 | 一四 | 三  | 一  | 一  | 二二 |

六、歸休兵 (大正四年八月現在)

| 兵科  | 陸   |   | 軍                                       | 海                          | 軍  | 計  |
|-----|---|---|---|----------------------------|----|----|
|     | 歩兵  | 騎兵  |   |                            |    |    |
| 大字別 | 歩兵 <td>騎兵 <td>砲兵 <td>工兵 <td>輜重</td> <td>水兵</td> </td></td></td> | 騎兵 <td>砲兵 <td>工兵 <td>輜重</td> <td>水兵</td> </td></td> | 砲兵 <td>工兵 <td>輜重</td> <td>水兵</td> </td> | 工兵 <td>輜重</td> <td>水兵</td> | 輜重 | 水兵 |
| 曲金  | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 諏訪野 | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 鎌倉  | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 細田  | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 新奥戸 | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 奥戸  | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 上小松 | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 下小松 | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 上平井 | 一   | 一   | 一                                       | 一                          | 一  | 一  |
| 計   | 一〇  | 三   | 一                                       | 一                          | 一  | 一五 |

七、豫備役人員 (大正四年八月現在)

| 兵科  | 陸  |    | 軍  | 海  | 軍  | 計   |
|-----|----|----|----|----|----|-----|
|     | 歩兵 | 騎兵 |    |    |    |     |
| 區別  | 歩兵 | 騎兵 | 砲兵 | 工兵 | 輜重 | 衛生部 |
| 曲金  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 諏訪野 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 鎌倉  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 細田  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 新奥戸 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 奥戸  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 上小松 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 下小松 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 上平井 | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一   |
| 計   | 二五 | 一五 | 四  | 一  | 一  | 一   |

八、後備役人員 (大正四年八月現在)

| 合計 | 軍海 |    | 軍  |     |     |    |       | 陸   |    | 兵科<br>區別 |
|----|----|----|----|-----|-----|----|-------|-----|----|----------|
|    | 計  | 水兵 | 計  | 縫工卒 | 輜重兵 | 工兵 | 兵助、重砲 | 砲野砲 | 騎兵 |          |
| 九  |    |    | 九  | 二   | 二   | 一  | 一     | 一   | 二  | 曲金       |
| 六  |    |    | 六  |     |     |    |       |     | 二  | 諏訪野      |
| 七  |    |    | 七  | 三   | 一   |    |       |     | 二  | 新鎌倉      |
| 五  |    |    | 五  |     |     |    |       | 二   | 一  | 細田       |
| 五  | 一  | 一  | 四  |     |     |    |       |     | 三  | 新奥戸      |
| 二  |    |    | 二  | 一   |     |    |       | 二   | 一  | 奥戸       |
| 二  |    |    | 二  |     |     |    |       |     | 一  | 上小松      |
| 〇  |    |    | 〇  |     |     |    |       | 一   | 二  | 下小松      |
| 一五 | 一  | 一  | 一四 | 二   |     |    |       | 一   | 二  | 上平井      |
| 七〇 | 二  | 二  | 六八 | 一   | 七   | 三  | 三     | 四   | 八  | 計        |

九、補充兵既教育者 (大正四年八月現在)

| 合計  | 衛生部 | 輜重 |   | 工兵 |   | 騎兵 |   | 步兵 |   | 兵科<br>區別 |
|-----|-----|----|---|----|---|----|---|----|---|----------|
|     |     | 輸  | 重 | 兵  | 兵 | 兵  | 兵 | 兵  | 兵 |          |
| 一五  |     |    | 六 | 一  | 一 | 八  |   |    |   | 曲金       |
| 二六  |     | 二  |   |    |   |    |   |    | 三 | 諏訪野      |
| 二三  |     | 三  |   |    | 四 | 五  |   |    |   | 新鎌倉      |
| 九   | 一   | 二  | 一 |    | 三 | 二  |   |    |   | 細田       |
| 一五  |     | 九  |   |    | 三 | 三  |   |    |   | 新奥戸      |
| 二六  |     | 九  |   |    | 四 | 三  |   |    |   | 奥戸       |
| 九   |     | 四  |   |    | 二 | 三  |   |    |   | 上小松      |
| 三三  |     | 六  |   |    | 六 | 二  |   |    |   | 下小松      |
| 四九  |     | 四  | 一 | 二  | 九 | 一  | 三 |    |   | 上平井      |
| 一七〇 | 一   | 五  | 九 | 二  | 三 | 一  | 七 |    |   | 計        |

十、補充兵未教育人員 (大正四年八月現在)

| 合計 | 工砲 |   | 騎兵 |   | 步兵 |   | 兵科<br>區別 |
|----|----|---|----|---|----|---|----------|
|    | 兵  | 兵 | 兵  | 兵 | 兵  | 兵 |          |
|    |    | 二 |    |   | 八  |   | 曲金       |
|    |    |   |    |   |    | 三 | 諏訪野      |
|    |    | 五 |    |   | 六  |   | 新鎌倉      |
|    |    | 三 |    |   | 三  |   | 細田       |
|    |    | 二 |    |   | 三  |   | 新奥戸      |
|    |    | 四 |    |   | 三  |   | 奥戸       |
|    |    | 二 |    |   | 三  |   | 上小松      |
|    |    | 六 |    |   | 三  |   | 下小松      |
|    |    | 二 | 九  | 一 | 三  |   | 上平井      |
|    |    | 二 | 三  | 一 | 七  | 四 | 計        |





十六、自明治三十九年歸郷兵 (全部明治三十七八年戰役從軍者)

| 兵科官等 | 勳功 | 氏名     |
|------|----|--------|
| 歩軍曹  | 勳七 | 田中道太郎  |
| 上伍   | 勳七 | 石川石三郎  |
| 同    | 勳七 | 福島七太郎  |
| 同    | 勳七 | 岡本券次郎  |
| 同    | 勳七 | 上野松太郎  |
| 同    | 勳七 | 牧野喜平次郎 |
| 同    | 勳七 | 矢野喜平次郎 |
| 同    | 勳七 | 齋藤正助   |
| 同    | 勳七 | 石川坂太郎  |
| 同    | 勳七 | 清田八太郎  |
| 同    | 勳七 | 田中三太郎  |
| 同    | 勳七 | 清水隆二   |
| 同    | 勳七 | 河野久次郎  |
| 同    | 勳七 | 堀野八次郎  |
| 同    | 勳七 | 關根光太郎  |
| 同    | 勳七 | 石川熊次郎  |
| 歩軍曹  | 勳八 | 會田岩太郎  |
| 同    | 勳八 | 三田作次郎  |
| 同    | 勳八 | 石川新吉   |
| 同    | 勳八 | 宇佐美初太郎 |
| 同    | 勳八 | 三田彌五郎  |
| 同    | 勳八 | 奈良橋誓太郎 |
| 同    | 勳八 | 杉山忠藏   |
| 同    | 勳八 | 橋本伊三郎  |
| 同    | 勳八 | 三田三吉   |
| 同    | 勳八 | 田邊耕一   |
| 同    | 勳八 | 矢野作藏   |
| 同    | 勳八 | 杉浦德太郎  |
| 同    | 勳八 | 鈴木龜次郎  |
| 同    | 勳八 | 荒井助太郎  |
| 同    | 勳八 | 牧野本吉   |
| 同    | 勳八 | 鈴木三太郎  |

| 兵科官等 | 勳功 | 氏名     |
|------|----|--------|
| 歩軍曹  | 勳八 | 吉田初太郎  |
| 同    | 勳八 | 白井末吉   |
| 同    | 勳八 | 大熊熊次郎  |
| 同    | 勳八 | 杉浦藤吉郎  |
| 同    | 勳八 | 澤口德太郎  |
| 同    | 勳八 | 牧野銀藏   |
| 同    | 勳八 | 森喜兵衛   |
| 同    | 勳八 | 井口濱藏   |
| 同    | 勳八 | 猶江勘次郎  |
| 同    | 勳八 | 三田忠治   |
| 同    | 勳八 | 月村平    |
| 同    | 勳八 | 月村時之助  |
| 同    | 勳八 | 田島増太郎  |
| 同    | 勳八 | 井上鐵五郎  |
| 同    | 勳八 | 田邊由太郎  |
| 同    | 勳八 | 福島熊次郎  |
| 同    | 勳八 | 汝澤七五郎  |
| 同    | 勳八 | 奈良橋藤次郎 |
| 同    | 勳八 | 田窪庄次郎  |
| 同    | 勳八 | 石塚七五郎  |
| 砲軍曹  | 勳七 | 村上桑吉   |
| 同    | 勳七 | 杉浦國藏   |
| 同    | 勳七 | 鈴木初五郎  |
| 同    | 勳七 | 田中増次郎  |
| 同    | 勳七 | 齋藤富藏   |
| 同    | 勳七 | 中野源次郎  |
| 同    | 勳七 | 木村宗吉   |
| 同    | 勳七 | 石井迅吉   |
| 同    | 勳七 | 石川平一郎  |
| 同    | 勳七 | 福島己之吉  |
| 同    | 勳七 | 佐藤次郎吉  |
| 同    | 勳七 | 井口峰吉   |
| 同    | 勳七 | 清水誠次郎  |
| 同    | 勳七 | 村越太一   |
| 同    | 勳七 | 關根與四郎  |
| 同    | 勳七 | 鈴木又吉   |
| 同    | 勳七 | 田邊政之助  |
| 同    | 勳七 | 野田彦太郎  |
| 同    | 勳七 | 三田千吉   |
| 同    | 勳七 | 井上平五郎  |



| 兵科官等 | 勳功 | 氏名    | 兵科官等 | 勳功 | 氏名    |
|------|----|-------|------|----|-------|
| 輜輸上  | 勳八 | 杉浦藤造  | 輜輸   | 勳八 | 星谷喜三郎 |
| 同    | 同  | 石川濱次郎 | 同    | 同  | 大關米太郎 |
| 同    | 同  | 杉浦重太郎 | 同    | 同  | 鈴木梅吉  |
| 同    | 同  | 神谷與吉  | 同    | 同  | 荒井茂吉  |
| 同    | 同  | 石川新太郎 | 同    | 同  | 萩原寅松  |
| 同    | 同  | 奈良橋嘉七 | 同    | 同  | 星谷甚藏  |
| 同    | 同  | 關根峰藏  | 同    | 同  | 石井初五郎 |
| 同    | 同  | 石井石五郎 | 同    | 同  | 井口秋太郎 |
| 同    | 同  | 井上信吉  | 同    | 同  | 田窪松次郎 |
| 同    | 同  | 杉浦伊助  | 同    | 同  | 清水喜一  |
| 同    | 同  | 三田十四郎 | 同    | 同  | 村越與五郎 |
| 同    | 同  | 奈良橋梅吉 | 同    | 同  | 三浦誠意  |
| 同    | 同  | 杉山文太郎 | 同    | 同  |       |

附、上平井の出征者

| 兵科官等 | 勳功  | 氏名    | 兵科官等 | 勳功  | 氏名   |
|------|-----|-------|------|-----|------|
| 歩伍長  | 勳八七 | 鈴木喜太郎 | 歩一   | 勳七八 | 島村耕助 |

|    |    |       |    |    |        |
|----|----|-------|----|----|--------|
| 歩一 | 勳八 | 町山東作  | 砲一 | 勳八 | 志村伊太郎  |
| 同  | 同  | 志村松次郎 | 同  | 同  | 田中政吉   |
| 同  | 同  | 關口留吉  | 同  | 同  | 鈴木常松   |
| 同  | 同  | 關口清藏  | 同  | 同  | 清水忠次郎  |
| 同  | 同  | 岡本茂助  | 同  | 同  | 秋本和助   |
| 同  | 同  | 鈴木徳太郎 | 同  | 同  | 小日向惣次郎 |
| 同  | 同  | 杉本與市  | 同  | 同  | 志村虎之助  |
| 同  | 同  | 佐藤鐵五郎 | 同  | 同  | 坂本初五郎  |
| 同  | 同  | 秋本鈴太郎 | 同  | 同  | 町山光藏   |

十七、明治三十七八年戦役中従軍戦病死者

本村の戦病死者は、村越與五郎外四名なり、特に其名譽を表彰せむが爲め、當時南葛飾郡兵事義會の編みたる本人の略履歴を左に掲ぐ。

但牧野藤松、森田常太郎の兩氏は舊平井村の應召員なり。

(一) 海軍一等水兵勳八等 村越與五郎君

君は南葛飾郡奥戸村大字奥戸千三百七十四番地村越初五郎君の令弟にして明治十年十一月十一日を以て生る

君は明治三十年の徴兵にして水兵の選に當り同年十二月一日吳海兵團に入り明治三十四年十一月服役満期志願して再役に服し累進して一等水兵となる

明治三十三年北清事變に従事し其戦功に依り明治三十四年十二月二十八日金邊拾圓下賜明治三十五年五月十日従軍記章授

與せらる

軍艦豐満、嚴島、扶桑、鎮遠等の乗込を経て明治三十六年二月二十八日吉野艦乗込を命ぜられ爾來同艦乗込中明治三十七年二月六日佐世保を發し征露の軍に従ひ軍務に勉勵し同年五月十五日旅順封鎖任務中不幸にして同艦は山東角附近に於て濃霧に遭ひ軍艦春日と衝突して沈没す君亦同艦と運命を俱にして戦死せらる

明治三十七年七月

南葛飾郡兵事義會

(二) 陸軍近衛歩兵上等兵勳八等 石川坂太郎君

君は南葛飾郡奥戸村大字諏訪野第四十二番地石川新五郎君の長男にして明治十三年十二月六日生る

君は明治三十三年の徴兵にして同年十二月一日近衛歩兵第二聯隊に入營し軍務に勉勵し一等卒に進み三十六年十二月二十二日善行證書及特別恩賜金を下賜せられ同月二十四日歸休を命ぜらる

今回露國と交戦に當り明治三十七年二月八日充員召集に應じ近衛歩兵第二聯隊に編入せられ同年二月二十一日出征し同年三月十八日朝鮮鎮南浦に上陸同年十月十三日清國九連城、岫岩城、棧子嶺、大西溝北方高地に於ける戦闘中胸部首管銃創を受け遂に名譽の戦死を遂げらる功に依り同日上等兵に進めらる

明治三十八年三月

南葛飾郡兵事義會

(三) 陸軍歩兵一等卒 荒井助太郎君

君は南葛飾郡奥戸村大字下小松九百四十八番地荒井佐助君の二男にして明治十六年二月十一日生る

君は明治三十六年の徴兵にして同年十二月一日第七師團歩兵第二十五聯隊に入營し軍務に勉勵し一等卒に進む今回露國と交戦に當り明治三十七年十一月十三日出征し同年十二月二十三日清國盛京省西陽溝北砲臺北方高地攻撃に際し重傷を被り清國盛京省大平溝第七師團第二野戦病院に入り治療其效なく四月二十六日遂に戦死せらる

明治三十八年五月

南葛飾郡兵事義會

(四) 陸軍輜重輪卒 三田千吉君

君は南葛飾郡奥戸村大字上小松九百二十番地三田三左衛門君の二男にして明治十一年六月二十八日生る

君は明治三十一年の徴兵にして補充兵役となる

今回露國と交戦に當り明治三十八年四月十五日召集に應じ第三軍第十三補助輪卒隊へ編入同月十八日出征し大連上陸遼陽本隊へ到着後同年六月二十日不幸病に罹り後送せられ東京豫備病院千駄ヶ谷分院へ入院治療其效を奏せず遂に明治三十八年八月四日永眠せられたり

明治三十八年十月

南葛飾郡兵事義會

(五) 陸軍輜重輪卒 井口秋太郎君

君は南葛飾郡奥戸村大字奥戸千五百五十番地井口源左衛門君の三男にして明治十一年九月十日生る

君は明治三十一年の徴兵にして補充兵役となる

明治三十七八年戦役に當り明治三十八年七月二日召集に應じ第一師團騎兵第一聯隊補充大隊に入り同年八月二日字品港出帆大連灣へ上陸し滿洲の各所に於て服務中同三十九年二月一日清國盛京省鐵嶺に於て病に罹り同省奉天關東陸軍病院奉天分院へ入院治療其效を奏せず同年四月一日遂に死去せられたり

明治三十九年五月

南葛飾郡兵事義會

(六) 陸軍輜重輪卒 森田常太郎君

君は南葛飾郡平井村大字上平井二千九十二番地森田佐七君の長男にして明治七年六月一日生る

君は明治二十七年の徴兵にして同年十二月二十日近衛輜重兵大隊に入營す

明治二十七八年の戦役に従軍し其戦功に依り明治二十九年一月三十一日一時金貳拾五圓下賜せらる

明治三十七年八月

南葛飾郡兵事義會

第十章 本村の兵事

(七) 陸軍歩兵二等卒 牧野 藤松君

君は南葛飾郡平井村大字上平井千六百七十三番地牧野金之介君の長男にして明治十六年十一月二十四日生る  
 君は明治三十六年の徴兵にして補充兵役となる  
 今回露國と交戦に當り明治三十七年九月二十二日召集に應じ第一師團歩兵第三聯隊補充大隊へ編入せられ第三軍に従ひ同  
 年十二月六日出征し同月十四日清國盛京省青澤窪へ上陸し爾來旅順攻撃軍に加はり數度の戦闘に参加せしが明治三十八年  
 一月二日旅順開城後奉天附近の激戦に參與し同年三月九日清國盛京省田義屯附近に於て勇戦奮闘中頭部貫通銃創を受け同  
 日名譽の戦死を遂げらる

明治三十八年六月

南葛飾郡兵事義會

十八、自明治三十九年歸郷兵  
 至大正元年

| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名      |
|------|-------|------|-------|------|---------|
| 歩軍曹八 | 關口龜次  | 歩上   | 清水兼吉  | 歩一   | 田邊捨五郎   |
| 同伍長  | 關根一郎  | 同上   | 月村卯八  | 同上   | 田島民藏    |
| 同上   | 星谷連三  | 同上   | 井口留吉  | 同上   | 木村兼吉    |
| 同上   | 石川權四郎 | 同上   | 三田吉五郎 | 同上   | 田中鈴吉    |
| 同上   | 中野康三  | 同上   | 佐藤佐吉  | 同上   | 會田林藏    |
| 同上   | 大熊兼治  | 同上   | 奈良橋達三 | 同上   | 岡本倉吉    |
| 同上   | 井上廉治  | 同上   | 關根源太郎 | 同上   | 三田吉五郎   |
| 同上   | 佐藤丑五郎 | 同上   | 石井治郎  | 同上   | 佐々木 兼次郎 |

附、明治三十七八年戦役以後に係る上平井の歸郷者

| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名     | 兵科官等 | 氏名    |
|------|-------|------|--------|------|-------|
| 歩一   | 矢作虎吉  | 砲一   | 萩原藤吉   | 同補充  | 木村仁三郎 |
| 同上   | 石川長次郎 | 同上   | 吉田暉吉   | 同上   | 杉浦安之助 |
| 同上   | 矢作竹次郎 | 同上   | 小川兼次郎  | 同上   | 澤口孝藏  |
| 同上   | 田邊音藏  | 同上   | 田島兼吉   | 同上   | 田邊市五郎 |
| 同上   | 鈴木巳太郎 | 同上   | 杉山正次郎  | 同上   | 石川宇良吉 |
| 同上   | 清水鐵五郎 | 同上   | 月村峯藏   | 同上   | 關根莊治  |
| 同上   | 大關又七  | 同上   | 羽二塚留吉  | 同上   | 小島新之助 |
| 同上   | 石井才治  | 同上   | 田中仁太郎  | 同上   | 關口鈴太郎 |
| 同上   | 澤口清藏  | 同上   | 島崎金太郎  | 同上   | 森田一郎  |
| 同上   | 山内樹一  | 同上   | 汐澤友吉   | 同上   | 森田繁藏  |
| 同上   | 三田末之助 | 同上   | 石川岩次郎  | 同上   | 竹本清次郎 |
| 同上   | 關根幾次郎 | 同上   | 宇田川茂太郎 | 同上   | 堀近藏   |
| 同上   | 田中兼太郎 | 同上   | 鈴木酉藏   | 同上   | 鈴木澤吉  |
| 同上   | 石塚秋太郎 | 同上   | 田邊清次郎  | 同上   |       |

第十章 本村の兵事

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    |
| 歩一   | 田中由五郎 | 砲二   | 田中銀藏  | 砲二   | 杉浦喜太郎 |
| 同    | 杉本金太郎 | 同    | 島村兼太郎 | 同    | 志村竹次郎 |
| 同    | 鈴木銀藏  | 同    | 田中專之助 | 同    | 杉本壽美藏 |
| 同    | 杉本利一  | 同    | 關口傳吉  | 同    | 菊田留吉  |
| 同    | 島村秋藏  | 同    | 清水榮藏  | 同    | 關口伊三吉 |
| 同    | 關口周吉  | 同    | 志村僚藏  | 同    | 佐藤辰五郎 |
| 同    | 關口浦藏  | 同    | 吉田新之助 | 同    | 秋元謙三郎 |

十九、自大正元年 歸郷兵

|      |       |      |        |      |       |
|------|-------|------|--------|------|-------|
| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名     | 兵科官等 | 氏名    |
| 歩上   | 關根孝一  | 騎一   | 小川久太郎  | 歩上   | 小川鐵五郎 |
| 同    | 萩原政吉  | 同    | 田邊作次郎  | 同    | 島村兼太郎 |
| 同    | 三田甚一  | 同    | 關根太市   | 同    | 神谷二三郎 |
| 同    | 上野浦吉  | 同    | 杉浦國藏   | 同    | 志村僚造  |
| 同    | 石井芳五郎 | 同    | 中村文藏   | 同    | 志村僚清  |
| 同    | 小川錦二  | 同    | 關口喜八   | 同    | 平澤賢治  |
| 同    | 橋本鐵次郎 | 同    | 宇田川富太郎 | 同    | 井上賢治  |

二十、征獨從軍者

|    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 工上 | 關口由藏  | 工上 | 石川猛   | 工上 | 會田安太郎 |
| 同  | 佐野兼太郎 | 同  | 星谷八郎  | 同  | 白井銀次郎 |
| 同  | 小儀榮吉  | 同  | 清水六太郎 | 同  | 稻垣龜藏  |
| 同  | 井口梅太郎 | 同  | 宇佐美担治 | 同  | 大關德藏  |
| 同  | 清水菊次  | 同  | 杉浦忠藏  | 同  | 澤口莞爾  |
| 同  | 吉田新之助 | 同  | 大橋重義  | 同  | 金子寅吉  |
| 砲上 | 田中芳太郎 | 砲一 | 石川猛   | 砲上 | 會田安太郎 |
| 同  | 小島嘉七  | 同  | 星谷八郎  | 同  | 白井銀次郎 |
| 同  | 田邊勘次郎 | 同  | 清水六太郎 | 同  | 稻垣龜藏  |
| 同  | 關口由藏  | 同  | 宇佐美担治 | 同  | 大關德藏  |
| 同  | 三田文之丞 | 同  | 杉浦忠藏  | 同  | 澤口莞爾  |
| 同  | 坂本新藏  | 同  | 大橋重義  | 同  | 金子寅吉  |
| 同  | 清水六太郎 | 同  | 石川猛   | 同  | 會田安太郎 |
| 同  | 石川德太郎 | 同  | 星谷八郎  | 同  | 白井銀次郎 |
| 砲上 | 田中芳太郎 | 砲一 | 石川猛   | 砲上 | 會田安太郎 |
| 同  | 小島嘉七  | 同  | 星谷八郎  | 同  | 白井銀次郎 |
| 同  | 田邊勘次郎 | 同  | 清水六太郎 | 同  | 稻垣龜藏  |
| 同  | 關口由藏  | 同  | 宇佐美担治 | 同  | 大關德藏  |
| 同  | 三田文之丞 | 同  | 杉浦忠藏  | 同  | 澤口莞爾  |
| 同  | 坂本新藏  | 同  | 大橋重義  | 同  | 金子寅吉  |
| 同  | 清水六太郎 | 同  | 石川猛   | 同  | 會田安太郎 |
| 同  | 石川德太郎 | 同  | 星谷八郎  | 同  | 白井銀次郎 |



|   |      |    |    |      |       |      |    |    |   |   |
|---|------|----|----|------|-------|------|----|----|---|---|
| 現 | 兵科官等 | 勳等 | 氏名 | 役    | 豫     | 兵科官等 | 勳等 | 氏名 | 備 | 役 |
| 同 | 水一   | 同  | 勳八 | 市川民平 | 關根與太郎 |      |    |    |   |   |

二十一、現役者 (大正四年十二月現在)

|    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 兵科 | 氏名    | 兵科 | 氏名    | 兵科 | 氏名    |
| 歩  | 鈴木酉藏  | 歩  | 澤口晴吉  | 歩  | 中野喜代一 |
| 同  | 橋本藤吉  | 同  | 植村萬吉  | 同  | 大關稻藏  |
| 同  | 月村與太郎 | 同  | 鈴木喜三郎 | 同  | 井上淳治  |
| 同  | 田邊政五郎 | 同  | 鈴木應二  | 同  | 杉浦真次  |
| 同  | 田島元吉  | 同  | 坂本金太郎 | 同  | 田中政二  |
| 同  | 秋元春吉  | 同  | 會田孝壽  | 同  | 井上長藏  |
| 同  | 田中銀藏  | 同  | 田窪仲太郎 | 同  | 關根政太郎 |
| 同  | 竹本誠一  | 同  | 月村信藏  | 同  | 中野真一  |
| 同  | 齋藤永次郎 | 同  | 木村賢次  | 同  | 石川清吉  |
| 同  | 佐藤浦藏  | 同  | 清田與喜松 | 同  | 田中甚藏  |
| 同  | 井上貞治  | 同  | 飯島六郎  | 同  | 小川豐吉  |

|   |       |   |       |   |       |
|---|-------|---|-------|---|-------|
| 砲 | 福島源太郎 | 輜 | 村越録藏  | 水 | 井口與市  |
| 工 | 中野岩吉  | 輜 | 石川竹二  | 同 | 關口仲太郎 |
| 同 | 石川藤三郎 | 同 | 田中欽次  | 同 | 關根藤一  |
| 同 | 田中源次郎 | 同 | 村山久藏  | 同 | 羽二塚末吉 |
| 同 | 田窪七郎  | 同 | 石井清   | 同 | 安井倉太郎 |
| 輜 | 坂本治助  | 機 | 吉田浪治  | 同 | 石井喜重  |
| 同 | 星谷稻藏  | 水 | 石川金之助 | 同 |       |

第二項 奥戸村兵事義會

一、會 規

(イ) 奥戸村兵事義會々則

- 第一條 本會ハ奥戸村兵事義會ト稱シ假事務所ヲ奥戸村役場内ニ置ク
- 第二條 本會ハ本村ニ本籍ヲ有スル軍人ヲ優待シ益々忠君愛國ノ思想ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ南葛飾郡兵事義會ト氣脈ヲ通シ同會ノ本村ニ於ケル事業ヲ補助執行スルコトヲ得
- 第四條 本會々員ハ本村住民ヲ以テ組織シ一月ノ戸主又ハ家族ノ内一名ハ必ス會員タルノ責務ヲ負フモノトス
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 (村長ヲ推薦ス)
- 副會長 一名 (助役ヲ推薦ス)

第十章 本村の兵事

幹事 若干名 (村會議員及各區長ヲ推薦ス)  
會計掛 一名 (收入役ヲ推薦ス)

書記 若干名 (會長之ヲ任免ス)

第六條 會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第七條 幹事會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一 會費ノ徵收ニ關スル件

二 本會議入出豫算ノ議決及決算ノ認定ニ關スル件

三 歸郷兵ニ贈與スル慰勞金ニ關スル件

四 現役中ニ死亡シタル者又ハ負傷シテ不具若クハ療疾トナリタル者ニ對シ贈與スル弔慰料又ハ慰問料ニ關スル件

五 現役又ハ充員應召者ニシテ出征シタル軍人家族ノ慰問及扶助又ハ戰病死者ニ對スル弔慰料等ニ關スル件

六 其他必要ト認ムル事項

第八條 幹事會ハ必要アル毎ニ會長之ヲ招集ス

第九條 本會ノ會費ハ會員ノ負擔トス

但シ時宜ニ依リ會員外ヨリモ寄附金ヲ募集スルコトアルヘシ

第十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月ニ起リ翌年三月ニ終ル其收支決算ハ毎年之ヲ會員ニ報告ス

(ロ) 奥戸村出征軍人家族扶助規程 (明治三十七年三月決定)

第一條 本會ハ今回日露戰役ノ爲メ本村在籍者ニシテ兵役ニ在ル者ノ召集ニ應ジ又ハ現役ニシテ出征シタル軍人家ニ對シ本規程ノ定ムル所ニヨリ扶助ヲ爲スモノトス

第二條 第一條ノ軍人家ニシテ自活シ得ル資産ヲ有セス且親戚中ニ之ヲ助ルモノナキトキハ左ノ區別ニ從ヒ扶助ヲナスモノトス

トス

一、十五歳未満六十歳以上ノ者

一人一ヶ月 金 壹 圓

二、十五歳以上六十歳未満ノモノト雖モ病氣ニ罹リ自用ヲ辨スルコト能ハサル者

同 上 金壹圓五拾錢

第三條 第一條ノ軍人家ニシテ前條ニ該當セサルモ生計ニ困難ナル者アルトキハ家計補助トシテ一月ニ對シ一ヶ月金五拾錢

以上金貳圓迄之ニ贈與スルコトアルヘシ

但此場合ハ三ヶ月分ヲ取纏メ贈與スルコトヲ得

第四條 第一條ノ軍人家ニ對シテハ一般ニ毎月金參圓宛ヲ贈リ之ヲ慰問スルモノトス

第五條 第一條ノ軍人中ニ戰病死者アルトキハ左ノ區別ニ依リ其遺族ニ弔慰料ヲ贈與ス

但負傷ノ爲メ療疾又ハ不具トナリタルモノニ對スル贈與金額ハ其都度之ヲ定ム

一、出征中戰死シタル者

金參拾五圓

二、出征中職務ニ基因シ死亡シタル者

金貳拾五圓

三、征途ニ上リタルモ内地ヲ離レス職務ニ基因シ死亡シタル者

金拾五圓

四、内地ニ在テ職務ニ基因シ死亡シタル者

金拾圓

第六條 本規程施行ニ要スル資金ハ其半額ハ會員ノ毎月ニ分賦シ又ノ半額ハ戸別割ヲ標準トシテ本村内各戸ヨリ寄附金ヲ募集

シテ之ニ充ツルモノトス

第七條 本規程ハ明治三十七年四月ヨリ施行ス

奥戸村兵事義會

(ハ) 日獨戰役出征軍人家族扶助ニ關スル規定

今回ノ戰役ニ關シ本村在籍者ニシテ兵役ニ在ル者ノ臨時召集ニ應ジ又ハ現役ニシテ出征シタル軍人家ニ對シテハ明治三十七

年三月議定ノ奥戸村出征軍人家族扶助規程ヲ適用ス

但同規程第六條資金徵收及寄附ノ募集ヲナス迄ノ間ハ一時會計掛ニ於テ他ヨリ繰替又ハ借入レ支辨シ置クモノトス

大正三年十月七日

奥戸村兵事義會

### 第三項 帝國在郷軍人會奥戸村分會

帝國在郷軍人會奥戸村分會は、明治四十四年の設立にして、同年三月規約を制定し、之に依りて分會長、及分會副長以下、役員を選擧す。是より先、本村は、明治三十九年八月一日、當路者の獎勵に由り、在郷軍人の爲めに、其品位を維持し、以て志氣を振作し、義勇奉公の誠を致し、我が國威を宣揚するの一助たらしめんと欲し、奥戸村在郷軍人同盟團なる者を組織し、機關として幹事長一名、幹事八名を選擧し、團長には田島増太郎氏當選し、會務に執掌せり。爾後役員に更迭ありしも、著々會務の發展を圖り來りしに、明治四十三年十一月三日、帝國在郷軍人會設立せられ、本村に於て本分會を設立したるを以て、奥戸村在郷軍人同盟團を廢し、同團の事業の全部を之に移せり。本分會は、規約の下に役員を選擧し、分會長に石川石三郎氏、副長に汝澤七五郎氏を推せり。爾來毎年、規約に基き、陸軍記念日、及總會當日、戰病死者の祭典を舉行し、又壯丁の入營する者に對しては、其入營前、豫備教育として、之に夜學を修めしむ。其教師は、役員之に當れり。其他癡兵、及び戰病死者遺族の優待、或は傷病者の家業を幫助し或は會員死亡者の弔

慰、徵兵検査、及び簡閱點呼の際の如きは之れが幹旋に努め、或は他の分會と聯合して、各種鍊膽尙武の技を演習するが如き、或は會員共同して、學校運動場の整理に助力する等、其活動大に見るべき者あり。大正四年八月、石川分會長以下、役員任期満ち、退職す。石川分會長以下役員諸氏は、本分會創立以來、大正四年に至るまで在職五箇年の久しきに亙れり、而も終始一貫以て會務に執掌せられたるは本村民の深く謝する所なり。茲に特記すべきは、忝くも今上陛下重きを在郷軍人に置かせられ、之を殊遇し給へることは是れなり。

陛下 踐祚の初めに當り、新に 勅語を陸海軍人に下し給ひ、又 卽位の大禮あるに當り、同年十二月二日、靖國神社内に開きたる全國在郷軍人會大會の代表者を宮城に召させられ、之を親閱して 勅語を下し給ひたるが如きは、乃ち在郷軍人の無上の榮譽と謂はざるべからず。在郷軍人たる者、此の榮譽を荷ふと同時に、其の責任は更に一層の重きを加へたるものと謂ふべし。而して當時、本村の在郷軍人は、石川前分會長に依りて代表せられ、旗手として宇佐美初太郎氏之に従ひたりき、而して尙ほ或は觀艦式に參列し、或は後樂園、及び濱離宮の拜觀を仰付られ、或は内藤新宿植物御苑に召させられ、茶菓を下し賜はりたる等の如きは、忘れむと欲して、而も忘るる能はざるの名譽にあらずや。

又曩に優渥なる 勅語を帝國在郷軍人會に賜はり、且つ内帑金をも 下賜せられ、在郷軍人の教



養に一層の發達を加へむことを望ませ給ふや切なり。望らくは本分會々員たる者、宜しく聖旨のある所を奉體し、日々修養練磨を怠らず、益々軍人の精神を發揮するに努め、進みては共に盡くし、退きては業を勵み産を治め、所謂良民は即ち良兵、良兵は即ち良民たるの實を擧げられむことを。左に尙ほ大正三年十一月三日付、内帑金下賜御沙汰書、寺内帝國在郷軍人會長の同日下賜の 勅語に對する奉答上奏文、帝國在郷軍人會總裁宮貞愛親王殿下の令旨、岡陸軍大臣、八代海軍大臣の訓示、寺内會長の訓示、大正四年十二月二日、下賜の 勅語に對する總裁宮殿下の奉答上奏文、並 令旨、一木内務大臣及び大隈帝國在郷軍人後援會長の祝辭、田中陸軍中將所著壯丁讀本中在郷軍人の一章を掲げて參考に供することとせり。

一、内帑金下賜に關する御沙汰書及奉答文其他令旨訓示寫

(イ) 御沙汰書

帝國在郷軍人會

一金拾萬圓

右

思召ヲ以テ其會ヘ下賜候事

大正三年十一月三日

宮内省

(ロ) 勅語ニ對スル寺内會長ノ奉答文寫 大正三年十一月四日

今回奈クモ優渥ナル 勅語ヲ在郷軍人會ニ賜ヒ内帑金拾萬圓 御下賜セララル

聖旨宏遠臣等感激恐懼ノ至リニ堪ヘス爾今益々奮勵努力誓テ聖恩ニ答ヘ奉ランコトヲ期ス

(ハ) 帝國在郷軍人會總裁宮殿下ノ令旨

天皇陛下ハ陸海軍ノ在郷軍人ニ一層ノ進修ヲ望マセラレ爰ニ 勅語ヲ賜ヒ特ニ本會ニ内帑 御下賜ノ恩命アリ

聖恩ノ優渥ナル感激ノ至リニ堪ヘス會員タル者深ク

聖旨ヲ奉戴シ益々軍人精神ヲ振作シ軍事能力ヲ増進スルハ勿論各其ノ産ヲ治メ業ヲ勵ミ相競テ本會ノ發達ヲ圖リ以テ

聖旨ニ奉答セムコトヲ期セヨ

大正三年十一月四日

(ニ) 陸海軍兩大臣ノ訓示

天皇陛下ハ爰ニ勅語ヲ陸海軍在郷軍人ニ賜ハリ特ニ其ノ會ニ 内帑御下賜ノ 御沙汰アリ蓋シ同會ノ事業ハ在郷軍人ノ教

養ニ深甚ノ關係アリ其ノ振フト振ハサルトハ直ニ軍國ノ強弱ニ影響ス故ニ其ノ一層ノ發達ヲ望マセ給フノ

聖旨ヲ拜シ恐懼ノ至リニ堪ヘス在郷軍人タル者一意

聖旨ヲ奉戴シ其本分ニ盡瘁シ以テ洪大ナル

皇恩ニ報セムコトヲ期セサルヘカラス若シ夫レ 御下賜金ハ鄭重ニ之ヲ保管シ永ク

聖恩ニ浴セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

右訓示ス

大正三年十一月四日

陸軍大臣 岡 市之助  
海軍大臣 入 代 六 郎

(ホ) 會長訓示

帝國在郷軍人會ハ 總裁宮殿下ノ令旨ヲ奉シ常ニ穩健ナル發達ヲ期セリ而シテ其事業ニ至リテハ仍實ノ名ニ伴ハサルノ感ナキニ非ス將來在郷軍人ノ責務益々重大ナル時世ノ進運ニ徴シテ明カナリ是時ニ當リテ天皇陛下ハ特ニ陸海軍ノ在郷軍人ニ 勅語ヲ賜ハリ且本會ニ内帑 御下賜ノ 御沙汰アリ 聖旨ノ深遠ナル感激措ク所ヲ知ラス會員タル者目ヲ奮テ忠誠ヲ勵ミ奉公ヲ圖リ各々其產ヲ治メ業ヲ勉メ忠良ノ臣民タルニ貢カス以テ

聖恩ニ奉答セサル可ラス各員夫レ之ヲ勉メヨ

大正三年十一月四日

帝國在郷軍人會々長伯爵 寺 内 正 毅

二、帝國在郷軍人會員御親閱の際下賜の 勅語に對する 奉答文及令旨祝辭寫

(イ) 奉 答

陛下玆ニ帝國在郷軍人會々員ヲ 親閱アラセラレ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ貞愛等感激ノ至ニ堪ヘス益々奮勵努力以テ

聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス貞愛帝國在郷軍人會々員一同ヲ代表シ謹ミテ奉答ス

大正四年十二月二日

帝國在郷軍人會總裁 貞 愛 親 王

(ロ) 令 旨 (大正四年十二月三日)

天皇陛下允文允武夙ニ軍事ニ 軫念シ給フヤ深シ今回長クモ本會會員ヲ 親閱アリ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ君恩ノ洪大ナル

聖旨ノ深遠ナル感激何ゾ堪ヘン惟フニ字内ノ進運ハ在郷軍人ノ責務ヲシテ倍々重大ナラシム各員精勵努力以テ國家ノ干城ト爲リ以テ國民ノ儀表ト爲リ其ノ本分ヲ完ウシ誓テ

聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期セヨ

(ハ) 帝國在郷軍人會大會祝辭

帝國在郷軍人會大會ヲ催サル、ニ當リ會員代表者ヲ宮城ニ 親閱アラセラレ優渥ナル 勅語ヲ賜ハル光榮至大ニシテ其ノ責任ヤ亦實ニ重シト謂ハサルヘカラス

願フニ本會ノ振否如何ハ國運ノ將來ニ關係スル所殊ニ大ナルモノアリテ存ス予ハ此ノ盛舉ニ當リテ滿腔ノ祝意ヲ表スルト共ニ切ニ本會今後ノ發達ヲ希望シテ已マサルナリ今ヤ軍國ノ事尙終了ヲ見ルニ至ラス世局ノ變轉ハ益々軍事能力ノ増進ヲ促シ地方開發殖産興業ノ途亦愈々其ノ發展ヲ急トスルノ秋ニ際會ス本會々員タルモノ 殊恩ノ深キヲ思フテ更ニ一層奮勵事ニ從ヒ以テ眞兵良民タルヲ期シ益々國家ノ隆昌ヲ圖ルニ努メラレムコトヲ望ム

大正四年十二月三日

內務大臣法學博士 一 木 喜 徳 郎

夫レ在郷軍人ハ武力ノ府庫ニシテ國軍ノ後勁タリ出テハ則チ真兵ト爲リ入りテハ即チ真民ト爲ル富國ト強兵ト實ニ在郷軍人ニ待ツアリ登ニ奮勵セスシテ可ナランヤ

本會ハ在郷軍人ヲシテ切磋琢磨以テ此ノ重大ナル責任ヲ全フセシメンコトヲ期スルモノナリ乃チ知ル本會ノ盛衰ハ國運ノ隆替ニ關スルコト大ナルヲ吾人ノ本會ニ囑望スル所ノモノ深厚ナラサルヲ欲スト雖モ得ンヤ

惟フニ本會ノ組織成リテヨリ既ニ五星霜ヲ閱シ今ヤ支部ヲ置クコト九拾有七分會ヲ設クルコト一萬貳千八百餘會員ノ衆キコト百六十萬ニ垂ントス盛ナリト謂フヘシ茲ニ真辰ヲトシテ大會ヲ舉行スルヤ特ニ 聖勅ヲ賜ハリ泰ナクモ慰諭ヲ加ヘラレ 總裁殿下亦親シク臨ミテ令旨ヲ賜フ重信乏シキヲ帝國軍人後援會長ニ承ハルモノ來リテ此盛事ヲ目睹ス欣躍何ゾ堪ヘン今ヤ歐洲ノ大戰ハ吾人ヲシテ國防ノ堅實ナランヲ欲スルコト轉々切ナラシムルモノアリ此ノ時ニ當リテ此ノ大會アルハ洵ニ事ノ宜シキヲ得タルモノトス

若シ夫レ重信カ主宰スル所ノ帝國軍人後援會ハ素ト軍人ヲ後援シテ之ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメント欲スルモノナリ故ニ夙ニ本會ト相提携センコトヲ約シ二者ノ竝ニ進ミテ以テ國防ノ堅實ヲ致サンコトヲ期ス切ニ望ム本會各支部長並ニ各分會長諸君ノ此ノ提携ノ實ヲ揚ケンカ爲メニ更ニ一段ノ盡力ヲ咨マサランコトヲ重信此ノ席ニ列スルヲ得テ本會ノ隆運ヲ祝シ併セテ平生ノ懷抱スル所ヲ述フ諸君幸ニ留意セラレヨ

大正四年十二月三日

帝國在郷軍人後援會々長伯耆 大 隈 重 信

### 三、田中陸軍中將所著壯丁讀本中在郷軍人の一章

在郷軍人とは、將校下士卒にして現役に在らざる者、および郷里にありて現役に服する者ないふ。すべて國軍の要素とな

し、戦時には充員のため召集せられて軍隊に復歸するものなり。而して我が國陸軍の戦時編成は、在郷軍人を以て主力とし、これに加ふるに現役兵を以てするものなれば、在郷軍人の真否は、直ちに戦國力の強弱に影響し、随つて戦争の勝敗に關係を及ぼすものなり。平素、心掛善き在郷軍人ある國の眞に強大なることは、これを世界の現狀に徴するも明かなり。在郷軍人たるや、戦時にありては、國家の運命を左右し、平時に在りては、國民の發達を指導するの任あり。かるがゆゑに在郷軍人たる者の責任は甚だ重しと謂ふべし。

軍人にして退營するとき、なほ後に重大なる任務の繼續せるにも拘らず、最早全く兵役を終へたるもの、如くに思ひ誤りて、忽ち氣を緩め、數年のあひだ刻苦して學びたる軍事教育を等閑にすることあらんには、爲に國防の完備を缺き、國軍の威力を減するの恐るべき結果を生ぜん。軍人は在郷してその從事する生業の〴〵異なれども、一樣に勸諭の精神を奉體して、常に軍人たる體面を保ち、軍事の智識と能力とを研きて、一日も忽にすべからず。

在郷軍人は、軍隊にありて養はれたる、確實なる精神と、強壯なる體力と、有益なる智識と、規律を守るの習慣とを善用して、おの〴〵その業務を勵むべし。軍隊に在りて能く困苦缺乏に耐へし心を失はず、何等の事業をなすにも、常に軍人らしく奮勵努力して、廣く世人の信頼を受くべきなり。在郷軍人は、既に軍隊の教育を受け、兵役の一半を果せる名譽になふものにして、ことに戰場に出で、勳功を立て、その本分を盡くしたるは、軍人としての最大名譽を有するものなり。されば常に其の名譽を全うして、毫もこれを毀損せざるの心掛なかるべからず。

在郷軍人は、その身分を辨へ、名譽を思ひ、之に伴ふ責任を覺りて、郷黨の中心となり、父老を助け、幼少を戒めて、剛健實實の美風を興し、且つ衛生を進めて一般の健康を増し、産業を勸めて地方を豊かにし、すべて協同一致の精神を持ち、公共の事業に率先盡力すべし、ことに青年幼者は、將來の國軍を成すものなれば、自ら模範を示して之を導き、その精神を勵まし、その體力を鍊るに務むべし。

在郷軍人は、他日相たづさへて戰場に赴き、死生を共にすることあるべきものなり。ゆゑに相互の間は、隊伍にあると等しく、戦友の情義を保ちて、吉凶相慶弔し、患難相救ひ、協同一致して何事をも務むべし。また戦死者の遺族を勞り、戦

友の墳墓を清むべし。かくの如きは、地方人民をして、軍隊の尊敬すべきを知らしめ、兼れて青年の士氣を鼓舞するの助となるべし。およそ軍人が在郷して、傲慢懶惰の風あるときは、爲に軍隊の信用を傷つけ、また地方の發達を害すること夥からず。軍隊の兵は、また地方の良民となるべきものにして、陸海軍が多数の屈竟なる壯丁を集めて、嚴格なる教育を施すの目的は、要するに忠勇なる兵士を養成すると共に、忠良なる國民を造るにあり。されば在郷軍人は、その實踐躬行を以て、この目的を貫徹し、軍人道德は國民道德に一致し、軍隊教育の精神は國民教育の本旨に合するの實を示すべきなり。

我が國には帝國在郷軍人會の設あり、陸海軍の在郷軍人はみな之に加入し、その團結を固めて、相共に軍人の本分を全うし各自の生業に務め、公益に盡くすを目的とす。畏くも 天皇陛下はさきに勅語を此の會に下して宣はく

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民トナリ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城トナリ以テ其ノ本分ヲ盡サンコトヲ期セヨ  
また大禮親兵式を擧げさせたまひしきり特に全國在郷軍人會員の代表者を宮城に召して、これを親閱あらせられ、勅語を賜ひて、其の健在をよろこばせたまひ、汝等益々奮勵克ク其ノ本分ヲ盡シ以テ朕カ倚信ニ副ハンコトヲ期セヨ」と仰せられたり。この事たる實に前古未曾有の榮典にして、これ偏に 陛下が在郷軍人に信頼したまふことの深くましませばなり而して國民のこれに期待するところも亦大なり。是を以て在郷軍人たるものは、常に自ら修めて上は、陛下の御信頼に副ひ奉り、下は國民の期待に報ゆるの志なくして可ならんや、在郷軍人みな相率ゐて、こゝに努めんか、帝國軍隊の眞價はいよく加はり、日本國家の前途はますます安泰なるを得ん。

一、會 規

(イ) 帝國在郷軍人會奥戸村分會規約

第一章 總 則

第一條 當分會ハ帝國在郷軍人會奥戸村分會ト稱ス

第二條 當分會ハ事務所ヲ奥戸村役場内ニ置ク

第三條 當分會ハ主務官廳ノ監督ヲ受クルモノトス

第四條 本規約ハ評議會ノ決議ヲ經タル後支部長ノ認可ヲ得ルニ非ラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二章 目的及事業

第五條 當分會ハ軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉體シ在郷軍人ノ品位ヲ進メ親睦ヲ醇フシ相互扶助シ軍人精神ヲ振作シ體軀ヲ練リ軍事智識ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ當分會ハ左ノ事項ヲ行フ

但シ各項中若クハ數項ノ實施ヲ延期セントスル時ハ評議會ノ議決ヲ經テ支部評議會ノ承認ヲ受クヘキモノトス

- 一 毎年三大節ニハ奥戸村立奥戸尋常高等小學校ニ於テ遙拜式及勅諭奉讀式ヲ行フコト
- 二 陸軍紀念日(三月十日)ニハ奥戸村立奥戸尋常高等小學校ニ於テ祝典ヲ行フコト
- 三 毎年一回陸軍紀念日若クハ總會ヲ利用シテ戰役死亡者ノ祭典ヲ行フコト
- 四 廢兵及戰役死亡者遺族ヲ優遇スルコト
- 五 前一、二、三ノ場合ヲ利用シ擊劍、銃劍術、射擊會等ヲ開クコト
- 六 有勤者ノ名譽ヲ保持セシメ之ヲ優遇スルコト
- 七 會員ニシテ死亡シタルトキハ會葬シ時宜ニヨリ其遺族ニ弔慰金ヲ贈リ又ハ其葬祭ヲ行フコト
- 八 會員ニシテ傷痍若クハ疾病ニ罹リ自活シ能ハサル者又ハ災厄ニ罹リタル者アルトキハ之ヲ救助スルコト

第十章 本村の兵事

- 九 在營兵卒ノ家族ニシテ救護ノ必要アル者ヲ救助スルコト
- 十 會員タリシ者ハ寡婦孤兒ニシテ救護ノ必要アル者ヲ救助スルコト
- 十一 軍隊演習又ハ宿泊ニ際シテ必要ニ應ジ便宜ヲ計ルコト
- 十二 入退營軍人及在營兵ノ慰藉獎勵
- 十三 毎年十一月一日ヨリ同二十五日迄壯丁豫備教育ヲ行フコト
- 十四 前項ノ場合ヲ以テ會員ハ共ニ軍事ヲ研究スルコト
- 十五 其他必要ト認メタル事項ハ評議會決議(決議簿)ニ依リ實施スルコト

第三章 會 員

第七條 當分會ハ奥戸村ニ在住ノ左記該當者ヲ以テ組織シ會員ヲ左ノ三種ニ分ツ

- 一 正會員  
待命、休職、豫備役、後備役、將校、同相當官、准士官及下士卒  
但シ第一國民兵役者ヲ含ミ未教育者ヲ含マズ
- 二 特別會員  
在郷軍人ニ非ラスシテ特ニ當分會ニ功勞アリテ評議會ノ推薦ニ係ル者
- 三 名譽會員  
現役陸軍將校同相當官ニシテ評議會ノ推薦ニ係ル者

第八條 將校、同相當官及特別會員ハ第六條ノ救助及弔慰金ヲ受ケサルヲ本則トス

第九條 正會員ハ會費トシテ毎月金五錢ヲ納付スルモノトス  
但シ第一期(四月)第二期(八月)第三期(十二月)ノ三期ニ領收ス

- 第十條 正會員ハ其届出ヲナス事ナク其他ノ住居又ハ退去ニヨリ入退會ヲ決定スルモノトス故ニ便宜ノ方法ニ依リ前項ノ異動ヲ確メ會員名簿ヲ補修訂正スルモノトス
- 第十一條 正會員中品行方正ニシテ他ノ模範トナルヘキ行爲アリタルモノハ評議會ノ議決ニ依リ賞狀又ハ金品ヲ贈リ其名譽ヲ表彰シ且ツ之ヲ支部長ニ報告スルモノトス
- 第十二條 正會員中素行修ラス屢ニ戒飾ヲ加フルモ尙改悛ノ狀顯ハレサル者ハ評議會ノ議決ニ依リ支部長ノ認可ヲ得除名處分ヲナスモノトス
- 第十三條 退會除名處分又ハ其他ノ事由ニ依リ會員ノ資格ヲ失ヒタル者アルモ既納ノ釐出金ハ返戻セス

第四章 資 産

- 第十四條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス
- 第十五條 分會ノ資産左ノ如シ  
一、正會員ノ納ムル會費  
二、各種會員及其他ヨリ寄贈ノ金品  
三、分會基金ノ利子其他ノ收入
- 第十六條 正會員ノ納ムル會費ハ専ラ經常費ニ充用シ殘餘アルトキハ之カ基金ニ組入ル、モノトス
- 第十七條 寄贈ノ金品ハ寄贈者ノ指定ニ依リ處分シ其指定ナキトキハ基金ニ組入ル、モノトス
- 第十八條 會費額會費ノ免除及分會財産ノ管理法ニ關シテハ本會規約第十條ニヨリ評議會ノ議決ヲ以テ之ヲ定メ支部長ノ認可ヲ受ケタルモノトス
- 第十九條 毎年度ノ收支豫算ハ理事ニ於テ調製シ分會長ノ承認ヲ經テ評議會ニ提出シ年度開始前其協賛ヲ經ルコトヲ要ス
- 第二十條 前年度ノ收支決算報告ハ年度經過後二ヶ月以内ニ於テ理事之ヲ調製シ監事ノ審査承認ヲ經テ評議會ニ提出シ其承認ヲ受ケタル後直ニ支部長ニ報告スルモノトス

第十章 本村の兵事

第五章 機 關

第二十一條 當分會ニ分會長一名分會副長一名理事二名評議員八名ヲ置ク

評議員ハ總會ニ於テ選舉シ分會長分會副長理事及監事ハ評議員之ヲ互選ス

但シ分會長並ニ分會副長ハ支部長ヲ經由シテ會長ニ報告シ總裁ヨリ之レヲ囑託セララル、モノトス

第二十二條 分會長ハ會務一切ヲ總理シ其屬員ヲ任命シ評議會ノ議長タルモノトス

分會副長ハ分會長ヲ補佐シ分會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

理事ハ分會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

監事ハ分會長ノ命ヲ受ケ經理ノ整否ヲ監査ス

第二十三條 當分會ハ重要事件ヲ議決スル爲メ評議會ヲ開ク

第二十四條 評議會ハ分會長分會副長理事及評議員ヲ以テ組織ス

第二十五條 分會長、分會副長、理事、監事、評議員ハ名譽職トシ其任期ハ二ケ年トス

但シ重任スルヲ得又補缺員任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

理事、監事、及評議員ハ毎年四月各其半數ヲ改選ス

第二十六條 評議會ハ分會長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ分會長之ヲ召集ス

第二十七條 評議會ハ議長ノ外定員三分ノ一以上出席スルニ非ラサレハ議決ヲナスコトヲ得ス

第二十八條 評議會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十九條 評議會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、總會、臨時會ニ關スル件

二、豫算議決及決算承認ニ關スル件

三、會費及基金財産ニ關スル件

四、親約變更ニ關スル件

五、財産ノ保管ニ關スル件

六、其他重要ナル事項

第三十條 總會ハ毎年二月之ヲ開ク又分會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時ニ總會ヲ開クコトアルヘシ總會ニ於テハ概ネ左ノ

事項ヲ行フ

一、事務報告

二、會計報告

三、評議員ノ選舉

四、其他必要ト要ムル事項

第六章 戦時ノ特例

第三十一條 戦時ニアリテハ支部ノ通知ニヨリ第六條事項ノ一部ヲ停止スルコトアルベシ

第三十二條 戦時ニアリテハ支部ノ通知ニヨリ第二十一條第三十條ノ規定ニ關シ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第七章 徽章及會旗

第三十三條 正會員ハ本部ニ於テ定メラレタル一定ノ徽章ヲ右胸部若クハ和服ナレハ右襟ニ佩用スルモノトス

但シ時期ニヨリ之ヲ佩用セザルモ妨ケナシ

第三十四條 當分會ニハ本會ニ於テ定メラレタル會旗一旒ヲ設ケ奉迎送集會及會葬等ノ場合ニ之ヲ用フ

第三十五條 本會ノ發行スル雜誌ハ分會ニ於テ一部ヲ購讀スルモ會員ハ又希望ニ依リ定價ヲ以テ之ヲ購讀スルヲ得

但シ機關雜誌ヲ指定シタルトキモ亦之ニ準ス

第三十六條 分會ニ於テ雜誌等ヲ發刊セントスル時ハ必ス其發刊五日以前ニ支部長ヘ届出ヘキモノトス

附 則

第十章 本村の兵事

第十章 本村の兵事

庶務ニ關スル準備帳簿概ネ左ノ如シ

- 一、會員名簿
- 一、日誌
- 一、決議錄
- 一、會員増減錄
- 一、歴史
- 一、往復簿
- 一、其他諸綴

本規約ハ明治四十四年四月一月ヨリ施行ス

(ロ) 帝國在郷軍人會奥戸村分會資金保管出納規定

第一條 分會資金ノ保管出納ヲ確實ナラシムル爲メ本規定ヲ設ク

第二條 資金ハ評議會ノ承認シタル銀行又ハ郵便官署ニ分會長並ニ主任理事ノ連名ヲ以テ預入スルモノトス

第三條 收入金ハ速ニ指定銀行等ニ預入スヘシ

但シ五圓未満ハ主任理事ニ於テ保管スルコトヲ得

第四條 預入通帳又ハ現金ニ代ルヘキ證書ハ主任理事ニ於テ確實ニ之ヲ保管スベシ

第五條 資金ノ出納ハ分會長ノ證明ヲ得テ執行スヘシ

第六條 監事ハ何時ニテモ經理ノ検査ヲ行フコトヲ得

其検査ヲ施行シタルトキハ其時々景況ヲ分會長ニ報告スヘシ

第七條 分會長ハ毎月少クトモ一回前帳簿及資金ヲ検査シ其出納ヲ整理監督スルモノトス

第八條 經理ニ關スル準備帳簿概ネ左ノ如シ

- 一、金錢出納簿
- 一、會費領收明細簿
- 一、寄附金出納簿
- 一、受拂明細簿
- 一、領收證
- 一、決算表
- 一、其他諸綴

附記

本規定に依り保管せる本會の資金現在高貳百貳拾七圓餘あり。

二、役員 (大正四年八月末日)

| 役名     | 兵種官等 | 氏名    | 役名     | 兵種官等 | 氏名    |
|--------|------|-------|--------|------|-------|
| 分會長    | 三等軍醫 | 三浦誠意  | 評議員兼班長 | 歩    | 木村兼吉  |
| 分會副長理事 | 歩軍曹  | 關口龜次  | 同上     | 上看護卒 | 會田安太郎 |
| 常務理事   | 歩上等兵 | 關根孝一  | 同上     | 同上   | 井上康治  |
| 監事     | 歩軍曹  | 石川石三郎 | 同上     | 同上   | 井口梅太郎 |
| 同      | 砲軍曹  | 月村時之助 | 同上     | 同上   | 奈其橋達三 |
| 同      | 二水   | 町山光藏  | 同上     | 同上   | 佐藤佐吉  |
| 同      | 騎    | 小川久太郎 | 同上     | 同上   | 鈴木喜太郎 |
| 同      | 歩    | 石川新吉  | 同上     | 同上   |       |
| 評議員兼班長 |      |       |        |      |       |

附、同分會舊役員 (大正三年十二月末日現在)

| 役名     | 氏名    | 役名     | 氏名   | 役名     | 氏名    |
|--------|-------|--------|------|--------|-------|
| 分會長    | 石川石三郎 | 評議員兼班長 | 神谷與市 | 評議員兼班長 | 星谷連藏  |
| 分會副長理事 | 沙澤七五郎 | 同      | 石川新吉 | 同      | 橋本伊三郎 |
| 理事     | 田邊耕一  | 同      | 會田林藏 | 同      | 佐藤佐吉  |
| 同      | 月村時之助 | 同      | 月村峯吉 | 同      | 佐藤鐵五郎 |
| 同      | 町山光藏  | 同      | 關口龜次 |        |       |

第十章 本村の兵事

同、舊在郷軍人同盟團役員氏名 (明治卅九年八月)

| 役名      | 氏名    | 役名 | 氏名    | 役名 | 氏名    |
|---------|-------|----|-------|----|-------|
| 幹事長兼幹事  | 月村時之助 | 幹事 | 福島七太郎 | 幹事 | 石川新太郎 |
| 幹事副長兼幹事 | 石川石三郎 | 幹事 | 石井迅吉  | 幹事 | 石川新太郎 |
| 幹事會計    | 清水誠次郎 | 幹事 | 會田岩太郎 | 幹事 | 牧野喜平次 |

三、會 員 (大正四年八月現在)

| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名     |
|------|-------|------|-------|------|--------|
| 三等軍曹 | 三浦誠意  | 兵科官等 | 星谷連藏  | 兵科官等 | 矢作勘之助  |
| 伍長   | 石川石三郎 | 兵科官等 | 井上廉治  | 兵科官等 | 萩野孝一   |
| 上    | 關口龜次  | 兵科官等 | 田中三平  | 兵科官等 | 田邊捨五郎  |
|      | 關中道太郎 | 兵科官等 | 牧野喜平次 | 兵科官等 | 田邊耕一   |
|      | 關根一太郎 | 兵科官等 | 沙澤七五郎 | 兵科官等 | 宇佐美初太郎 |
|      | 關島七太郎 | 兵科官等 | 齋藤正太郎 | 兵科官等 | 關根源太郎  |
|      | 關川欣平  | 兵科官等 | 塚本鈴太郎 | 兵科官等 | 關根太市   |
|      | 中川喜太郎 | 兵科官等 | 三田根孝一 | 兵科官等 | 石井芳五郎  |
|      | 鈴木喜太郎 | 兵科官等 | 佐藤丑五郎 | 兵科官等 | 森田仁助   |
|      | 石川權四郎 | 兵科官等 | 福島熊次郎 | 兵科官等 | 石川新吉   |
|      | 中野康隆  | 兵科官等 | 同     | 兵科官等 | 矢部富太郎  |
|      | 清水隆二  | 兵科官等 | 同     | 兵科官等 | 同      |

| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 三等軍曹 | 三浦誠意  | 兵科官等 | 星谷連藏  | 兵科官等 | 小川久太郎 |
| 伍長   | 石川石三郎 | 兵科官等 | 井上廉治  | 兵科官等 | 石井才治  |
| 上    | 關口龜次  | 兵科官等 | 田中三平  | 兵科官等 | 澤口清藏  |
|      | 關中道太郎 | 兵科官等 | 牧野喜平次 | 兵科官等 | 月村時之助 |
|      | 關根一太郎 | 兵科官等 | 沙澤七五郎 | 兵科官等 | 佐藤鐵五郎 |
|      | 關島七太郎 | 兵科官等 | 齋藤正太郎 | 兵科官等 | 關根次郎  |
|      | 關川欣平  | 兵科官等 | 塚本鈴太郎 | 兵科官等 | 關根太市  |
|      | 中川喜太郎 | 兵科官等 | 三田根孝一 | 兵科官等 | 石井芳五郎 |
|      | 鈴木喜太郎 | 兵科官等 | 佐藤丑五郎 | 兵科官等 | 森田仁助  |
|      | 石川權四郎 | 兵科官等 | 福島熊次郎 | 兵科官等 | 石川新吉  |
|      | 中野康隆  | 兵科官等 | 同     | 兵科官等 | 矢部富太郎 |
|      | 清水隆二  | 兵科官等 | 同     | 兵科官等 | 同     |



| 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名    | 兵科官等 | 氏名     |
|------|-------|------|-------|------|--------|
| 砲    | 石塚秋太郎 | 工曹長  | 平澤賢治  | 輜    | 杉浦重太郎  |
| 同    | 田中專之助 | 同上   | 井上賢治  | 同    | 田邊市五郎  |
| 同    | 齋藤富藏  | 同上   | 關口由藏  | 同    | 澤口孝藏   |
| 同    | 清水榮藏  | 同上   | 井口梅太郎 | 同    | 竹本清二郎  |
| 同    | 田島兼太郎 | 同上   | 佐野兼太郎 | 同    | 杉浦忠藏   |
| 同    | 志村僚藏  | 同上   | 清水菊次郎 | 同    | 杉浦伊助   |
| 同    | 關口傳吉  | 同上   | 田邊清二郎 | 同    | 星谷八郎   |
| 同    | 杉山正次郎 | 同上   | 木村仁三郎 | 同    | 星谷稻藏   |
| 同    | 志村伊太郎 | 同上   | 杉浦藤藏  | 同    | 湯淺喜三郎  |
| 同    | 杉浦喜太郎 | 同上   | 石川藤藏  | 同    | 奈良橋梅吉  |
| 同    | 吉田新之助 | 同上   | 神谷與吉  | 同    | 關口鈴太郎  |
| 同    | 大關徳藏  | 同上   | 小島新之助 | 同    | 小日向惣次郎 |
| 同    | 長島末吉  | 同上   | 關根莊二  | 同    | 佐藤辰五郎  |
| 同    | 石井石五郎 | 同上   | 宇佐美担治 | 同    | 清水六太郎  |
| 同    | 田中政吉  | 同上   | 石川幾五郎 | 同    | 石川浦吉   |
| 同    | 野田彦太郎 | 同上   | 關口伊三吉 | 同    | 鈴木梅吉   |
| 同    | 田邊政之助 | 同上   | 菊田留吉  | 同    | 關根近藏   |
| 同    | 鈴木又吉  | 同上   | 杉本壽美藏 | 同    | 關口榮藏   |
| 同    | 石川岩二郎 | 同上   | 秋本和助  | 同    | 町山光藏   |
| 同    | 輸助    | 同上   | 輸助    | 同    | 輸助     |
| 同    | 二     | 同上   | 同上    | 同    | 同上     |
| 同    | 一     | 同上   | 同上    | 同    | 同上     |

第四項 帝國海事協會會員及醴金

| 種別                     | 特別會員 | 通常會員 | 賛助員  | 醴金額  |
|------------------------|------|------|------|------|
| 元奥戸村部内<br>元平井村上平井<br>計 | 一人   | 七人   | 一〇二人 | 四五二円 |
|                        | 一人   | 二人   | 四二人  | 一七二円 |
|                        | 一人   | 九人   | 一四四人 | 五九七円 |

備考 明治三十七八年戦役に際し、帝國海事協會の趣意を賛成して會員となりたる者なり。

第十一章 本村の慈惠

第一節 慈惠

本村の慈惠事業にして、之を記述すべき者なきは、洵に遺憾と爲す所なり。然れども村内一般に、或は規約を結び、往時より五人組の制を襲踏し、隣保相助け、守望相救ひ、或は病院(本村外二十一人、葛飾病院是れなり今、は郡事業に移せり)を設立し、傳染病患者を收容治療し、或は征露従軍戦病死者の遺族、及廢兵の自活に困難なる者に對し、金品を贈りて之を救助し、或は赤十字社員と爲り、同社の事業を助け、或は又愛國婦人會々員と爲り、以て従軍者の遺族、及廢兵を救ふの舉を賛せり。其他別に舉ぐべき特設事業及其企畫なきも、而も本村々民の比較的慈善惠與に務め、且つ公共心に富めるは、日

本赤十字社員、本郡々内百分比の二人〇九厘なるに對し、本村の百分比は、四人二分強なるを以て、差引二人一分強即ち二倍の優越を示せり。抑も同社の事業は、慈善事業中の最大慈善事業を行ふ者、以て之を推知するに足らむ。又明治四十三年八月、驟雨頻りに臻り、荒川及中川氾濫し、爲めに蒙りし損害少からざりしにも拘はらず、其被害の最も甚しかりし、郡内小松川外二町八箇村の罹災民に對し、醸金して之を救済したるが如き、又其翌年即ち明治四十四年八月、海嘯の爲め、郡内砂村外沿海二町五箇村の罹災民に對し、金圓を醸出して之を救済したるが如き、以て之を證するに足らむ。其他一私人にしては、明治三十五年二月、關根保太郎氏が、其先代關根藤四郎氏の死亡に當り、其遺志に依り、村内七十歳以上の高齢者、及村内の貧困者にし對、金參百圓を、同四十三年八月、鈴木八左衛門氏が、中川氾濫して水害を蒙れるに當り、上平井の罹災民に對し、白米八石六斗五升と金四拾參圓餘を惠與したるが如きは、事僅かに村内の一部に屬するに過ぎずと雖も、而も其行爲の慈善に出でたるは、洵に奇特なりと謂ふべし。將來此の種の慈善家、陸續として本村に輩出せむことを望むものなり。小松川外二町八箇町村長の感謝狀並に砂村外二町五箇町村長の感謝狀を左に掲げて參考に供せむ。

感謝狀

同願スレハ客歲八月洪水ハ前古未曾有ニシテ而カモ浸水二旬餘ノ久シキニ互リ家屋ヲ損壞シ財寶ヲ流亡シ什器ヲ浸潤シ田

圃ハ一粒ノ粟タモ得ルコト能ハス樓ムニ家ナク食フニ穀ナク棲館ノ狀實ニ名狀スヘカラス此ノ時ニ方リ貴村亦災害ノ餘沫ヲ受ケ之レカ防備ト救済トニ多大ノ努力ト失費トヲ要セラレタルニモ不拘夥多ノ金員ヲ醸出シテ弊町村ニ於ケル罹災民ノ爲ニ窮乏ヲ救ヒ又一面災後ニ於ケル農家ノタメニ種穀ノ選擇供給ニ多大ノ好意ヲ注カレタルハ貴下位ニ貴村民カ隣佑相憐ノ情誼ニ厚キ賜モノナリトシテ弊町村民等カ深ク感佩シテ措カサル所ナリ

今ヤ災後ノ劃策漸ク其緒ニ就クニ及ンテ益々貴下等ノ至誠ニ感激シテ止マス茲ニ罹災民ヲ代表シ衷心感謝ノ誠意ヲ表ス貴下幸ニ是レヲ貴村民各位ニ傳ヘラレンコトヲ

明治四十四年三月

- |           |    |      |
|-----------|----|------|
| 南葛飾郡小松川村長 | 川野 | 濱吉   |
| 同 平井村長    | 島村 | 誠次郎  |
| 同 吾嬬村長    | 鹿倉 | 吉兵衛  |
| 同 大木村長    | 岩崎 | 傳次郎  |
| 同 本田村長    | 柳川 | 峯太郎  |
| 同 龜青村長    | 矢澤 | 牛右衛門 |
| 同 南綾瀨村長   | 木村 | 甚男   |
| 同 寺島村長    | 小島 | 重兵衛  |
| 同 龜戸町長    | 鶴岡 | 英文   |
| 同 大島町長    | 齋藤 | 市次郎  |

奥戸村長 關根保太郎殿

感謝狀

不肖等茲ニ貴下位ニ貴村民ノ隣佑相憐ノ厚誼ニ感激セル罹災民ニ代リ衷心感謝ノ誠意ヲ表ス同願スレハ今夏ノ暴風雨ハ其

第十一章 本村の慈善

第十一章 本村の慈善

勢強烈ニシテ遂ニ海嘯ヲ起シ東京灣沿海ノ地狂波怒濤ノ侵ストコロトナリ堤防ノ破壊屋宇ノ壞倒人畜ノ死傷夥カラス耕園亦潮水ノ爲メニ甚シク收穫ヲ失ハントス其慘狀窮蹙眞ニ悽愴ヲ極メタリ此時ニ當リ貴村ヨリハ多額ノ金員ヲ贈出シテ弊町村ニ於ケル是等罹災民ノ窮乏ヲ匡濟セラレタルハ畢竟貴下竝ニ貴村民カ隣佑相憐ノ情誠敦厚ナルニ依ルモノニシテ罹災民一同ノ深ク感佩シテ措カサルトコロナリ  
 今ヤ善後ノ劃策其緒ニ就クニ及ンテ深ク貴下竝ニ貴村民ニ對シ再生ノ恩ヲ謝セントス希クハ貴下幸ニ是レヲ貴村民各位ニ傳ヘラレンコトヲ

明治四十四年十二月

- 小松川村長 川野濱吉
- 船堀村長 中島紋右衛門
- 葛西村長 加山安衛
- 瑞穂村長 大塚喜一郎
- 吾嬭村長 鹿倉吉兵衛
- 龜戸町長 鶴岡英文
- 大島町長 浦野作次郎
- 砂村長 小川秀信
- 奥戸村長 關根保太郎 殿

第一項 日本赤十字社 (大正四年十二月末日現在)

|     |      |      |     |   |     |        |
|-----|------|------|-----|---|-----|--------|
| 大字名 | 特別社員 | 終身社員 | 正社員 | 計 | 年釀金 | 現住人口百人 |
|-----|------|------|-----|---|-----|--------|

|     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曲野金 | 諏訪野 | 鎌倉新 | 細田 | 奥戸 | 奥戸 | 上小 | 下小 | 上平 | 中平 | 計  |
| 一   | 一   | 一   | 二  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |
| 一九  | 四   | 一七  | 三  | 三  | 三  | 七  | 元  | 七  | 三  | 六六 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 五   | 一   | 一   | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 二八  | 六  | 三  | 五  | 三  | 三  | 五  | 二  | 四七 |
| 三三  | 三三  | 二五  | 三五 | 三三 | 三五 | 二〇 | 三〇 | 三三 | 二二 | 五三 |

## 第十二章 本村の衛生

## 第一節 衛生

本村には、衛生機關として、衛生委員を常設せり。衛生委員は、常に村民の健康を保持するに任ず。一朝傳染病流行の兆あるときは、之が豫防の事務に服し。患者發生するに臨みては、之が救濟治療の事に従ふ。

其他衛生組合と稱する團體ありて。村民衛生思想の發達、傳染病豫防救治、清潔法施行方法の講究、及其指導に任せり。幸にして本村には傳染病の流行したること幾ど希なり。會一たび腸窒扶斯を患ふる者ありしも、是れ皆特發に過ぎず。而るに明治三十一年九月、曲金に赤痢病患者發生し、傳染十三名に迫るに至りたるを以て、遂に同字觀藏寺を以て、病舎に充て、之を隔離し、以て救治に努めたりき。而も不幸にして、五名の死亡者を出すに至れり。當時其の豫防救治に就きて、金六百參拾圓餘を費し、極力之れが防遏に努めたるを以て、爾後之が發生を見ざるに至れり。抑本村の衛生組合は、明治三十三年二月、東京府令第十六號に基き、之を組織したる者に係ると雖も、其濫觴は、幕政當時の五人組に資り、専ら隣保相助、守望相救の精神を發揮して、各

自の健康を保持し、一朝傳染病流行の徴あるに當りて、之が豫防及救治の實を舉げしめ、惡疫の病毒をして村内に傳播することなからしむるを期せり。而して組合の機關として、組合長、副組合長、評議員を置き、業務を執行せしむ。組合長は村長を推し、副組合長は助役を推し、評議員は各大字區長之に當り、皆報酬を受くることなくして、就職する者と爲す。蓋し五人組の舊慣に仍れるなり。該組合員は、規約の定むる所に由りて、會費を負擔する義務ある者なれども、組合の費用は、概ね本村篤志家の寄附金と本村の補助金とを以て之に充て、會員より會費を徴收したること殆ど少し。

是より先、明治三十一年五月、傳染病院設立の必要を認め、本村は、郡内小松川村(今の小松川町以下做之)外二十箇町村と組合ひ、南葛飾病院を小松川村に設立したり。爾來傳染病患者は、一切自宅治療を許さず、該病院に入院、治療を受けしむること、爲せり。大正二年四月、荒川改修工事施行せらるゝに當り、組合病院の敷地は、同水路敷地と爲り公の爲めに收用せらるゝに會ふや、其補償金壹萬四千四百九拾九圓を得たるを以て、之を敷地の買入、及病舎改築費に充て、本郡小松川町に新築すると同時に、其の組織を改め、組合を解散して、本郡即ち南葛飾郡の經營に移せり。而して組合病院設立以來、本村の入院患者十一名、内全治退院したる者九名、而して組合費の本村負擔額、毎年金貳百圓内外なりき。(本村選出組合議員は山内兼太郎氏にして、組合設立以來、其